

マルクスのサービス概念

— 労働売買説批判 —

青 才 高 志

目 次

序

第1節 マルクスのサービス概念をめぐる

A. 青才前稿 [1977] の結論

B. マルクスのサービス概念をめぐる諸論考

第2節 三つのサービス概念

補注 サービスの語源、歴史的な用法の変化

第3節 労働売買概念批判

A. サービス提供の三形態

B. 不生産的労働者は、労働力を売っているのか労働を売っているのか

C. サービス＝「労働の特殊な使用価値」

D. 不生産的労働と自営のいわゆるサービス業との区別

E. 大吹「労働売買説」批判

F. 金子「労働売買説」批判

第4節 非物質的生産における価値規定の問題

補 節 金子氏におけるサービス概念の転回

序

筆者は、以前、従来混同されてきた「本来のサービス」と「いわゆるサービス労働」との「峻別」に主眼をおいた論文、青才 [1977] を公表した¹⁾。当論文に関しては、それ以後、筆者の知るかぎりにおいてだが、30篇を超える引用・参照・批判を受けた。

筆者は——現在では反省しているが——、青(二) 才的に、一つのテーマに関しての論文は

究めて(極めて)一つ書けばよいのであって、同じテーマに関しての論文を二度・三度と書くべきではないと思っていた。また、前稿公表後、多くの批判、当該テーマに関しての多くの論考を知っても、前稿での自説変更の必要を感じなかったのも、他のテーマに関しての論究に勤しみ、当該テーマに関してこれまで論考を公表することはなかった。渡辺雅男氏 [1980]²⁾が顕揚した、マルクスには、「本来のサービス」の他にもう一つ「役立ちとしてのサービス」(氏自身の表現では、「サービスその自体」、本稿における後の表現ではサービス α) という概念があるという論点を除いては、生産的労働論・いわゆるサービス労働論に関連し前稿 [1977] 公表以後に提示された諸問題は、ほぼ全てすでに前稿において踏まえており、また、その渡辺説も、「本来のサービスといわゆるサービスとの峻別」(『渡辺』, 14頁) という点においては筆者と同じ視点に立ったものであったが故に、非物(質)的労働＝サービス労働、等の諸規定は本来マルクス自身の概念としてはないという、前稿拙論に対する大きな支援であった。それ故、筆者は、他のテーマに関し究める必要の方を優先し、当該テーマに関しては再論しないままだった。

だが、前稿では枚数制約のためマルクスからの引用およびその解釈、諸論者の見解の批判・それとの関連における自説の提示等が不十分であったが故なのか、前稿拙論の内容が必ずしも理解されていない不満を感じ、また、拙論公表

1) 「価値形成労働について——生産的労働とサービス——」(『経済評論』, 1977. 9.)。以下、前稿と呼ぶ。

2) 渡辺 [1980] は、その後、渡辺『サービス労働

論』[1985] (以下、『渡辺』と略記) に所収。また、以下単に「渡辺氏」等という場合には、渡辺多恵子氏のことではなく、渡辺雅男氏のことを意味する。

後の多くの批判に対し反論しなければならないという責務を感じていた。本稿は、その「不満」解消と、「責務」清算のために、マルクスのサービス概念に関し、再論するものである。

前稿においてもそうだったが、筆者が、いわゆるサービス労働論に関し発言しなければならないと思った第一の理由は、マルクス自身は、あれほど、経済(学)的規定は素材的・感性的規定とは関連しない、と明言し、素材的・感性的規定からものを発想する諸見解を物神崇拜の見解と批判していたにも拘わらず、いわゆる「通説」³⁾においては、物に対象化されない限り価値は形成されない、ある人間の活動が価値を形成するためには価値を担う「肉体」を成果としてもたらさねばならない等、経済(学)的諸規定が、素材的・感性的規定とされているところにあった。そして、筆者には、それは、マルクス経済学を「戯画化」するもの(参照、前稿、141頁)、と思えた。以下、本稿の課題も、なによりまして、その点、すなわち、「戯画化」されたマルクスを「元像」に戻す、という点にある。⁴⁾⁵⁾

第1節 マルクスのサービス概念をめぐる

A. 青才前稿[1977]の結論

本稿での論述理解の便を考え、まず最初に、前稿で述べた筆者のサービス概念に関する結論を示しておこう。

筆者は、前稿の本論冒頭部分において、以下のように述べた。[但し、(a)等の内容区分は、今回の挿入。以下、再引する場合等においては、青才引用A等と呼ぶ。]

引用A「(a)「サービス労働」の価値形成の有無をめぐる従来の論争を混乱させてきた原因は、何よりもまず<サービス>概念それ自体が明確でなかったという点にある。……………」

(b)マルクスは、つまるところ、サービスを「使用価値としての労働」(Th. I. S. 379, [MEGA. II/3.6, S. 2175], Re. 212頁 [MEGA. S. 111], 219頁 [MEGA. S. 115], 参照)と規定⁶⁾している。だが、マルクス自身が明らかにしているように、「労働そのものは、その直接的定在すなわちその生きた存在におい

3) 金子ハルオ氏は、いわゆる通説の代表者として位置づけられている。それ故に、本稿での「通説」批判に際しては、主として、金子説がその批判の対象とされることになる。金子説に関しては、[1966]『生産的労働と国民所得』(以下、金子『生産的労働』等と略記)、[1998]『サービス論研究』[以下、金子『サービス』等と略記)、金子[2003]が参照されるべきである。

4) マルクスからの引用・参照に際しては、以下のように表記する。

(1)『経済学批判要綱』, Dietz 1953年版, MEGA. II/1.1・2……Gr. S.一, MEGA. S.一。
(2)『経済学批判(1861-1863年草稿)』, MEGA. II/3.1~6……MEGA. S.一(本来は、MEGA. II/3.1, S.一, 等の形で、MEGAの巻号名を挙げるべきところだが、煩雑さを避けるために、前後の文脈から明らかである場合には、単に、MEGA. S.一, と表記した)。

上記の内、「剰余価値学説史」, MEW版, で公表されていた部分(MEGA. II/3.2~4等)に関しては、参照の便宜を考慮し、Th. I・II・III, S.一, MEGA. S.一, と表記する。

なお、行論上、マルクスの草稿のノート番

号・原ページ数を附記する場合には、例えば、Ms. Heft XXI, 1317-1331等と表記する。

(3)『直接的生産過程の諸結果』, 岩波文庫『資本論綱要』, MEGA, II/4.1, ……Re.一頁, MEGA. S.一。

(4)『資本論』, MEW版……K. I・II・III, S.一。なお、「資本論」第3巻に関しては、第3部主要草稿(MEGA. II/4.2.)のMEGAページ数を、K. III, S.一, MEGA. S.一, の形で、附記する。

(5) なお、(1)(2)の翻訳は、『マルクス 資本論草稿集(1~9)』(大月書店)に収められているが、MEGAページ数から容易に当該翻訳箇所を参照できるので、『草稿集』のページ数は略した。また、訳文は必ずしも上記翻訳等と同じではない。

5) 引用文中の[……]は、特に断らない限りは、筆者(青才)の挿入・追記等である。また、引用文中のそれも含め、本稿での強調符は、特に断らない限りは、全て筆者が附したものである。なお、引用文中の「/」は、そこでの改行を意味する。

6) この「使用価値としての労働」(Re. 212頁, MEGA. S. 111), および、「労働の特殊な使用価

ては、直接に商品として捉えることはできない。
 [直接に商品としてとらえるのは——訳者]
 労働能力だけであり、その一時的発現が労働そのものなのである」(Th. I, S.141, [MEGA. S.459])。それゆえ、マルクスのサーヴィス [service] = 「使用価値としての労働」という規定は、本来、女中 [サーバント servant の] 労働等の、価値形成的要素としてではなく単に使用価値として購入された労働力の発現としての労働、すなわち、不生産的労働のことを

意味していた。……/……

(c)労働力と、活動形態にある労働と、対象化された労働とを明確に区別する限り、賃労働内部の区別であり、それゆえ、労働の経済的形態規定である、女中労働等の〈本来のサーヴィス〉と、物的成果を後に残さないという労働の素材的規定である、学校資本の下での教育労働等の〈いわゆるサーヴィス労働〉⁷⁾と、労働の成果である商品の素材的規定である〈有用効果〉とは、経済学的には全く異なるものとして規定さ

値」(Th. I, S.379, MEGA. S.2175, Re.219頁, MEGA. S.115)という叙述を、筆者は、上記引用Aの(b)で述べたように、不生産的労働に関しての規定のことだと解している。それに対し、金子・大吹氏は、非物質的労働、または、そのサービスのことだと誤り解している。この点については、第3節C「サービス＝「労働の特殊な使用価値」」で詳述する。

7) 筆者は、(前稿, 133-4頁)で述べたように、前稿公表当時の金子氏の、「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との区別を評価し、不生産的労働＝本来のサービス、非物(質)的労働＝いわゆるサービス(労働)、という規定を採用した。その際、筆者は、金子氏の「いわゆるサービス」を「いわゆるサービス労働」という表現に変えた。このことが含意することにつき述べておこう。

(イ)筆者は、「いわゆるサービス労働」という用語を用いる際に、常に、強調符付きの「いわゆる」という修飾を附している。「いわゆる」という修飾語には、中立的に、世間一般ではそういわれているという意味で使われる場合と、否定的に、世間一般では——通俗的には——そういわれているが本当はそうではない、それ故にいわば括弧付きでそう呼ぼうという意味を込めて使われる場合とがある。強調符を附していることからわかるように、筆者の、「いわゆるサービス労働」という用語における「いわゆる」は後者の意味、すなわち、本当は、非物(質)的労働等を「サービス」等と呼ぶべきではない、という意味におけるそれである。

(ロ)とした場合、すなわら、非物(質)的労働等を「サービス」等と呼ぶべきではない、と考えているとした場合には、そのことを明示すべく非物(質)的労働等を「サービス」という用語を一切用いることなく表現するべきではないか、とする立場が成立しうる。例えば、マルクスのサービス概念に厳密な検討を加えている、渡辺氏は、また、但馬末雄氏[2000]はそうであろう。また、渡辺多恵子氏も、[1982]ではそうだろう。だが、筆者は、(前稿冒頭パラグラフ, 128頁)で「旧来の諸

説批判のためにも、旧来の土俵で議論せざるをえなかった面もあるとはいえ、本稿の課題は、旧来の論争の限界を指摘し論争を新たな土俵にすえ直すことにある。」「旧来の論争」のほとんど全ての人が、「サービス労働」という用語を用いているが故に、「旧来の諸説批判のためにも、旧来の土俵」に降りて戦わねばならない、と考え、本来マルクスのいう意味での「サービス」ではない「サービス労働」を——「いわゆる」という限定がある限り誤解されることはありえないだろうと考えて——「いわゆるサービス労働」と呼んだのである。

(ハ)筆者は、前稿において、不生産的労働に対しては「本来のサービス」と、「労働」という用語を附すことなく規定し、非物(質)的労働等は、「本来のサービス」との平仄が壊れることも厭わず——といっても、二三箇所では、この平仄に引きずられ、「いわゆるサービス」と誤記したのだが——「いわゆるサービス労働」と表記した。以下、このことの意味について、青才引用A(c)で述べたことの含意を敷衍しつつ、述べておこう。筆者は、[1]労働力[売っているもの]と、[2]活動形態にある労働と、[3]対象化された労働[上記[2]の労働・の経済的成果]とを明確に区別しなければならぬ、と考えていた。そして、賃労働等の「労働の経済的形態規定」とは、[2]において成立することではなく、[1][2][3]の全体を通じて成立する規定であるが故に、「労働の経済的形態規定である、女中労働等の〈本来のサーヴィス〉[不生産的労働]」は、[1]'消費者に労働力を売り、[2]'主人たる消費者の生活過程において労働し、[3]'固有な意味での経済的成果は何ら生まない労働である、等、[1]'[2]'[3]'の全体によって初めて成立する規定である。それに対し、「学校資本の下での教育労働等の〈いわゆるサーヴィス労働〉」は、それ自体としては、[2]の労働そのものを意味している。マルクスが「サービス労働」というような表現を一度たりとも使ったことがないことを知りつつも、「いわゆるサービス労働」という表記法をとったのも

れる必要がある。」と (129-130頁)。

B. マルクスのサービス概念をめぐる諸論考

渡辺氏は、[1978.12.]で、「マルクスのサービス概念が常識以上の意味をもっていることは、刀田、青才両氏によって指摘されている (刀田…… [1977.5.]、400頁……、青才…… [1977.9.]、134頁……)。」と述べた (『渡辺』、62-3頁)⁸⁾。だが、「マルクスのサービス概念が常識以上の意味をもっていること…… (を) 指摘」した論文は、その時点 (1977年) においてもう一つあった。それは、他ならぬ氏自身の論文 [1977.6.] である。渡辺氏の位置づけに従うならば、1977年に、「マルクスのサービス概念」の再検討を促す論文——発表時期が接近していることから、また、その内容から言ってもわ

かるように、おのおの独立に構想・執筆された論文——が3本同時に発表された訳である。そして、それ以後、「マルクスのサービス概念」をめぐる諸論文が輩出することになる。

以下、1977年以後、マルクスのサービス概念に関し発表された諸論文を紹介しておこう。[なお、取り上げる論文の選択もそうだが、以下述べる、当該論文の内容の指摘、参照指示との関連での継承・批判関係の指摘は、飽くまでも筆者の立場からのそれである]

◆刀田 [1977.5.] 「労働の対象化、物質化、凝固とサービス労働」

マルクスのサービス概念の批判的検討。「役立ちとしてのサービス」概念の抽出。金子氏の、本来のサービスといわゆるサービス、への言及はない。

そのため、すなわち、「いわゆるサービス」と表記したのでは、[2]と[3]との区別のない論者にとって、それは、[2]レベルの「いわゆるサービス労働」のことを言っているのか、それとも、[3]レベルの「いわゆるサービス商品」のことを言っているのか、わからない、と思ったからである。

- 8) 渡辺氏は、その文に続けて次のように述べている。「しかし、刀田氏にあっては、この点 [——刀田氏が、[1977] 400頁で指摘している「マルクスによってサービスが「商品のであれ労働のであれ、ある使用価値の有用的働き」であると定義されていること」(『渡辺』61頁)、それ故に、「役立ちとしてのサービス」のこと——] は、それ以上展開されておらず、青才氏にあっては、マルクスのサービス概念と氏が名づける「本来のサービス」は通常概念である「いわゆるサービス」といかなる関連にあるかが明らかではない。」と (62-3頁)。筆者に係わる部分について若干のことを述べておこう。

まず、渡辺氏は、筆者の「本来のサービス」と「いわゆるサービス労働」の意味をはばら確につかんでいる。前者は、「マルクスのサービス概念」であり、後者は、世間一般に使われている「通常概念」である。筆者は、前稿で、(1)「本来のサービスといわゆるサービス [労働] と (を) 峻別」(『渡辺』、14頁) するとともに、(2) (前稿、132-3頁) で、「二つのサービス概念の区別を明らかにしてきたわれわれは、次に両者混同の根拠を問題にすべきだろう。」と問題提起し、不生産的労働の呼称である「サービス」が、それとは異なる、非物的商品の小生産、資本制的な非物的商品の生産に、さらには、「商品の運輸」、「商業労働・金融操作

等」に、「拡大適用」されるに至った「現実的根拠」について述べた。それ故に、「[本来のサービス] は……「いわゆるサービス」といかなる関連にあるかが明らかではない。」といわれても、筆者としては——(1)両者は「区別・峻別」されねばならないという「関連」にある、(2)両者は、その「現実的根拠」[物象化による物神性]によって混同されてきたという「関連」にある、と述べた、筆者としては——当惑するしかない。

しかし、テキストを読む力のある渡辺氏にそう言われているのだから、「明らかでない」責任は私の側にあるのかも知れない。筆者は、前稿で、「本来のサービス」と「いわゆるサービス (労働)」とを区別し、マルクス本来のサービス概念は前者であると述べた。だが、1)「学校資本の下での教育労働等の、有用効果を生産する労働そのものが、サービスと呼ばれることになる」(前稿、130頁)と述べる際に、[マルクスはそうではないが、不正確な表現等マルクスの「限界」に無頓着な諸論者においては] ということを行わなかった点、2)マルクスの二つのサービス概念として、「本来のサービス」と「いわゆるサービス」の区別について触れた金子氏の論述 (『生産的労働』、110-1頁) を引用した後に、この「用語法を採用」と述べた点 (前稿134頁注)、3)「マルクスにおける両者 [「二つのサービス概念」] 混同の根拠」(132頁) と述べた点、等、前稿は、「いわゆるサービス (労働)」というサービス概念は、基本的にいってマルクスのものではない、という点の強調が足らなかった。もしかすると、渡辺氏は、この点において、「いかなる関連にあるかが明らかではない」と言っているのかも知れない。

◆渡辺 [1977. 6.] 「雇用労働の諸形態」

収入と交換される労働＝サービス。人身的サービス *persönlicher Dienst* と現物サービス *Naturaldienst*⁹⁾。「役立ちとしてのサービス」概念の指摘¹⁰⁾。金子氏の「本来のサービス」は勿論、金子氏への言及一切なし。

◆青才 [1977. 9.] 「価値形成労働について」(前稿)

本来のサービスといわゆるサービス労働との区別。金子氏の「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との区別という論点を顕揚・評価。労働の売買という概念は成立しない。本来のサービスにおいては、労働ではなく労働力が売買される。現物サービスの指摘。

◆田中英夫 [1978. 2.] 「生産的労働とサービスについて」

サービス＝不生産的労働。サービスにおいては、労働力が売られる。青才 [1977. 9.] への言及はない。金子氏への言及はあるが、金子「本来のサービス」概念への言及はない。

◆金子 [1978. 11.] 「サービスの概念と基本性

格」(金子『サービス』序論第1章に所収)

青才 [1977. 9.] への言及。渡辺 [1977. 6.] への言及なし。本来のサービスといわゆるサービスとの区別を初めて強調 [この、強調、ということの含意については、本稿補節で詳論]。

◆渡辺 [1978. 12.] 「労働のサービスと非物質的労働」

刀田 [1977. 5.]・青才 [1977. 9.] への言及。「役立ちとしてのサービス」(渡辺氏の後の表現では、「サービスそれ自体」)概念の再度の提示(『渡辺』, 67頁)。論文表題にも表現されていることだが、サービス労働＝非物質的労働、等としている金子氏等「通説」批判。「非対象的生産物」の存在を認め、非物質的労働の価値形成の問題と非物質的労働の価値形成の問題とは、別個に問題にされるべきと指摘 [この点に関しては、本稿第4節で述べる]。

◆刀田 [1979. 8・10.] 「サービス商品の価値と商品体——赤堀邦雄教授の諸説に関連して——」(1)(2)¹¹⁾。

9) マルクスの人的サービス (*persönlicher Dienst*) と現物サービス (*Naturaldienst*) をめぐる問題について一言述べておこう。この問題は、前稿で、「本来のサービス＝不生産的労働は、労働の経済的形態規定であり、その労働およびその成果の素材的規定性とは関係しない (Th. I, S. 130-1, [MEGA. S. 447, 参照] (130-1頁), 「サーヴィス概念はその成果の素材的内容とは関係ない、という点に関しては、すでに井田喜久治氏(「サービスについて」立教大『経済学研究』1967年5月), 松村一隆氏(「生産的労働とサービス」愛知大『法経論集(経済篇)』1969年)等の指摘がある。」(134頁)と述べたように、けっして、1977年以後、新たに問題になったことではない。だが、マルクスの現物サービス (*Naturaldienst*) 概念は、サービス＝非物質的商品、サービス労働＝物的生産物をもたらすことのない人間を対象とした労働、等、サービス概念を素材的・感性的に捉えていた人々にとっては、驚きであった訳である。そして、非物質的労働＝サービス労働、と規定していた諸論者は、このマルクスの「現物サービス」を自己のサービス概念にどう包括するか、包括すべきかどうか、という点をめぐって、論争を繰り広げることになる。[この点に関しては、本稿第3節F, 特に、[4]項, および、補節, を参照]

10) 渡辺 [1977. 6.] における「役立ちとしてのサービス」概念の指摘(『渡辺』, 43頁)はあくまでも、マルクスの引用という形の指摘であって、その意味等については何ら言及してはならず、当該渡辺論文において構成的なものではない。だが、その指摘は、この当時からすでに、それ故に、上述の刀田 [1977. 5.] と独立に、「サービスとは、商品のであれ労働のであれ、ある使用価値の有用的な働きがいのなものでもない。」(K. I, S. 207)とマルクスが定義していたことを知っていたことを示すものである。この点は、渡辺 [1980] で全面展開されることになる。

11) 刀田氏は、後に、上掲した刀田 [1977] [1979] を含めそれまでに公表した諸論文を——加筆・削除修正、再編の上——, [1993. 10.] 『サービス論争批判』にまとめた。だが、そこにおいては、刀田説は [1977] [1979] 等とは大きく変化・「転回」し、金子氏が、『サービス』本論第5章「サービス論争批判」の批判」で述べた批判の多くが妥当するものと成っている。それ故に、筆者にとって、また、マルクスのサービス概念の解明にとって意義のあるのは、上掲した2論文(刀田 [1977] [1979])のみであるので、以下、刀田氏は多くの論考をものさされているが、それらは、取り上げないことにする。

青才 [1977. 9.] に言及しつつ、不生産的労働においては、労働ではなく労働力が売られると指摘。

◆渡辺 [1980. 9.] 「サービス概念の再検討」

マルクスのサービス概念についての全面的な「再検討」

◆大吹勝男 [1980.12.] 「サービスおよびサービス労働概念について」

刀田 [1977. 5.]・青才 [1977. 9.]・金子 [1978.11.]・渡辺 [1978.12.] に言及。「収入と労働との交換」という本来は「本来のサービス」に関するものであった規定を、「自営のいわゆるサービス業、いわゆるサービス資本に、拡大適用。」

◆馬場雅昭 [1981.12.・1982. 4.] 「サービス労働およびサービスについて」(1)(2)

金子・青才の、本来のサービスといわゆるサービス(労働)との区別に言及。筆者(青才)の表現では、「役立ちとしてのサービス」・「不生産的労働としてのサービス」・非物質的労働等「素材的規定としてのサービス」という、サービス概念の三区分別を明確に提示[以後、この、三つのサービスという形での・マルクスのサービス概念の再検討のスタイルが確定することになる]。

◆馬場 [1982.11.] 「資本制生産におけるサービス生産の三形態」

筆者(青才)の表現では、「不生産的労働」・

「自営のいわゆるサービス業」・「いわゆるサービス資本」によるサービス提供の三形態、の詳論。以前より、サービス提供の三形態を、家庭教師・私塾の教師・学校資本のもとでの教育労働者のそれ等の形で表示することはあったが(参照、前稿、132-3頁)、馬場氏は、表題名からもわかるように「詳論」。以後、サービス提供を、馬場氏が提示した形で比較・検討するというスタイルが確定。

◆渡辺多恵子 [1982.11.] 「賃労働とサービス労働、物質的商品と非物質的商品——論争点の発展のために——」(『経済労働研究 第一集』に所収)

青才 [1977. 9.] 等に言及¹²⁾

◆石倉一郎 [1982.11.] 「討論の回顧と最近の展望」(上掲『経済労働研究 第一集』に所収)。

青才 [1977. 9.] 等に言及¹³⁾。「いわゆる「サービス」労働(正しくは非物質的生産労働)」(上掲書、はしがき)という表現をしている。青才 [1977. 9.] を踏まえ、自説を表現するのによりの確な用語法を採用したといつてよい。それはまた、マルクスの用語法との整合性を確保するものであった。

◆金子 [1984. 5.] 「生産的労働と不生産的労働」(『資本論体系 7 地代・収入』所収の、サーベイ論文)(後に金子『サービス』序論第2章に所収)

12) 渡辺多恵子氏は、青才 [1977. 9.] を、「1972年に私が提起した問題が、きわめて歯切れよく書かれている論文」(80頁)と位置づけている(93頁も参照)。この渡辺多恵子氏の「1972年に……提起した問題」について述べておこう(参照、25-60頁)。マルクスのサービス概念という点については未だ不正確な叙述となっているとはいえ、以下述べるように、筆者前稿(青才 [1977. 9.])で「提起した問題」は——不十分とはいえ——そこではほ出ている。(1)「サービス労働」という用語は、不生産的労働である「所得と交換される労働」に限定されている。(2)そして、その「サービス労働」を、金子氏の「本来のサービス」という用語の使用を意識することのないまま(参照、97-8頁)、「本来のサービス」と呼んでいる(48頁)。(3)その際、不生産的労働者は、——マルクスが多くの場所で

「労働」といっているが故に踏ん切れなかったのだろう——「労働(力)」を売ると言っている(47頁、1972. 9. 25. 初出)。等々。

この1972年当時の渡辺多恵子説は、『日本のこえ』の「紙上討論」において「提起」されたものである。筆者は、前稿を、発表媒体の特殊性の故に、貴重なこの渡辺多恵子説を知ることなく書いた。当該説を知っていたら、当然、それを踏まえた論述をしていた筈であり、としたら、前稿拙論はより理解が容易なものになった筈であるので、その点、筆者の不勉強を、渡辺多恵子氏、および、前稿の読者にお詫びしたい。

13) 「不生産的労働と自営のいわゆるサービス業との区別」に関連しての、青才 [1977. 9.] への言及については、本稿第3節Dで述べる。

「本来のサービス」概念の重視、「いわゆるサービス」概念を「通俗的」として消極化¹⁴⁾

◆渡辺雅男 [1984. 5.] 「サービス労働論の諸問題」(『資本論体系 7 地代・収入』所収の、サーベイ論文)¹⁵⁾

本来のサービス概念を強調

◆大吹 [1984. 6.] 「人間の運輸とサービス」

その後、上記で参照指示した諸論考が、著書としてまとめられることになった。

◆大吹 [1985. 4.] 『流通費用とサービスの理論』

大吹 [1980]・[1984] 等所収

◆渡辺 [1985. 4.] 『サービス労働論』(本稿での略記では、『渡辺』)

渡辺 [1977]・[1978]・[1980]・[1984] 等所収。

◆馬場 [1989. 4.] 『サービス経済論』

馬場 [1981.12.・1982. 4.]・[1982.11.] 等

を所収。

それ以後、マルクスのサービス概念を究めたものとしては、但馬末雄氏の諸論考が揚げられるべきであろう。そのなかで、サービス概念についてもっとも詳細に論じたのは、但馬 [2000. 7.] 『商業資本論の展開 (増補改訂版)』(特に、その第7章) [以下、但馬『増補』等と略記する] においてである。

第2節 三つのサービス概念

マルクスのサービス概念をめぐる諸論者の見解の検討に入る前に、その前提として、これまでの論争史上、マルクスのサービス概念として問題にされてきた「三つのサービス概念」について整理しておこう。

以下述べる、三つのサービス概念の・区分の仕方は——その内容ではなく区分そのものは

14) この点について、および、それ以後、金子氏が、「本来のサービス」を「形態規定としてのサービス」へ、「いわゆるサービス」を「一般的規定としてのサービス」へと、サービス概念を転回Umschlagしたことについては、本稿補脚「金子氏におけるサービス概念の転回」で詳論する。[以下、金子氏におけるサービス規定の用語の変化を、サービス概念の「転回」等と呼ぶ。]

15) 渡辺氏は、上記論文(『渡辺』, 123-4頁)において、「サービス労働 [筆者のいう、いわゆるサービス労働] とその生産物とは区別できるのか。」という点をめぐる論争を紹介した後、「問題は赤堀も刀田も、……「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との区別と関連にたいして無関心であることである。これにたいし、青才だけは、「本来のサービス」から「いわゆるサービス」への転化を「消費者からの自立の完成」にもとめている。」と言っている。まず、「青才だけは、二つのサービス概念の「区別と関連」を問題にしているという指摘に関しては、筆者の問題意識を捉えているものとして感謝したい。だが、「青才……は、「本来のサービス」から「いわゆるサービス」への転化を「消費者からの自立の完成」にもとめている。」という部分に関しては、——多くの諸論者の見解をサーベイするという論文の性格からして、より正確な・また・より詳細な要約を求めることは無理とはいえ——不正確な・説の要約になっている。筆者が、(前稿, 132-3頁)で述べたことは以下の

ことであった。「消費者からの自立」という経済形態にある私塾の教師・学校資本のもとでの教育労働者の労働等は、「サービス」ではない。だが、物象化によって成立する物神性によって、「家庭教師の労働、自営の教師の労働、学校資本の下での賃労働者の労働等、本来経済的には、また形態規定としては全く異なる性格を有する労働も、その労働および成果の素材的感性的同一性のゆえに同一視され、本来は家庭教師の労働への呼称であったサービス概念が、価値を形成する他の労働に対しても拡大適用されることとなる。本来は価値を形成することのない不生産的労働の呼称であったサービス概念が、価値を形成する有用効果の小生産 [にも転用されるという転倒]、さらには、[不生産的労働の対立概念である] 生産的労働にも転用されるという [全き] 転倒が生ずる。[今回の引用で附した、強調 (下線) 部分、に注意されたい。]。筆者は、「消費者からの自立の完成」によって、「本来のサービス」から「いわゆるサービス」への「転化」が生ずるとしたのではなく、「拡大適用」[転用されるという転倒]が生ずることを問題にしたのである。もっとも、渡辺氏が、「転化」という用語をその意味で——「転用」・「転倒」という意味で——用いているのであれば、不正確な・説の要約、とはいえない。だが、渡辺氏の表現のままでは、当該部分だけを読んだ人が、前稿拙論を全く逆の意味に誤解する恐れなしとしな。

—, 前節Bで述べたように, 馬場 [1981. 12.・1982. 4.] によってそのスタイルが与えられたものであり, 金子氏等も, 以下の三区分を踏襲している (例えば, 『サービス』本論第1章, 44-8頁, 初出, 1985. 7. を参照)。

α. 「役立ちとしてのサービス」 (= 「通義」としてのサービス) [以下, サービス α, と呼ぶ]

このサービス概念は, 刀田氏が問題提起し, 渡辺氏が顕揚したサービス概念である。

このサービス概念の意味は広く, 労働のサービス, のみならず, マルクスの「サービスとは, 商品にせよ労働にせよ, ある使用価値の有用的な作用にほかならない。」(K. I, S. 207) という規定にも現れているように, 商品のサービス, さらに, 機械のサービス, 自然力のサービス等をも含むものである (『渡辺』, 91-2頁, 参照)。それ以上である, 剰余価値を生産するという生産的質労働者の資本家に対するサービスの意味でも使われる。

上記の用例からしてわかるように, このサービス α は, 極めて広い意味を持っており, 金子氏 (例えば, 『サービス』, 44頁) がいうように, 経済学的意味におけるサービスというよりも, service・Dienstの直訳, すなわち, 「役立ち」という訳が相応しいものである。このサービス α を, 筆者は, 以下述べるサービス β (= 不生産的労働としてのサービス) を含め, サービスという用語が用いられる時, そのすべてを「通」じて妥当する語「義」をなしているが故に, その性格を顕 (アラワ) すべく, 「通義」としてのサービス, と呼びたい。

β. 「不生産的労働としてのサービス」 (= 「本来のサービス」) [サービス β, と呼ぶ]

この「不生産的労働としてのサービス」は, 論者によって, 様々に呼ばれている。金子氏……サービス概念の転回以前では「本来のサービス」, 以後は「形態規定としてのサービス」。筆者 (青才) ……「本来のサービス」。渡辺氏……「サービス (としての) 労働」, [1984] (『渡辺』第六章) 以後では, 渡辺氏自身による規定の場合も含め, 「本来のサービス」とも言っている。馬場氏……「狭い意味でのサービス」 ([1989], 10頁)。但馬氏……「いわゆるサービス」。等々。筆者が, サービス α・β等の表記法をとるのは, 単に, 略記としてそうするというだけではなく, サービス α の場合にもそうだったのだが, 諸論者によって, 表現が様々に異なるという点にある。

このサービス β は, (形態規定である) 不生産的労働¹⁶⁾のことなので, それは, 人身サービスと現物サービスを含む等素材的規定とはかわりがないものであること, 生活過程 (消費過程) における労働であること, それ故に価値を形成する労働ではないこと, これらのことは, 齊藤重雄氏等¹⁷⁾一部の論者を除き, 共通の確認事項といえる。残された問題は, (1)このサービス β においては, 労働が売られているのか労働力が売られているのか, という点, および, (2)後に述べるサービス γ との関連において, このサービス β を, マルクスのサービス概念において勝義のもの・本質的な規定, マルクス「本来の」規定と考えるかどうか, という点にある。

γ. 「素材的規定としてのサービス」 [サービ

16) 「本源的規定としての不生産的労働」という規定はマルクスにはなく, それ故に, それに対置されたものである「形態規定としての不生産的労働」という規定もない。そしてまた, 「本源的規定としての不生産的労働」という規定もそうであるが, 「形態規定としての不生産的労働」という規定そのものが, 概念として成立するものかどうか疑問なので, 以下, 単に, 不生産的労働と表現する。

17) 齊藤氏の見解については, 齊藤 [2005] を参照。

18) 非物的 (対象的) という規定と非物質的という規定とを, 常に明確に区別している人は, 筆者および渡辺氏等 [この点に関しては, 本稿第3節F [5] および第4節を参照] 少なく, それ故, 非物質的労働等と本人は言っているが, その内実は, 物に対象化することのない労働等, 非物的労働である場合が多い。その点を考慮し, これまでもそうだったが, 以下, 時折は, 非物 (質) 的労働という用語を用いることにする。

ス γ 、と呼ぶ]

非物的労働、非物質的労働¹⁸⁾、労働対象が人間そのものである労働等の、素材的規定としてのサービスまたはサービス労働。金子氏が、かつては「いわゆるサービス」と呼び、サービス概念転回後は、「一般的規定としてのサービス」と呼んでいるもの。

問題は、このサービス γ は、基本的に言ってマルクスのものではない、という点にある。筆者、渡辺氏、但馬氏（『増補』、307頁）は、この立場に立っている。また、[1982]における渡辺多恵子氏もそうである。繰り返しになるが、筆者が、教育労働等の非物的商品を生産する労働を「サービス労働」とは言わず、常に強調符付きの「いわゆる」を附し、「いわゆるサービス労働」と呼んでいるのもそれ故である。

だが、財（有形財）とサービス（無形財）等、世上においては、サービスという場合、このサービス γ のことだとされ、また、金子氏は、このサービス γ を、マルクスのサービス概念、それも、「サービスの一般的規定」であるとしている。この点、すなわち、「経済的形態規定を、この形態規定または範疇の素材的担い手それ自身の持つ属性と見做す、資本制的生産様式に特有な、その本質から生ずる物神崇拜的見解。」（Re.218頁、MEGA. S. 114-5）を批判したマルクスが、他ならぬそのマルクスが、自己と矛盾し、素材的規定に即して、非物的労働、または、その成果をサービスと規定していたとする見解・解釈・「誤解」が生まれたのは次のような理由からであった、と思われる。

(1)マルクスは、サービス β を、「収入と交換される労働」と規定している。サーバントは、労働力を主人（消費者）の「収入と交換」するにも拘わらず、多くの箇所において、不正確にも「労働」を「交換」と表現している。その結果、素材的・感性的にしか事態を捉えられない論者、例えば、非物的商品である「教育（という有用効果）」の売買は、教育労働という労働それ自体の売買であると捉える論者は、教育を受けるということも、収入と（教育労働

という）労働との交換である等、サービス β についてマルクスが述べている部分をサービス γ のことだと誤って捉えた。例えば、筆者が、サービス β （不生産的労働）に関して述べたものだと、と解釈している、「サービスとは、一般に、ただ物象 [Sache] としてではなく活動として有用であるかぎりでの労働の特殊な使用価値の表現でしかない。」（Re.219頁、MEGA. S. 115）というマルクスの叙述を、金子氏は、サービス γ のことだと解釈している（例えば、『サービス』、44頁¹⁹⁾）。総じて、サービス γ のことだと解釈されたマルクスの叙述の多くは、実は、サービス β のことだったのである。

(2)サービス α （「役立ちとしてのサービス」）が、サービス γ のことだと読まれた（誤読された）、ということ。商品分析の抽象の基礎は物的商品であるが故に、マルクスが商品という時その多くは物的商品のことを意味している（前稿、137頁、142頁（注(6)）、142-3頁（注(7)）等参照）。そして、その物的商品という意味での「商品」以外のという意味においてサービス α （役立ちとしてのサービス）が登場する時、そのサービス α は、物的商品以外なのだから、非物的商品のサービス——非物（質）的商品、という概念を認めない、金子・大吹氏等においては、そこで売られているのは労働なので、「労働のサービス」——と捉えられることになる。「役立ちとしてのサービス」は、「通義」的であり、通用性・汎用性があり過ぎる規定である。それ故に、販売対象は、物的商品ではない「役立ち」（サービス）だと表現された場合、サービス α （＝物的商品の「役立ち」＋非物的商品または労働の「役立ち」）＝物的商品の「役立ち」＝非物的商品または労働の「役立ち」（サービス）となるが故に、(物的)商品以外の「役立ち」（サービス α ）は、非物的商品（いわゆるサービス商品）、非物的労働（いわゆるサービス労働）等と捉えられることになったのである。すなわち、この点については、第3節

19) この点については、第3節C「サービス＝「労働の特殊な使用価値」」で詳論する。

Cで詳論するが、「サービスとは、一般に、ただ物象 [Sache] としてではなく活動として有用であるかぎりでの労働の特殊な使用価値の表現でしかない。」(Re.219頁, MEGA. S.115) という文章におけるサービス概念は、「サービス α 」であり、「活動として有用であるかぎりでの労働の特殊な使用価値」とは、「サービス β 」に関する規定なのであるが、その点が誤解され、「サービス γ 」のことだとされたのである。経済的形態規定と素材的・感性的規定との混同を排し、素材それ自身が経済的・社会的規定性をその属性として具有するかのよう現象する物本性を批判したマルクスの「思い」を考える時、あまりにも「通義」的であるが故に、誤り・誤解を引き寄せることになった、マルクスのサービス α (役立ちとしてのサービス) 概念を我々は使わないに如(シ)くはない、ということもできるだろう。

(3)元々——本来的には——マルクス自身の概念枠組(カズイステーク)の内には、このサービス γ はないのだが、当時次第に、サービス γ 的な意味でのサービス、という用語法が、フランス経由で広がりつつあった、ということ。それ故に、他の論者の見解を引用・批判する時等、そのサービス γ 的な含意を有するサービス概念を、マルクスも使っている²⁰⁾。その箇所に関する印象が強く、サービス γ をマルクス自身のサービス概念と誤解した人もいることだろう。

補注 サービスの語源、歴史的な用法の変化

前第2節末の「当時次第に、サービス γ 的な意味でのサービス、という用語法が、フランス経由で広がりつつあった」という記述に関連し、

サービス(service)の語源、その語義の歴史の変遷について、若干のことを語っておこう。[以下の、serve, service, についての記述は、基本的に、“The Oxford English Dictionary”, second Edition, 1989に負っている。以下、Oxford, と略記する。]

A. serve, について

serviceはserveの名詞形であり、serviceの語源、その意味の歴史的变化等も、serveのそれを基礎としている。それ故に、まずは、serveという語について問題にしよう。[以下、レジュメ風を書く]

- (1)語源的系譜としては、中世英語のserve ← ラテン語のservire (to be a servant or slave, serve, という意味) ← servus (slave, servant), である。「役立つ」(サービス α)という動詞形が、もともとの語源ではなく、servus (slave, servant) というサービス β 的な主体(奴——奴隷という特殊歴史的存在ではなく、奴隷, 召使, 一般的に言って、目下(めした)・下部(しもべ)である者, すなわら、ヘーゲルの主と奴の弁証法における奴——)の「主」に対する行為・関係ということが、serveの語源をなしている、という点に注意されたい。

- (2)そのserveは、例えば、以下の意味を持つ。

1. オールド英語にある(神に仕える)という意味。

[キリスト教において、信者(羊飼い)は、主たる神に仕えるservantである。]

2. 奉公する(召使・奴隷として仕える)
3. 役に立つ、間に合う(サービス α 。この用法は、仕える人が行なうこと、というサービス β 的な原義から生まれたもの

20) 渡辺氏は、『渡辺』終章——書下し、故に、初出、1985年4月——, 241頁)で、「J・B・セー等の俗流サービス論を論破していたマルクスの考えのなかには、今日の[金子・大吹氏等の]いわゆる「サービス労働」論の通俗的な前提であるサービス労働の規定——つまり、サービス労働とは物を生まない労働のことであるという規定——は、

かけらも存在しない。」と言っている。「マルクスの考えのなかには」という箇所の強調符部分に意を止めれば、渡辺氏の叙述は誤りという訳ではないが、マルクスの叙述そのもののなかには、「通俗的な……サービス労働の規定」の「かけら」は「存在」する。

である。)[この用法は、1200年以前よりあるようである。]

4. 給仕をする(給仕は、召使がするものである)。(この用法は、1275年以前からあるようである。)[この「給仕」という語義は、「仕」える人による主人への供「給」という意味において、単に、食事の給仕だけではなく、その他の service の提供→service を供給等、より拡散した意味を持つに至ったようである。そして、そのことが、非物的なもの、無形財としての service という語義成立にとって大きな意味をもったようである。]

5. 1442年には、召喚状などを送付するという法律用語として登場している。

ここまでで確認されるべきことは、動詞としての serve それ自体には、無形財としての service 等(サービス γ)の意味はない、ということである。そのことを確認し、以下、その service の意味の変遷を問題にしよう。

B. service の意味の変遷

service が serve の名詞形として成立したとして、その service の意味内容の歴史的变化につき問題にしよう。

a. 17c 以前

1. 神への奉仕, 2. 召使の仕事, 3. ミサ, 礼拝, 4. 奉公, 5. 給仕, サービス, 6. 役立つこと, 利益 (1582年には登場), 7. 兵役 (1590年には登場), 8. テニスで serve をすること (1611年には登場), 等々。

マルクス以前において、上記の全てが登場している。だが、service (無形財) というサービス γ 的な用法は、17c 以前にはない、という点に注意されたい。

b. [Oxford による] サービス γ 的な用法の登場・通用

- ・財とサービス等の、「経済学」用語としての、無形財という意味での service (サービス γ 的な意味でのそれ) の登場は、1939年が最初、とのことで

ある。

- ・1941年に、service 産業、という形で、形容詞的なサービス γ 的な用法が登場。

無形財としてのサービス、等の規定は、動詞形の serve ではなく、名詞形の service から出てきたものであろうと思われる。動詞形の serve には、役立つ等(サービス α)の意味はあるが、それ自体として、無形等(サービス γ)の意味は持たないからである。そしておそらくは、前節で述べたように、service (サービス α の名詞形) - 有形財の service = 無形財の「役立つ」としての service → 無形財、という形で、発生したものと思われる。とした場合、Oxford では、この(無形財としての service) 概念の登場は20c だとしているが、物的商品ではない商品の service を無形財的に——サービス γ 的に——イメージした事例は、それ以前、マルクスの時代でもすでにあったと思われる。何故ならば、マルクスは、特に、フランス系の諸説の検討において、「サービスの生産」等の表現をしているからである。

C. ドイツ語の, dienen・Dienst について。

- a. 動詞形の dienen の原義は、Knecht sein (「奴」であること等、サービス β 的な意味でのそれ) である。英語の serve、と同様の原義・意味をもつ、といえるだろう。

- b. Dienst は dienen の名詞形として成立したものである。だが、ドイツ語の Dienst は、英語の service とは異なり、無形財という意味(サービス γ 的な意味)をそれ自体として持っていない。勿論、service = Dienst、として直訳された場合には、そうでない可能性もあるが……。²¹⁾

第3節 労働売買概念批判

いわゆるサービス労働の価値形成をめぐる論争においては、〈サービス=労働〉説と〈サービス=生産物〉説との対立があった。前節までの展開を踏まえると、「労働のサービス（サービス α ）」という意味においても、「不生産的労働としてのサービス」（サービス β ）」という意味においても、サービス=労働²¹⁾であり、また、非物的商品=サービス（商品）、という規定はマルクスにはない。マルクスは労働の成果・生産物をサービスと呼ぶことはないのだから、もし問題がマルクスのサービス概念をめぐる論争であるのなら、〈サービス=生産物〉という規定は、誤りといわざるをえない。だが、その、キャッチフレーズ的な、サービスは労働なのか生産物なのか、という対立において、文章表現上ではなく、理論内容上争われていたものは、実は、学校資本等のいわゆるサービス業において売られているものは、労働なのか、「サービス商品」と誤って表現された非物的商品・生産物なのか、という点にあった。すなわち、通説=〈サービス=労働〉説は、労働が売買されているとし、非通説（いわゆるサービス労働価値生産説）の多くの人々は、いわゆる「サービス」労働は、「生産物」を生産しそれを売買しているのだ、と言っていたのである。それ故、以下、本節では、労働の売買という概念は成立するのか、という点について、他の論者の検討・批判も含め、述べることにする。

A. サービス提供の三形態

筆者は、前稿（129-130頁）でも述べたように、労働の売買という事態は存在しない、マルクスが労働の売買と言っている場合、その内実は、労働力の売買であるか、「活動形態にある労働そのものとして現象する対象化された労働、すなわち、生産過程と消費過程とが感性的には分離されない非物的商品=有用効果」の売買であるか、そのいずれかである、と考えている。その点を、好便な比較を可能にさせるので、以下、「サービス提供の三形態」の区別を与えることによって、解明しよう。

サービス提供は、以下の三形態に区分される²²⁾。

a. 本来のサービス、不生産的労働としてのサービス。例えば、家庭教師の労働。

家庭教師は、消費者である児童（または、児童の保護者）に、労働力を売る。家庭教師の労働は、主人の生活過程内部での労働であり生産ではないので、固有な意味での生産物をつくることはなく、そしてまた、それ故に、価値を形成することもない。

b. 自営のいわゆるサービス提供者。例えば、私塾の教師。

教育設備等の生産手段を有する私塾の教師は、教育という非物的商品を生産しそれを販売する。それ故に、その労働は価値形成的である。なお、私塾の教師は、物的商品の小生産者がそうであるのと同じく、生産的労働者でも不生産的労働者でもない。

c. 資本制ないいわゆるサービス産業。例えば、学校資本。

21) マルクスがよく使っている Dienstleistung は、そのドイツ語の原語的香りからすると、サービス遂行・サービスをすること、というニュアンスをもった用語である。だが、通常の日本語訳では、「サービス提供」と訳されている。その場合、サービス（サービス的な意味でのそれ）を「提供」[→「供給」]という語感が生じてしまう。とはいえ、本稿では、一般的な訳語に従い、「サービス提供」[「サービス」を供給、ではなく]という言い回しを用いることにする。

22) 但馬氏は、サービス=労働、であり、それは、

結果、効果、成果を意味するものではないと、指摘している（『増補』、290頁等参照）。

23) この三形態についてもっとも詳細に論じたのは、第1節Bでも述べたように、馬場 [1982.11.]「資本制生産におけるサービス生産の三形態」（馬場 [1989] 第3章に所収）である。だが、馬場氏の区分の内容そのものは、表題の「サービス生産」という表現にも現れているように、必ずしもマルクスのサービス概念に沿ったものとはなっていない。

産業資本である学校資本は、教育労働者の労働力を購入し、その労働力を消費することによって、教育という非物的商品を生産しそれを販売する。そして、そこでなされる労働は、価値を形成し、通常の場合には、剰余価値も生産する。それ故に、資本の下での教育労働者は、マルクスが『資本論』第1巻第14章で述べているように、生産的労働者である。

以上のa, b, c, のいずれにおいても、「労働」を売っている訳ではない、という点に注意されたい。

[以下、上記の「サービス提供の三形態」をそれぞれ、(いわゆる)サービス提供a, b, c, と呼ぶ。また、煩雑になるので、前後の文脈からわかる場合には、a, b, c とのみ記す場合もある。

注意。a (家庭教師)は、本来の「サービス提供」を行なっており、b (私塾の教師)・c (いわゆるサービス資本の下での労働者)は、非物質的労働等、「いわゆるサービス提供」を行なっている。行論上の便宜の故に、「サービス提供の三形態」、サービス提供a, と、b, 等の言い回しをする場合もあるが、b・cは本来サービスと呼ばれるべきものではないので、本当は、b・cの前には、「いわゆる」という修飾語が附されるべきである、という点に注意されたい。]

B. 生産的労働者は、労働力を売っているのか労働を売っているのか

筆者は、これまで繰り返し述べてきたように、サービスβ (サービス提供a)²⁴⁾において、生産的労働者は、「労働力」を売っていると考えている。

刀田氏²⁵⁾、但馬氏もそうである。

渡辺多恵子氏、馬場氏は、微妙である。両者ともに、労働を売る訳ではないということは当然の前提としつつも、労働力という概念を資本によって購入されるそれに限るべきだという発想があるからなのだろうか、生産的労働者は労働力を売る、と表現することはない。渡辺多恵子氏の場合……造語の「サービス労働(力)」([1982], 81頁)という用語を使用。馬場氏の場合……生産的労働者は「カッコ付きの「賃金労働者」」([1989], 12頁)、生産的労働者が売るものは、カッコ付きの「労働力」(10頁)——この「労働力」につけられたカッコが引用符・強調という意味ではないことに関しては、当該部分初出稿 [1982.4.], 106頁, で、「カッコ付きの「労働力」と言っていることからわかる——。

非常に早く、生産的労働においては、「労働力」が売られるということを指摘したのは、茂木六郎氏 [1958] である。だが、氏は、一度は、マルクス (K. III, S. 395. それ故、エンゲルス加筆部分。) からの引用に依って、「労働力」の売買ということを行いながら (136頁)、直後では、これも、マルクスの叙述に依りながら、「労働力の使用目的がすでに指示されている——純粋に個人的目的と——のであるからには、即ち活動としての労働の内容規定にまで立ち入っているからには、むしろ購買されるものが労働であるということは、……当然みとめられてよい。」(136-7頁)とし、結局、生産的労働においては、「労働(力)」(例えば、138頁)等が売買されるとしている。

渡辺雅男氏。氏は、資本制以前の「サービス関係」を問題にしているということから生じ

24) 生産的労働者が行なう「サービス提供」(サービスβ)は、実際には、人的サービスと現物サービスとを含んでいる。しかし、いわゆるサービス提供b・cとの対比・比較が容易なように、以下、サービス提供aという場合には、教育、理髪等、主として人的サービスを問題にすることにする。

25) 刀田氏は、本文で「[マルクスの叙述において]「労働を買う」などと述べられているとしても、そ

の意味するものは文字通り「労働を買う」ことではない。その意味するものはサービス提供者の労働能力を買うということであり、労働能力が交換されるということである。」と述べた後に注記し、「管見の限りだがこの点については青才高志氏が早い時期に指摘し」と述べ、前稿130頁の参照を指示している。(刀田 [1993], 36頁。初出稿 [1979.8.], 234頁も参照)

たことなのだろうが、「労働力」ではなく「労働」が売買されるとしている（『渡辺』44頁、参照）。だが、資本制社会成立後においても、不生産的労働は存在するのであって、その場合に売買されているものは、「労働」なのか・「労働力」なのかということが問われねばならない。氏は、「サービス（としての）労働」を「雇用労働」と捉えているが故に、正面から問われれば、おそらく、「労働力」だということになるのではないだろうか。また、氏は、「非対象的生産物」という概念は認めているが故に、金子・大吹氏のように、いわゆるサービス提供 b・c において労働が売られるとはけっしていわない、という点にも注意されたい。

さて、金子氏はどうであろうか。氏は、その点に関し、不分明である。だが、この不分明な点の検討は、後で（本節 F「金子「労働売買説」批判」で）行なうとして、氏が、労働力だと言っている箇所もあるので、以下、労働力売買説だと仮に解して、論を先に進めよう。

大吹氏は、サービスを「活動状態での労働の有用性」〔1985〕、298頁〕と規定し、（いわゆる）サービス提供 a・b・c のすべてにおいて、労働〔「活動状態のままの労働」(299頁)〕が、「収入としての貨幣と交換される」という。不生産的労働者も、自営のいわゆるサービス業者も、いわゆるサービス資本家も、同じもの（「活動状態のままの労働」「生きた労働」(310頁)）を売っていると見る見解自体、不生産的労働者とは異なり、後二者は労働手段等を所有しているという点を考慮に入れると、極めて疑問である。だが、その点の検討は、後で（本節 E）で行なうとして、ここでは、不生産的労働者も「労働力」ではなく「労働」を売っていると述べている点に絞って大吹説を問題にしよう。

大吹氏は、「個人に雇われるサービス「労働者」も雇人である主人に収入との交換で労働力商品売ると主張する」「井田……青才……等」(319頁注9)の説の存在を意識してか、大吹〔1985〕304-5頁注3)で、初出論文〔1984〕にはなかった文を追加し、「物的手段〔大吹氏

においては、物的消費手段〕をもたない」「料理女、女中、召使等の家事使用人」も、主人に、労働力商品ではなく「労働」を売る、と言っている。

まずは、上述した箇所で大吹氏も問題にしているが、収入（としての貨幣）と労働との交換、という規定は、資本（としての貨幣）と労働との交換、という規定と対（ツイ）のものである、という点に注意が向けられねばならない。大吹氏も、「資本と労働との交換」という場合に売買されるものは、労働力商品であることを認めている（例えば、297頁、304頁、309頁）。とした場合、両者が「対」の規定・対比的規定であるならば、「収入と労働との交換」という場合にも、実際に売買されるのは労働力商品だと考えるべきではないだろうか。勿論、大吹氏も、そのような批判があることは充分承知で、「しかし、資本ではなく、収入と交換される消費部面での次元において何故労働力商品でなければならないのか。」(304頁)といい、続けて、「料理女の労働を買う」等（Gr. S.183, MEGA. S.196, Th. I, S.135-6, MEGA. S.451-2）のマルクスの叙述を引用している。だが、それまでの論争において、マルクスの「労働を買う」等の叙述は、その内実において、労働力を買う、という意味だと考えるべきだということは繰り返し主張されたことなのであって、マルクスが「労働を売る」と言っている箇所があるというだけでは、批判に対する反論にはなりえていない。もし、そのような、マルクスはどこそこをこう言っている等の引用で不生産的労働者は「労働」を売っている、ということが論証されるとしたら、同様に、資本制的賃労働者も、マルクスは「資本と労働との交換」等、どこそこをこう言っているという引用によって、労働力ではなく労働を売っている、ということになってしまっただろう。

とはいえ、なお、大吹氏は自説を譲らないであろう。前述したことは、従来の論争において当然の前提であったのであり、大吹氏は、それを知りつつ、なおかつ、不生産的労働者は労働

力ではなく労働を売ると言っているからである。問題は、マルクスは多くの場合、不正確にも不生産的労働者は「労働」を売ると言っているのだが、ちゃんと正確に「労働力」を売ると言っている箇所はないのか、という点にある。

筆者は、前稿130頁において、マルクスが明確に「労働力」を売ると言っている箇所を挙げておいた。大吹氏は、[1984]でも[1985]でも筆者の前稿を批判の対象としているので、当然、当該部分を検討されていることだと思うが、筆者が、不生産的労働者も「労働力」を売ると、マルクス(等)が明確に言っていると挙げていた箇所は、以下のものであった。

(1)「1861-63年草稿」, Heft II, MEGA. S.121。「サービスの場合にも、私はたしかにサービス提供者の労働能力を消費するが、しかしそれは、この労働能力の使用価値が労働である、というかぎりにおいてではなく、彼の労働がある特定の使用価値を持っている、というかぎりにおいてである。」

(2) Th. I, S.130, MEGA. S.446。「生産的労働者の労働能力は、彼自身にとっての一つの商品である。不生産的労働者のそれ [労働能力] もそうである。」

(3) Th. I, S.141, MEGA. S.457 [但し、(イ)(ロ)は筆者(青才)の挿入]。「(イ)しかし、商品という概念は、労働がその生産物に物体化され、物質化され、実現されている、ということを含んでいる。労働そのものは、その直接的定在すなわちその生きた存在においては、直接に商品として捉えることはできない。(ロ) [直接に商品として捉えうるのは、……訳者挿入] 労働能力だけであり、その一時的発現が労働そのものである。本来の賃労働がこういう仕方ですべてで説明されうるということは、「不生産的労働

……についても同様である。」[当該部分は後にも、マルクス引用Bとして再引する]。

大吹氏は、[1985] 315頁において、(イ)部分は引用している。何故に、その直後の文を問題にしないのか、疑問といわざるをえない。

(4) K. III, S.395, 参照, MEGA. S.452-3。(マルクス草稿との違い等を[……]内に付す。)「価値を創造する能力 Vermögenとして、労働力 sie [マルクス草稿では, es, 故に労働能力 Arbeitsvermögen] は買われる。生産的に [この、「生産的に」は、エンゲルスの追加挿入] 働かせるためではなしに²⁶⁾それ sie [マルクス草稿では, es 労働能力] を買うこともできる。例えば、純粋に個人的な目的、召使として使うなどということのために買うこともできる [この一文すべて、エンゲルスの追加挿入]。]

上掲した(1)~(3)は、前稿において参照箇所を指示しただけであるのに対し、この(4)は引用した唯一の部分である。だが、マルクス草稿を読むと、不生産的労働者も労働力を売ると、「マルクスは明確に、……いっている。」(前稿, 130頁)とは、必ずしも言えない部分であった。だが、ここでも、マルクスが「働かせるためではなしに、それ [労働能力] を買うこともできる」と言っていることだけは確かである。

(5)その他にも、不生産的労働者は、労働力を売っている、とマルクスが言っている箇所は存在する。だが、これ以上の引用は不要であろう。「資本と労働との交換」と「対ツイ」「対比」において登場する、「収入と労働との交換」という規定における労働が、労働力のことであることは前述したように蓋然性が高い解釈であり、当該部分に関し、マルクスが「労働力」「労働能力」という用語を使用している場合があることが言えれば、すでに、不生産的労働において、

26) 現行版の邦訳では、労働力 sie を労働 arbeiten させる、という日本語は成立しないので、「働かせる」と訳されている。マルクス草稿では es を arbeiten させる、となっている。この es は、Arbeitsvermögen のことだとも思われるが、「価値を創造する能力

Vermögen」という意味での「能力」を働かせるためでなく……、という意味である可能性もある。とはいえ、どちらに解釈しようと、今問題にしていることに関しては、gleichgültig である(どうでもよい、等価である)。

収入と交換されるのは「労働力」であるという解釈はその確定性を得ることになるからである。

総じて、以下のとおりとなる。マルクスは、不生産的労働者が売るものに関し、1)ある時は労働だといひ、ある時は労働力だといっている、2)そして、ある箇所では、労働ではなく労働力だ、といっている、3)さらに、大吹氏とは異なり、労働力ではなく労働だといっている箇所は皆無である。以上の2)3)からいって、マルクスの主張、その解釈としては、不生産的労働者は、労働ではなく労働力を売っている、ということになるだろう。

C. サービス＝「労働の特殊な使用価値」

本節Bでは、マルクスが、「収入と交換される労働」といっていたとしても、収入と交換されるのは労働力であることを明らかにしてきた。すなわち、「収入と交換される労働」＝サービス、と規定された場合、そのサービスは、収入と交換された労働力の・使用価値としての労働、すなわち、サービス提供aの労働、不生産的労働（サービス β ）を意味するものであった。ところが、金子・大吹両氏は、いわゆるサービス提供b（自営業）、いわゆるサービス提供c（いわゆるサービス資本）においても、収入と「労働」が交換されると主張している。そして、両氏ともに、その論拠を、『諸結果』等における、「サービス」＝「労働の特殊な使用価値」、という規定に求め、サービスにおいては、その「労働の特殊な使用価値」（「活動状態における生きた労働」）が売買される、と言っている。例えば、金子氏は、その「労働の特殊な使用価値」をサービス γ （いわゆるサービス（労働））と解し、それが売買されるのだと言っている。金子・大吹両氏の立論の全体は、この、マルクスにおいて本来は、サービス β （不生産的労働、本来のサービス）に関しての規定であった「労働の特殊な使用価値」という規定を、いわゆるサービス提供b・cを含め、（いわゆる）サービス提供全体に対しても妥当する規定だ、と誤

り解した点にあるが故に、以下、サービス＝「労働の特殊な使用価値」というマルクスの規定の意味内容について検討しよう。

[1]金子氏は、筆者が、マルクス「本来」のサービスとは、サービス β （不生産的労働）のことであるという解釈を引き出した（前稿、129-130頁）、サービス＝「労働の特殊な使用価値」というマルクスの規定を、サービス γ （非物的労働、以前の金子氏の表現では「いわゆるサービス」、現在の金子氏の表現では「一般的規定としてのサービス」）と解している。

金子氏は、この、サービス＝「労働の特殊な使用価値」、というマルクスの規定が自説を表現するには適合的な規定と考えたのか、氏が氏の「一般的規定としてのサービス」（サービス γ ）を説明する際には、繰り返し、この叙述を引用している。

『サービス』本論第1章（論文初出1985年）、44頁……「サービスとは、一般に、ただ物としてではなく活動として有用である限りでの労働の特殊な使用価値の表現でしかない。」（Re.219頁、MEGA. S.115。本論文における後の表現ではパラ(6)の叙述）。本論第2章（初出1987年）、71頁。第3章（1990年）、82頁。第4章（1992年）、135頁。第5章（1995年）、158頁。そして、金子[2003]、157-8頁でも、同文の引用。

この繰り返しての引用からして、金子説にとって、このパラ(6)のマルクスの叙述が、氏の説にとって枢軸的な意味を持っていることがわかる。だが、この点に関しては、有力な反論がある。筆者は、これを、サービス β に関しての規定だとした（前稿、129-130頁）。これに接しないのは、前稿では、マルクスのパラ(6)を引用し検討した訳ではないが故に、まだよしとしよう。刀田氏は、「学説史」におけるパラ(6)の元稿をなす部分に関してであるが、「サービスには、「物として提供する」場合と、「活動として提供する」場合の両方がある」（[1977] 400頁）と述べ、事実上、このパラ(6)における「サ

ービス」は、サービス α の謂いである、と言っていた。だが、刀田氏の叙述は短く注において述べられたことなので、金子氏がそれに対し応接しないのもまたよしとしよう。だが、但馬氏は、この『諸結果』パラ(6)と『学説史』対応パラグラフの詳細な検討を踏まえ、金子氏による解釈を批判している（『増補』、狭くとも、313-7頁、広くとると、309-337頁）。金子氏は、その但馬氏の批判を当然読んでおり知っているはずであるにも拘わらず、それに何ら触れることなく、従来の自説、サービス＝「労働の特殊な使用価値」、というマルクスの規定は、サービス γ のことをいったものであるという解釈を、繰り返している。理論的怠慢、といわざるをえない。

[2]以下、サービス＝「労働の特殊な使用価値」というマルクスの規定の「解釈」を行なうが、その前に、一般的にいつて「解釈」、特にマルクスの「解釈」をする場合の注意点を述べておこう。

注意点(1)……文脈・コンテキストのなかで、叙述・規定の意味内容を「解釈」しなければならない。

このコンテキストという問題は、大きなコンテキストという意味では、例えば、当該マルクスの叙述は、『資本論』体系のいかなる位置における叙述であるのか、という点が問題となる²⁷⁾。だが、それも当然問題になるとは言え、ここで問題にしているコンテキストの問題とは、もう少し狭い意味におけるそれである。前後数頁との関連において、パラ(6)の解釈をすべきだ、サービス＝「労働の特殊な使用価値」というマルクスの規定を、パラ(6)の前のパラグラフ、および、パラ(6)内部を含め後の叙述との関連において解釈すべきだ、という意味におけるそれである。

注意点(2)……マルクスの叙述の「解釈」においては、その当該部分の元稿、被訂正稿がある場合には、それが参考になる。勿論、「参考」という意味は二重である。以前に述べた説の変化・修正であるので「参考」になる、という意味と、変化ではなく圧縮・整序等であるが故に、当該部分を読んだだけでは分かりにくい叙述の真意を「解釈」する際には、元稿の叙述が「参考」になる、という意味とがある。当該パラ(6)（サービス＝「労働の特殊な使用価値」という規定）の解釈においては、特に、後者が問題と

27) 体系的コンテキストという点に関し、一つ、『資本論』第1巻第14章前半の、教育労働は生産的労働である、というマルクスの規定の「解釈」という形で、例示しておこう。(1)『資本論』第1・2巻においては、資本とは、 $c+v$ 、すなわち、生産費用部分のみであり、商業労働者を雇用する流通費用等は、「剰余価値からの控除」であり、未だ資本という規定は受けとっていない。すなわち、『資本論』第1巻レベルで、「資本と労働との交換」という場合の「資本」とは、全て、価値を形成し剰余価値を生産する賃労働との関連における「資本」のことであり、それ故に、「資本と交換される労働」は、全て（マルクスの当該コンテキストでの叙述の100%）において、剰余価値を生産する「生産的労働」である。第14章における、「児童の頭脳を加工する」「学校教師」（K. I, S. 532）は、その意味において、すなわち、剰余価値を生産するという意味において生産的労働者なのである。金子氏等の、価値非形成それ故に剰余価値を生産することもない、商業労働、(いわゆる) サービス労働も、資本に雇用されてなされる労働であるが

故に——「資本と交換される労働」であるが故に——、生産的労働の形態規定を受ける、等の説は、体系的コンテキストを理解していない説といわざるをえない。(2)マルクスは、生産的労働と不生産的労働との区別を問題にする際、ことは『資本論』第1巻レベルでの議論であるということに留意し、繰り返し、ここで問題になっている「資本」とは「生産的資本」であり、商業資本はまだ問題にしないと明言している（Th. I, S. 388, MEGA. S. 2184. Re. 221頁, MEGA. S. 117, も参照）。とすると、すなわち、体系的コンテキストにおいて理解すると、第14章の「教育工場」に投下される「資本」（K. I, S. 532）等の資本は、マルクスが以前には「生産的資本」と言っていた産業資本であるしかなく、そこで雇用される労働者は、剰余価値を生産するという意味において生産的労働者であるしかないことになる。[以上述べた点については、より詳細に体系的コンテキストの問題について述べた、前稿二一—c「生産的労働論の体系的位置」、138-9頁、を参照されたい。]

なる。

以下、注意点(1)(2)に配視しつつ、パラ(6)の(サービス=「労働の特殊な使用価値」という規定)を「解釈」しよう。

[3]サービス=「労働の特殊な使用価値」という規定がある叙述(パラ(6))は、『諸結果』「生産的および不生産的労働」(Re.207-222頁, MEGA. S.108-117。以下、生産的労働『諸結果』部分等と呼ぶ)内の一パラグラフである。そして、『諸結果』「生産的および不生産的労働」は、「1861-63年草稿」,「資本の生産性。生産的労働と不生産的労働。」(Ms. Heft XXI, 1317-1331, Th. I, 「補録」, S.363-388, MEGA. S.2160-2184。以下、生産的労働『学説史』「補録」部分等と呼ぶ)²⁸⁾の訂正稿であり、また、それは、『資本論』第1巻第14章「絶対的および相対的剰余価値の生産」前半部分の元稿である²⁹⁾。

生産的労働『諸結果』部分は、『資本論』第1部第1稿第6章内の叙述であり、基本的には思考のままの叙述という性格を有する『学説史』「補録」部分を取捨選択・圧縮・再編してなったものである。先回りして述べておくと、

28) 当該部分は、Werke 版では、『剰余価値学説史』第1巻に「補録」として所収されているが、実際にマルクスが執筆したのは、「5. 剰余価値に関する諸理論」の大半の執筆を終え、再び、第1部「資本の生産過程」部分の執筆を再開した後のことであった。それ故に、当該部分を『学説史』第1巻「補録」部分と表現するのは、ミス・リーディングとも思えるが、従来の論争との関連においては、『学説史』「補録」部分と表現した方が、どの箇所のことを言っているのかがわかりやすいと思えるので、『学説史』「補録」部分と表現することにする。ただし、当該部分は、「1861-63年草稿」(『23冊のノート』)執筆期内部では末期(Heft XX I)に属する、という点については注意すべきである。なぜならば、『学説史』第4章「生産的および不生産的労働に関する諸学説」部分(Heft VII-IX)においてはそうではないが、すでに Heft XXI において、マルクスは、労働力の価値が「労働の価格」として現象する必然性を解明する「労賃形態論」確立に向けての大きな一歩を踏み出しつつあったからである。そして、「労賃形態」批判の立脚点は、労働の売買という事態は現象において生

パラ(6)は、『学説史』「補録」部分の対応パラグラフの「圧縮」であり、それ故に、パラ(6)の解釈においては、圧縮される前の『学説史』「補録」対応パラグラフ部分でマルクスはどう述べているのかが、「参考」になる。

マルクスの、サービス=「労働の特殊な使用価値」という規定は、「生産的労働と不生産的労働をその素材的内容によって規定しようとする試みは、次の三つの源泉に由来する。」から始まる、生産的労働『諸結果』部分後半(Re.218-222頁, MEGA. S.114-7)の、6番目のパラグラフにおいてなされたものである。[以下、生産的労働『諸結果』部分後半にパラグラフ番号(1)~(17)を付し、パラ(6)等とよぶことにする。また、参照等の際には、当該箇所は容易にわかるので、頁数等の指摘はせず、パラ(6)等と記すことにする。]

以下、パラ(6)がどういうコンテクストの内に於いて述べられているのかを示すために、パラ(1~17)部分全体の構成を示しておこう。

パラ(1)で、「生産的労働と不生産的労働をその素材的内容によって規定しようとする試みは、次の三つの源泉に由来する。」と述べ、パラ(1~17)部分全体の課題を提示している。生

ずるのみで現実にはない、という把握にあるからである。[なお、筆者の、プラン問題、および、『資本論』形成史理解については、青才[1978]「『資本論』とプラン問題——『経済学批判』プランと「競争論」——」, [1991]「プラン問題をめぐる諸見解——佐藤金三郎氏の死を悼んで——」, [2000]「生産価格の編入と<資本一般>の転回——大村泉氏の見解の検討を中心として——」を、参照されたい。]

29) 第14章前半部分は、生産的労働『諸結果』部分を再編することによってなったものだが、その再編の要点は、生産的労働の概念については結論のみを簡潔に述べるだけとし、不生産的労働=本来のサービス=サービスβ、については述べないという点にあった。当該問題(サービス概念)に関する限りでは、残念といわざるをえない。なぜなら、労賃形態論の確立を踏まえ、『資本論』では「資本と労働との交換」等の表現をしなくなったマルクスが、不生産的労働について、サービスβについて、どう語るかを我々は聞けないまだだからである。

産的労働と不生産的労働との区別、その区別を「素材的内容」によって規定しようとする「試み」に対する批判が、課題とされていることに注意されたい。

次に、パラ(2)～(4)で、誤りが由来する「三つの源泉」を指摘し、それに続くパラ(5)～(13)等においては、それらの批判点にそって論述している。

誤りの源泉1。パラ(2)「経済的形態規定を……素材的担い手それ自身のもつ属性と見做す、……物神性的見解」批判。パラ(5)～(10)において詳述・展開。問題となっているパラ(6)は、この、素材的規定を「物神性的見解」と批判する文脈の内において述べられたものである。そこ(パラ(6))で、マルクスが、サービスとは、非物的、非物質的云々の素材的規定(サービスγ)であると言っている等の解釈は、当該コンテクストを理解していない解釈といわざるをえない。

誤りの源泉2。パラ(3)「(……物質的生産物)に結実する労働のみが生産的であるという見解」批判。パラ(11)～(13)において詳述・展開。パラ(11)～(13)部分は、『資本論』第1部第14章に再現する教育労働は生産的労働である、という叙述の元稿である。パラ(11)～(13)において、「非物質的生産において……商品が生産される。」「この[非物質的]生産物」等と述べている点、および、「学校……教師」、「学問工場」に触れている点に注意されたい。

誤りの源泉3。パラ(4)「現実的再生産過程」(蓄積、拡大再生産)に資するかどうかで、特定の労働が生産的であるかどうかを問題にする「見解」批判。パラ(14)(15)を、この誤りの源泉3の批判と関連した部分と位置づけることができるかどうかは微妙である。パラ(14)は、源泉2批判の部分と読むこともでき、また、パラ(15)は、必ずしも「批判」という内容ではないからである。但し、パラ(15)では、「蓄積」に触れている。

以下、パラ(16)・(17)においては、それまでの展開を踏まえての、留意点、および、総括が述べられている。パラ(16)……分析対象の限定、ここでは、「生産的資本」[後の産業資本]を問題にしているだけであって、まだ、商業資本は問題にしない、等。パラ(17)……パラ(1～17)、さらには、生産的労働「諸結果」部分全体の総括、「生産的労働の(従ってその反対物としての不生産的労働の)規定は、従って、資本の生産が剰余価値の生産であり、このような生産によって充用される労働が剰余価値を生産する労働であるということに基づいている。」³⁰⁾。

[4] これまでの論述を踏まえ、パラ(6)の「サービス＝「労働の特殊な使用価値」」という叙述の検討に移ろう。

伏線として述べてきたように、『諸結果』パラ(6)の解釈においては、『学説史』「補録」の対応パラグラフ(Th. I, S. 379, MEGA. S. 2175)の叙述[以下、パラ(6)「補録」対応パラ、または、(6)対応パラ、と略記する]が参考になるので、まず、元稿であるパラ(6)「補録」対応パラを引用し、次に、『諸結果』パラ(6)を引用することにする。

パラ(6)「補録」対応パラ [(i)等の対応参照記号は、筆者(青才)の挿入。また、パラ(6)で削除されている部分には下線を引き、(6)対応パラ→パラ(6)、の異同を明示した。なお、これまでもそうだったが、引用文中の[……]は、筆者[青才]の追記である。]

「(i)貨幣が直接に労働と交換されても、その労働が資本を生産せず、従って生産的労働ではない場合には、労働はサービス Dienst として買われるのであり、(ii)このサービス was は一般に、他のどの商品とも同じように、その労働が提供する特殊 besonder な使用価値の表現にほかならない。といっても、このサービスが勞

30) この生産的労働『諸結果』部分末尾の規定は、形態の意味での生産的労働は、単に剰余価値(利潤)を取得するために必要な労働ではなく、剰余価値を生産する労働であるということ、それ故

に、学校資本の下での教育労働者の労働が生産的労働であるとマルクスがいう時、それは、そこにおいて価値が形成され剰余価値が生産されているということの意味することになるだろう。

働の特殊な使用価値の特種的 [種差的] spezifisch な表現であるのは、労働が諸サービスを物象 Sache としてではなく活動として提供する限りにおいてである。けれども、諸サービスを活動として提供するということは、[労働の] サービス sie を、例えばある機械 [のサービス] から、例えば時計 [のサービス] から、区別するものではけっしてない。(v) [以下、ローマ法の四つの契約、ラテン語] 汝がなすために我は与える、汝がなすために我はなす、汝が与えるがために我はなす、汝が与えるがために我は与えるは、ここでは同じ関係の全くどうでもよい諸形態である。これに反して、資本制的生産においては汝がなすために我は与える [賃労働者が労働を「なす」が故に、資本家は賃金を「与える」] は、対象的富 [貨幣、または、死んだ労働?] と専有される生きた労働との間の特種的 spezifisch な関係を表す。(=) 従って、諸サービスの買入れには労働と資本との特種的關係は何ら含まれていない、全然消え去ったか、全然存在しないかであるのだから、それは勿論、資本と労働との関係を表現するために、セイ、パステリアその他一党が愛好する形態である。」

『諸結果』パラ(6) [[ロ]’等は、(6)対応パラの [ロ] 等に対応した箇所である。]

「(ロ) サービスは一般に、ただ物象 Sache としてではなく活動として有用である限りでの労働の特殊 besonder な使用価値の表現でしかない。(v) ……「専有される」の削除を除き、(v) と同文……。 (=) …… (=) と同文……。」

パラ(6)は、元稿をなす(6)対応パラと、単に内容的に対応しているだけではなく、上掲した二つのパラグラフの文を比較するとわかるように、(6)対応パラを圧縮し書き直した——書き写したと言ってもよい——文である。それ故に、パラ(6)の内容理解は、(6)対応パラの解釈によって補われるべきである。

注意されるべきは以下の点にある。

1. 元稿 ((6)対応パラ) (i) の削除部分。(i) では、生産的労働と不生産的労働との区別が問題

になっている。さらに、(ロ)冒頭邦訳の「サービス」には、「この」という指示語がついており、「このサービス was」は、(i) で述べられた「サービス」のことを意味している。これらのことは、パラ(6)の(ロ)の、「労働の特殊な使用価値の表現」である「サービス」は、不生産的労働 (サービス β) との関連において問題にされていることを意味する。

解釈注意点(2) [異文稿との対応] との関連で、サービス = 「労働の特殊な使用価値」、という規定は、不生産的労働に関したものであることを明らかにしてきたが、解釈注意点(1) [コンテキストにおいて読む] からも、同様のことが言える。そもそも、『諸結果』パラ(1~17)部分の全体が、パラ(1)での「生産的労働と不生産的労働を……規定……」、当該パラ(6)の直後のパラ(10)での「生産的労働と不生産的労働との相違は……」、末のパラ(17)の「生産的労働の(従ってまたその反対物としての不生産的労働の)規定は……」等の文を見ればわかるように、生産的労働と不生産的労働との区別を問題にしたものであった。また、このことは、当該パラ(6)の(v) (=) 部分において、生産的労働とサービスとの対比が問題になっていることから言っても明らかなことであった。それ故に、コンテキストも含めてパラ(6)を読む人にとっては、パラ(6)の(ロ)のサービス = 「労働の特殊な使用価値」という規定が、サービス γ のことではなく、サービス β のことであることは明らかなことだったのである。それにも拘わらず、(ロ)の「サービス」を、サービス γ (素材の規定としてのサービス) のことだと読んだ諸論者は、前後のコンテキスト抜きで当該部分を読み、そして、「労働の特殊な使用価値」という叙述が持つ「語感」(但馬『増補』326頁)に災いされ——正確には、「労働の特殊な使用価値」という「語」から非物的・非物質的等の素材の規定を「感」じてしまう、読み取ってしまう、という、自己の素材の規定執着という限界に災いされ——、誤読してしまった、ということができようであろう。

2. 「補録」(ロ)を見ると、ここで問題にされているサービスは——『諸結果』(ロ)のサービスもそうであるが——、サービス α (役立ちとしてのサービス)の意味におけるサービスであることがわかる (参照、刀田 [1977] 400頁、但馬『増補』310-1頁)。それは、物的・物質的等のサービスの素材的規定 (サービス γ) ではけっしてなく、「他のどの商品とも同じ」サービス、「機械 [のサービス]」「時計 [のサービス]」も含んだサービス α [役立ち]、である。

この点を、注意点(1) [コンテキスト] から明確にしておこう。マルクスは、当該(6)対応パラの直前の二つのパラグラフ [『学説史』では六つのパラグラフ] (Th. I, S. 377-9, MEGA. S. 2173-5)——『諸結果』パラ(6)直前のパラ(5)は、この二つのパラグラフを「圧縮」・書き写したものである——で、生産的労働者としての「仕立職人」と、生産的労働者である「資本家的洋服屋 Capitalist tailor に」雇われた「仕立職人」との違いを問題にしている。そこにおけるサービスという語の用法を見てみよう。マルクスは、当該2パラグラフの冒頭「私がズボンを買うか、それとも、私が布地を買って仕立職人を家に呼んで、この布地をズボンに仕立てる彼のサービス Dienst (すなわち彼の裁縫労働) に対し支払うかは……」(パラ(5)も同文)という部分では、そうでもないが——狭い意味でのサービス (サービス β) の意味だとも取れるが——、「私にとって、その [生産的労働者としての仕立職人の] 労働は、単に使用価値として、布地をズボンに変えるサービスとして、この労働の一定の有用的性格が私に提供するサービスとして関心を引くにすぎない。」(直接に対応する叙述はパラ(5)にはない) という叙述以後、サービスを広い意味で、すなわち、サービス α (「役立ち」としてのサービス) の意味において用い、それ以後、「資本家のために行なうサービス」「1ターレルを2ターレルにする」サービス (パラ(5)に対応文章あり) 等を問題としている。そして、その後の「補録」(6)対応パラでは、そのサービスの用法を踏襲し——また

は、その用法に引きつづられ——、サービスという語をサービス α (役立ち) の意味において用いているのである。

3. これまで、上記1. においては、サービス = 「労働の特殊な使用価値」というマルクスの規定におけるサービスは、サービス β (生産的労働) のことであるといい、上記2. においては、そのサービスは——少なくとも、「補録」(6)対応パラ(ロ)におけるサービスは——、サービス α (役立ち) という意味である、と言った。少なくとも、そのサービスが、サービス γ (非物質的労働等の素材的規定としてのサービス) のことではない、ということはすでに明らかかなことであるが、当該部分におけるサービス α とサービス β との関連について述べておこう。

サービス α は「通義」としてのサービス、サービスという言葉の語義そのものであり、それは、サービス β にも「通」ずる語「義」である。それ故に、サービス α を、「物象として……有用である」「他の商品」「機械」「時計」のサービスではなく、「活動として有用である限りの労働」に絞るならば、それは、サービス β を意味することになる。すなわち、サービス = 「労働の特殊な使用価値」、という規定は、生産的労働の役立ち (サービス α) であり、それ故に、サービス β = 生産的労働 = 本来のサービス、のことを意味することになるのである。(6)対応パラ→パラ(6)、への改訂過程において、(6)対応パラにはあった、「他のどの商品とも同じように」・「ある機械 [のサービス] ……、例えば時計 [のサービス]」等の文は、パラ(6)では削除されている。このことを、「補録」(6)対応パラでは、思考の赴くままサービスという用語をサービス α の意味において用いていたが、より体系的・清書稿的な『諸結果』パラ(6)では、無用の混乱を避けるために、サービス β (生産的労働としてのサービス) の意味に「限定」して用いた³¹⁾、と考えることもできる。

31) 但馬氏は、その意味内容を若干異にするが、当該部分に関し、「範囲限定文」(『増補』309-310頁) と言っている。

4. 上記3. でも引用したように、パラ(6) (6)対応パラ)に先行するパラグラフにおいては、非物(質)的労働等のサービス γ 的な事象ではなく、「ズボン」「仕立職人」等を例として挙げている(但馬氏は、『増補』311頁, 317頁でそのことを指摘している)。そして、パラ(5)・パラ(6)の二つのパラグラフは、(……)で括られている点にも注意されたい。すなわち、マルクスは、ここでは、素材的には同一でも「経済的形態規定」としては異なる、ということ、物的かつ物質的な「ズボン」「裁縫労働」を例にとって言っているのである。このコンテキストを考える時、サービス＝「労働の特殊な使用価値」という規定におけるサービスが、非物的・非物質的等の素材的規定(サービス γ)であるということは、少なくともマルクス自身においてはありえないことである。金子氏は、この、サービス＝「労働の特殊な使用価値」、というマルクスの規定を、サービス γ のことだと解して、その全立論を立てている。この規定が、サービス γ (マルクスが夢想すらしなかった、非物(質)的労働等のサービスの素材的規定)を意味するものではない、とすると、その論の全体が瓦解することになるだろう。

D. 不生産的労働と自営のいわゆるサービス業との区別

本節Bでは、サービス提供a(不生産的労働)においては、労働ではなく労働力が売買される、ということ^{を明らかにした}。そして、そのことは、自営のいわゆるサービス業者(いわゆるサービス提供b)、資本制的ないわゆるサービス産業cは、不生産的労働者とは異なるものを販売している、ということ^{を意味していた}。さて、その労働力とは「異なるもの」、とは何であろうか。金子氏は、必ずしも「異なるもの」とは考えていないのだが、いわゆるサービス提供b・cにおいては、サービス γ 的なものが、「活動形態にある生きた労働」そのものが売買されると考えている。そして、氏は、その論拠を、サービス＝「労働の特殊な使用価値」、

という規定に求めていた。だが、本節Cで明らかにしたように、サービス＝「労働の特殊な使用価値」、という規定は、サービス γ (非物(質)的労働等)を意味するものではなかった。このことは、いわゆるサービス提供b・cにおいては、労働そのものではなく、それとは異なるなにかetwasが売買される、ということ^{を意味している}。以下、そのetwasとは何であるかを、それは、「活動状態にある労働そのものとして現象する対象化された労働、……非物的商品」(前稿, 130頁)であるということ^{を明らかにしよう}。

マルクスにおいては、いわゆるサービス提供bが独自のカテゴリーとして立てられておらず、その結果、bがaと同一視されているという点に鑑み、まず最初に、その点、すなわち、aとbとの区別について論じよう。

筆者は、(前稿, 131-2頁)で、「通常そしてマルクス自身においても、自営の医師の労働等[いわゆるサービス提供b]が、誤って本来のサービス＝不生産的労働[サービス提供a]と規定されている」と述べた後、「通常同一視されている有用効果の小生産者、たとえば[開業]医師の労働と、本来のサービス提供者＝不生産的労働者、たとえば女中の労働との相違は」、以下の3点にあるとした。

(1)女中は労働手段等を持たないのに対し、開業医師は生産手段を持っている、(2)前者は労働力を売るのに対し、後者は非物的商品(有用効果)を売っている、(3)女中が受けとるものは、「労賃」(労働力の価値または価格)であるのに対し、開業医師が受けとるものは、「医療という有用効果の価値」である、と。

この点に関連し、但馬氏は筆者を批判し、次のようにいっている。「青才高志は、マルクスが誤って不生産的サービス労働者の中に、「医師等の有用効果の小生産者」(青才[前稿]……140頁[131頁でも])……を含めっていると批判しているが、「ブルジョア社会が封建社会から分離する」(MEGA., II/3.1, S.276……), いわば過渡期の時代をモデルとしていたマルク

スの不生産的サービス論であることを考えると、その批判は酷に過ぎよう。例えばそれが「お抱えの医師」のことを想定していたと考えればよいではないか。」(『増補』, 386頁)と。

但馬氏の批判は、筆者が、不生産的労働者と「医師等の有用効果の小生産者」との区別を問題にした意図を何ら解さないものと言わざるをえない。この点に関し、石倉一郎氏〔1982〕70頁)は、筆者の前稿に触れつつ、「東大大学院〔前稿公表当時〕の青才高志(が)……ことに有用効果の小生産……につき詳説した意図を理解したのであろう、次のように言っている。「この有用効果の小生産は、資本制的サービス商品としての有用効果と、商品という範疇には共通に属しながら外観、形態は大きく異なるし、逆に本来のサービス(素手の生きた労働)は、この小生産有用効果(理論的には単純サービス商品)と範疇を異にしながら外観が紛らわしいため、前者の価値不生産性がいわゆるサービス労働すべてに不当に拡大解釈されるものになって居り、この三者をはっきり区別して理解することは重要である。ことに氏が本来のサービスと小生産有用効果との区別の規準として生産手段の所有の有無による消費者からの自立性をあげていることは卓見である〔前稿, 131-2頁。〕」と。筆者(青才)が強調符を附した点に注意されたい。

もちろん、筆者にとっては、前稿で、不生産的労働と有用効果の小生産とを明確に「区別」した意図は、石倉氏が述べているように、価値形成の有無の問題にあった。だが、その前段階として、筆者は、前者においては労働力が、後者においてはそれとは異なる etwas が——非物的商品が——売られることを問題にしている。非物(質)的労働は価値を形成することはないとする但馬氏にとって、不生産的労働と有用効果の小生産とは、ともに価値を形成することはないのだから、価値形成の有無という点においては、両者の区別を問題にすること自体意味のないこととなるのであろう。だが、但馬氏は、労働が売買されることはなく、サービス β (但

馬氏の用語法では「いわゆるサービス」、筆者の用語法では「本来のサービス」)において売買されるのは労働力だと正しくも指摘している(例えば、『増補』, 291頁)。とした場合、但馬氏にとって、サービス提供 a と b との区別、そこにおいて何が売買されているのかという区別は、どうでもよい区別なのだろうか。

a においては正しくも労働力が売買されるとする但馬氏が、a と b との区別はどうでもよい区別である——筆者の a と b とを区別すべきだという要請はマルクスに「酷に過ぎ」るので b は a と「考えればよい」——とする場合、b を独自の範疇として立てない場合、従来区別されていないのだから開業医師(b)も「お抱えの医師」(a)と同じく労働力を売る、と誤解されることになるが、但馬氏は、そうだというのだろうか。いや、そうではないであろう。マルクスと同様に、歌・バレー等の「特殊的生産物」(MEGA. II/3.6, S. 2236)の存在を認める氏は、a においては労働力が、b においては「特殊的生産物」が売買されるということだろう。

マルクスは、物的成果をもたらず労働に関しては、(1)産業資本の下での生産的労働、(2)生産的労働でも不生産的労働でもない物的商品を生産する小生産者の労働、(3)不生産的労働者の「現物サービス」(価値非形成、経済(学)的には生産ですらない)について、区別して論じている。だが、非物的成果をもたらず労働に関しては、(1)学校資本のもとでの労働(生産的労働=剰余価値を生産)と(3)不生産的労働者の「対人サービス」(価値非形成、経済(学)的には生産ですらない)とについて述べるのみであり、(2) (=いわゆるサービス提供 b) については明確には述べていない。明確に述べていないだけではなく、マルクスは、(2)' は(3)' であるかのように述べている。但馬氏は、それでよい、(2)' に関しては、マルクスに「酷に過ぎ」るから述べなくともよい、と筆者を批判する。では、氏は、(2)' は存在しない、問題にする必要はない、というのだろうか。(2)' を明確に立てないと、(3)' の規定が、「不当に拡大解釈さ

れ]、(3)'でも(2)'でも同じものが売られるという見解——(2)'でも労働力が売られる、という論者はおそらくいないので、また、(3)'において、マルクスは不正確にも「労働」が売られるという叙述を残しているので、両者において同じく「労働」が売られるという見解——が成立することになるが、それでも但馬氏はよいとするのだろうか。

総じて、問題は、部分的な規定の問題——マルクスのいうところの医師は、自営の開業医師ではなく、「お抱えの医師」のことを想定していたと考えればよいではないか」という規定の問題——にあるのではなく、理論の全体的な構成配置、論争における説の分岐を明らかにするためには、a（不生産的労働）とb（非物的商品、但馬氏の場合には「特殊的生产物」・の小生産）とを明確に区別しておかねばならない、という点にある。

おそらくは——正確にはほぼ確実に——、但馬氏に、いわゆるサービス提供bにおいて売買されるのは何ですかと問えば、氏は、それを「労働」だとする金子・赤堀・大吹氏とは異なり、「労働」ではなくそれとは異なる etwas だというであろう。そして、それは「労働力」ですかと氏に問えば、それは労働力ではない etwas だというであろう。氏は、結局、bにおいて——販売されるものは同じものであるが故にcにおいても——、販売されるものは、労働力でもなく、また、労働でもなく、それとは異なる etwas（氏の規定では「特殊的生产物」）である、というであろう。焦点は絞られた。問題は、いわゆるサービス提供b・cにおいて売られるものは、その労働力でも労働でもない etwas とは何か、という点にあることになる。

E. 大吹「労働売買説」批判

大吹氏は、いわゆるサービス提供b・cにおいては、「労働」が収入と交換される、といている。また、金子氏も、微妙なニュアンスがあるが、結局は、労働が売買されるといっている（『サービス』54頁）。以下、両説の検討を通

じ、労働の売買という概念は成立しえない、ということを明らかにしよう。

まず、紛れが少ないので、大吹氏の見解を検討し、後に述べる金子説批判のための橋頭堡を築いておこう。

大吹氏 [1985] は、次のようにいっている。[文中の〈←……〉等で、当該部分初出時、大吹 [1984]、97頁、からの訂正——そのすべてではないが——を示す]

引用C「サービス賃労働者（例えば予備校教師）は資本家に労働力商品売るけれども、彼がサービス賃労働者として資本のもとで、つまり資本の機能として消費者に提供するサービスは、彼が家庭教師として個人的消費者の邸宅で提供していたサービス＝活動状態での労働の有用性〈←サービス＝労働〉、あるいはまたサービス自営業者（私塾教師）として販売していたサービス＝活動状態での労働の有用性〈←サービス＝労働〉と同じ「教育労働」という活動状態での労働の有用性〈←生きた有用の労働〉＝サービスである。すなわち、非物質的労働としてのサービスの提供が個人の家庭で雇われておこなわれようが〈「個人の……」部分、[1985]で追加〉サービス自営業者〈←自営業〉によっておこなわれようが、あるいはまた、賃労働者が資本家のために資本の統制のもとでおこなおうが、その労働（例えば教育労働）が对象的生産物を生産する労働に転化する奇跡が起きない限り収入と交換される労働としてサービスといわれるものの一般的本性は変わらない。したがって、それらがともにサービスとして総括される意義もここにある。」と（314頁）。

この大吹氏的具体例に即し、登場人物（経済主体）を整理してみよう。³²⁾

「家庭教師」（サービス提供a）の場合……
 (a)「家庭教師」、(c)家庭教師を「雇」っている
 「個人的消費者」

32) 以下述べることは、氏より、当該部分初出論文、大吹 [1984] をご恵投いただいたおりに、お礼として認（シタタ）めた手紙（1984.10.7.記）の内容をほぼ再掲したものである。

「私塾」(いわゆるサービス提供b)の場合……(a') サービス自営業者(私塾教師)、(c') 塾生徒、または、その保護者。

「予備校」(いわゆるサービス提供c)の場合……(a)「サービス賃労働者(例えば予備校教師)」、(k)サービス「資本家」、(c)予備校生徒、または、その保護者。

[なお、(a)等は、Arbeit をしている人、(c)等は、consumer、(k)は、Kapitalist、を意味する。]

本節Dでも述べたように、筆者は、前稿(131-2頁)において、サービス提供aと、b・cとの違いを、生産手段所有の有無——正確には、無・有——によって、区別した。さて、この大吹氏の例の場合、教育における労働手段等(机等。照明等の補助材料も必要となりうる。以下労働手段等と記す)——筆者の場合には生産手段、大吹氏の場合には消費手段、故に、以下、中立的に、労働手段等と呼んでおこう——の所有主体はどうなっているのであろうか。それは、明らかに、家庭教師の場合には(c)、私塾の場合には(a')、予備校の場合には(k)である。この机等の労働手段等(以下、机と略記)の所有のあり方に注目すると、次のことが言えることになる。

(イ)机を所有していない、(a)と(a')は同じものを売っている。そして、「サービス賃労働者」(a')は、大吹氏が述べているように労働力を売っている。とすると、家庭教師(不生産的労働者)(a)も、労働力を売っていることになるだろう。本節Bで、筆者は、マルクスは、意を凝らした場合には、不生産的労働者は労働力を売っ

ている、と言っているということをはっきりとした。ここでは、そのことを、マルクスが言っている云々という言い方によってではなく、諸経済主体の比較対照から——経済諸概念の連関枠組の点から——明らかにしえた、といえるだろう。

(ロ)机を所有している(a)・(k)は、(c)・(c')に対し、同じ「もの」を売っている。それは、机を所有していない(a)が机の所有者である(c)に対し売っている「もの」とは、明らかに異なっている。だが、大吹氏は、(a)も(k)も(a)も、同じもの「教育労働」という活動状態での労働の有用性<←生きた有用的労働>=サービス³³⁾を売っているという。上記(イ)において、我々は、(a)と(c)の間では、労働ではなく労働力が売買されていることを明らかにした。このことを認めたとして、大吹氏は、(a)も(k)も、(a)と同じく労働力を売っているというのだろうか。勿論、大吹氏はけっしてそうはいわないであろう。とすると、大吹氏は、サービス提供a・b・cにおいてはすべて同じもの(サービス=労働)が売られているという自説を改め、(a)は労働力を、(a')と(k)はそれとは異なり、労働を、サービス=活動状態での労働の有用性を売っている、といわざるをえなくなる。以下(イ)ではその点を問題にしよう。

(ハ)大吹氏は、机を所有している(a)と(k)とは、(c)と(c')に対し、同じもの、「教育労働」という「活動状態での労働」を売っている——本来の大吹説では(a)も労働を売っていると言っているのだが——、という。だが、その場合には、大吹氏も、「教育」においては、教育労働だけ

33) 大吹 [1984] から [1985] への叙述の変化——前者では「労働」を売ると言っていたのに対し、後者では「労働のサービス」を売ると述べている点——を考慮すると、一見、大吹説は変わったと見える。だが、大吹 [1985] においても、例えば、「非物質的労働のなかでもそれが対象的生産物の形態をとることなくその自然的性状故にサービスの形態でしか存在しえない労働は、労働が活動状態のままに売られるのである」(321頁)等と述べられていることから言っても、(a)・(a')・(k)ともに「労働」を売っている、という大吹説には変化は

ない、と思われる。大吹氏における叙述の変更は、渡辺氏によるサービス概念に関わる問題提起を入れてなされたサービス概念についての修正、すなわち、「収入と交換される労働」のサービスを——「労働のサービス」と「労働=サービス」という規定とは両立しえないが故に——、「活動状態での労働の有用性」と修正したもの、それ故にサービスという語の用法に関わる修正、と考えるべきだろう。以下、大吹氏は、依然として、「労働」の売買という概念を支持していると解することにしよう。

ではなく、机等教育のための労働手段等も必要であるということは認めることと思うが、その労働手段等が抜け落ちてしまうことになる。不生産的労働者は「労働」を売るという誤りは、マルクスが多くの箇所で「労働」を売る等と言っていることを考慮に入れると、その誤りの責任の一端はマルクスにあるが故に、まだ罪は軽い。だが、b・cにおいて売られるものは活動状態での労働だ、とする誤謬の罪は重い。それは、経済学的規定としては、例えば、紡績資本も紡績労働を売るとすると、同断の誤りであるしかないからである。大吹氏は、いや、紡績資本は物(質)的商品(綿糸)を生産し販売しているのに対し、予備校は「対象的生産物」を生産する訳ではないが故に、両者は異なり、前者は労働力と生産手段とを結合した成果である物的商品売っているが、後者は教育労働のみを売っている、ということだろう。だが、しかし、そのような見解は、物理的「対象」性を有するかどうかという、「素材的内容」・感性的区別は、価値を形成するかどうか、生産的労働であるかどうか等の、経済的形態規定とは何ら関わるものではない、ということをあれほど強調した、マルクスから離れること大、と言わざるをえない。

筆者としては、いわゆるサービス提供b・cで売られるものは、私塾・予備校が売るのは、労働ではなく、それとは異なる「何か」etwasであるということは、すでに明らかであると思う。だが、大吹氏は、未だ、そうだ、とはいわないことであろう。それ故、この、b・cにおいては何が売られているのかという問題については、後に[本節F[4][5]項で]、金子説批判との関連において詳論することにする。

F. 金子「労働売買説」批判

[1]金子説の検討に移ろう。

金子氏は、『サービス』47頁)で、サービス提供の三形態につき次のように述べている。[以下の[あ]等は、筆者(青才)の挿入。また、サービス提供の「a」等の記号は、本稿での表

記に合わせた。また、再引する場合には、金子引用Dと表記する。]

金子引用D「[あ]サービス [サービスγ, 現金子氏の規定によると「一般的規定としてのサービス」] 提供の発展とその3種類は次のとおりである。(a)収入または所得をもって雇用される家事使用人(僕婢, 家庭教師など)によるサービス提供。(b)自営業的サービス労働者(仕立屋, 理髪業者, 私塾教師, 開業医師など)によるサービス提供。(c)サービス資本家による(資本に雇用された賃金労働者の労働力の使用による)サービス提供。/[い]サービスは(a)では不生産的「賃労働」の働き, (b)では「単純商品」, (c)では「資本主義的商品」である。つまり, (b)の出現はサービスの商品化, サービス商品の提供業の出現を示し, (c)の出現はそのサービス商品の提供業が資本の投下部面, 資本による利潤の獲得の部面に発展したことを示す。[う]しかし, (a)(b)(c)のどの形態でサービス提供がなされても, サービスの消費者にとっては, 自分の収入または所得の支出によって提供を得たサービスを個人的に消費することには変わりはない。その意味で, (a)(b)(c)は, 資本主義のもとでの, 消費者の立場からみた同じ自分の欲望をみたすサービスの提供のされ方の相違, その種類でしかない。」と(ほぼ同趣旨のことを、『サービス』, 158-9頁でも述べている)。³⁴⁾

本節Eの大吹引用Cとほとんど同じ規定、と言ってよいだろう[因みに、大吹引用Cの初出は[1984.6.]、上記金子引用Dの初出は[1985.7.]である]。それ故に、検討されるべきは、大吹引用C批判の際に述べた3点、すなわち、(i)サービス提供aの場合に、「家事使用人」が売っているのは、労働力ではないのか、(ii)aで売られるものと、b・cで売られるものとは異なるのではないのか。(iii)b・cで売られるものを、労働と考えてよいのか、という点にあることになる。以下、順次問題としよう。

34) 金子 [2003] 158-9頁でも、ほぼ同じ叙述。ただし、そこでは、(a)(b)(c)を「3種類」として並記することなく、(b)(c)についてのみ、述べている。

[(イ)ロ]については[2]項で、(ハ)については[3][4]項で問題にする。

[2]金子氏は、大吹氏と同じく、引用[あ](c)では——「資本に雇用された賃金労働者」を問題にする際には——、「労働力」と述べている。だが、(a)を規定する際には、「労働力」という用語は登場しない。しかしながら、大吹氏とは異なり、金子氏は、不生産的労働者は「労働力」ではなく「労働」を売るとはいわない。金子氏は、他の箇所では、不生産的労働者は「労働力」を売る、と言っている。金子氏は、多くの箇所では——マルクスが、『資本論』第1巻初版(1867年)以前の叙述では、多くの箇所(95%程度)でそう規定しているのを踏襲したのであるか、ほぼ同じ比率で——、サービス β (サービス提供a)においては「収入と労働との交換」がなされる等々、「労働」を売る、と述べている。だが、マルクスの叙述に沿って自説を述べる等の際には、マルクスの「正しさ」に守られ、「労働力」を売る、と言っている。管見の限りでは、金子『生産的労働』[1966]では $(1 + \alpha)$ 箇所、金子『サービス』[1998]では1箇所、不生産的労働者は「労働力」を売る、と言っている。

金子氏が、不生産的労働者は「労働力」を売る、と言っているのは、以下の3箇所(正確には、 $2 + \alpha$, 箇所)においてである。

1. 金子『生産的労働』88-9頁。当該部分において、金子氏は、マルクスの『諸結果』の叙述を要約しつつ、「第一の条件」……生産的労働者は「労働力」を売る、と、「第二の条件」……そして剰余価値を生産する、と述べた後、「ここで注意しなければならないのは、第二の条件が生じなくても、第一の条件は生ずることがある、つまり、第二の条件を欠いている賃労働者がありうる、ということである。」といい、不生産的労働者について述べている。当該部分でも、不生産的労働者は「労働力」を売る、という叙述はない、だが、叙述の論理構造として、実質、不生産的労働者は「労働力」を売る、と

言っているとみなしてよいであろう。[先述した「 $+ \alpha$ 」は、当該部分で不生産的労働者は労働力を売ると明言してはいないが、実質そう言っているという点に配慮したものである。]

2. 『生産的労働』98頁。「不生産的労働者の労働力もたんなる商品として売られる。」

3. 『生産的労働』出版(1966年)以後、前稿(青才[1977])、刀田[1979]等々、不生産的労働者は労働力を売っているのか・労働を売っているのか、という論争、論文数で2桁となる論争があった。だが、金子氏は、その論点に関しては、金子『サービス』(1978-98年の諸論考所収の著書)においてテーマ的には何も述べないままである。述べたのは、管見の限りでは唯一カ所、経済理論学会全国大会分科会の〈質疑応答〉の際に、斉藤悟郎氏の「(a)の場合も(b)の場合も実質は変わらないので、どちらも貨幣取引関係で商品化していると考える」べきだという質問(参照、金子『サービス』54頁)に対し〈応答〉した箇所——自己の(a)と(b)との区別をいうことを迫られて述べた箇所——においてのみである。そこでは、明確に次のように述べている。「(a)の場合には、サービスの消費者(算数の授業を受ける生徒または生徒の父兄[今の時代、保護者を「父兄」と述べるのは問題あると思えるが、その点はここでは問題にしない])は、自分の収入をもって家庭教師を賃労働者として雇用し、すなわち家庭教師の労働力を一定の時間ぎめで購入(する)」と(55頁)。

これまで述べたきたことからわかることは、以下の点である。1)金子氏にとって、不生産的労働(サービス提供a)において、労働が売買されているか・労働力が売買されているのか、という区別は、どうしてもよい区別、サービス提供a・b・cともに価値形成的ではないとする氏にとって重要な区別ではないということ、この論点に関し氏が触れることが少ないのはそれ故であろう、2)マルクスに即して述べる場合には、期せずして、不生産的労働者は「労働力」を売る、と述べているということ、3)上記1)を

反映してか、分科会での〈質疑応答〉では「労働力」と言っているが、その〈質疑〉の対象となった「報告・発表」では、不生産的労働者は「労働力」を売るとは一言も述べていない、ということ。

だがしかし、論理整合性を重んじる金子氏は、また、数少ない箇所においてであるとはいえ、不生産的労働者は「労働力」を売ると述べたことがある金子氏は、不生産的労働者は「労働力」を売っているのですか・「労働」を売っているのですか、と正面から訊かれれば、労働力ではなく労働を売っている³⁵⁾とする大吹氏とは異なり、——そのことは、多くの箇所で述べた「労働」の売買という表現の訂正を迫られることになるのだが——おそらくは、マルクスに従い、労働ではなく正確にいうと「労働力」を売っている、ということだろう。

とすると、すなわち、前[1]項末で述べた(i)の問題に関し、金子氏が、サービス提供 a (サービス β , 不生産的労働)の場合に、「家事使用人」が売っているのは、「労働」ではなく「労働力」であると言明するとすると、氏は同時に、(ii)の問題についても言明を迫られることになる。(ii) a で売られるものと、b・c で売られるものとは異なるのではないのか、という質問に対しては、a・b・c 全てにおいて「労働力」が売られると金子氏はけっしていわないが故に、氏は、金子引用 D [う]の「(a)(b)(c)のどの形態でサービス提供がなされても、サービスの

消費者にとっては、自分の収入または所得の支出によって提供を得たサービスを個人的に消費することに変わりはない。」という説を変え、a においては「労働力」が、b・c においてはそれとは異なるものが売られている、ということだろう。それ故に、以下、項を改め、(i)の問題、すなわち、いわゆるサービス提供 b・c においては何が売られているのか——金子氏は、「労働」が売られていると言っているが——、という点について論じよう。

[3] 今まで、金子氏は、いわゆるサービス提供 b・c においては、「労働」が売買される、と言っていると述べた。金子引用 D を見ると、表現そのものは、「サービス商品の提供」・「サービスの提供」等であり、労働を売る、とは言っていない。また、氏にとって、「サービスとは、端的に言えば、労働の具体的有用労働としての働き」(『サービス』45頁)である。だが、このことは、金子氏が、労働を売る、という説から、労働ではなく「労働のサービス」を売る、という説に変わった、ということの意味する訳ではない。なぜなら、1) この変化は、大吹引用 C の検討の際にも述べたように、金子氏が、渡辺氏のサービスの規定を入れたが故に生じた単なる表現上の変化にすぎないからである、2) また、金子氏は、「サービスとサービス労働とは概念として区別されるとしても実際には不可分である。」(45頁)と言っている、とすると、金子氏にとって、サービス労働を売らないで、そ

35) 金子氏は、『サービス』138頁)で、「サービス労働者 [労働者? それは、不生産的「労働者」、それとも、「サービス資本家」に雇われた「労働者」?] の労働力を買ってそれを消費する……ということではなく」と言っている。だが、その直後では、「理髪店の客」「個人的理髪店主」を問題にしているので、この、「労働力」・「ではなく」という規定は、サービス提供 a に関するものではなく、b に関するものと思われる。だが、ここで、金子氏は、「サービスの一般的規定」を問題にしているのであり、氏において、a = サービス β (不生産的労働) の内の「対人サービス」(理髪等)は、サービスの一般的規定を受けるが故に、何故に、

b を問題にするのみで——c は b と同じものを売っているが故に問題にしないのはよいとしても——、a を問題にしないのか、疑問といわざるをえない。少なくとも、金子氏においては、a においては b・c とは異なり労働力が売られるという点に関し明確に意識することがない、ということがわかる。それとも、a・b・c ともに、「労働のある働き」(138頁)という同じものを売っていると考え、b での例示が同時に a にも妥当すると考えたのだろうか。とすると、金子氏も、不生産的労働者は、労働力ではなく「労働のある働き」を売っている、と言っていることになる。

の「労働のサービス [役立ち, サービス α]]」のみを売ることはできないが故に、サービスの売買＝労働の売買、とならざるをえないからである、3)さらには、「サービス労働それ自体が使用価値としてその有用的な働きのゆえに売られることを意味する」(『サービス』54頁)と明言しているからである。

さて一体、労働の売買という概念は成立するものなのだろうか。マルクスを批判するとしても、その前提として、マルクスがどう考えていたかを知る必要がある、そして、金子氏は自説をマルクスから引き出した説だと述べているが故に、まずは、マルクスがこの点についてどう言っているかを聞こう。

マルクスは、多くの箇所では労働を売買すると言っている。ある箇所では、労働力の売買というべき箇所で「労働」の売買といい。また、ある箇所では、労働力でもなく物的商品でもない「もの」の売買を、「労働」の売買であるかのように語っている。このような不正確な叙述があるのは十分承知の上で、我々は、マルクスが他の規定との関連において彼自身の本来の「思い」を語っている箇所、意を凝らして厳密に規定した箇所等を見なければならぬ。例えば、マルクスは、いたるところで、サービス β (不生産的労働) を「収入と交換される労働」と規定しているが、本節Bで見たように、マルクスの叙述を読むと、また、彼の言っている他の規定との整合性を考えるならば、収入と交換されるのは正確には労働力である、とマルクスが思っていたことがわかる、等々。

そもそも、労働の売買ということはあることなのかどうか、労働力、労働、商品等の諸概念相互の連関枠組を考えた場合に労働の売買という規定は、労働が商品として売買されるということは、成立しうるのかどうかを考える場合に、ほぼ決定的と思えるマルクスの叙述を示しておこう。

マルクスは次のように言っている。[本節Bでも一部を引用したが、重要な箇所なので、ここでは、当該部分全体を引用しておこう。なお、

(イ)等の内容区分は、筆者(青才)の挿入。以下、再引する場合には、マルクス引用B等と記す。]

引用B「(イ)労働そのものは、その直接的定在すなわちその生きた存在においては、直接に商品としてとらえることはできない。[直接に商品としてとらえうるのは……訳者挿入] 労働能力だけであり、その一時的な発現が労働そのものなのである。(ロ)本来の賃労働がこういう仕方ではじめて説明されうるということは、「不生産的労働」——この「不生産的労働」〔の価値……青才〕を、A. スミスは、いたるところで「不生産的労働者」を生産するために必要な生産費によって規定しているのであるが——これについても同様である。(ハ)だから、商品は、労働そのものとは区別される存在としてとらえられなければならない。だが、その場合には、商品世界は、次のような二つの大きな部類に分かれる。／一方の側には労働能力。／他方の側には諸商品そのもの。」(Th. I, S. 141, MEGA. S. 459) と。

ここでマルクスは、「労働能力」の「一時的な発現が労働そのもの」である、そして、その労働の生産物が商品である、という労働力・労働・商品相互の連関枠組に立って、「労働そのもの」、「生きた」労働、[「活動形態にある労働」] 等が、商品となることはない、と、紛れなく明確に、言っている。またそれは、マルクス『資本論』全体の理論と整合的な規定である。

多くの人が、このマルクスの叙述を挙げて、少なくともマルクス自身は、労働そのもの・生きた労働・活動形態にある労働等が売買されるとは考えていなかった、と主張してきた。多くの箇所ではマルクスは労働の売買と語っているが、その内実は、マルクス自身の本意としては、それは、労働力の売買か、または、労働力でも労働でもない etwas [上記の叙述のなかでは商品となるしかないそれ] のいずれかであると、主張してきた。前稿(129-130頁)で、筆者は、上記マルクス引用Bの一部を引用し、労働が売られることはないのだから、不生産的労働(サービス提供 a) においては労働力が、いわゆる

サービス提供 b・c においては、非物的商品が売られるとした。また、刀田氏 [1979. 8・12] も、労働の売買という規定を批判している。その他、馬場・但馬氏等多くの論者も、「労働の売買」なるものを批判している³⁶⁾。

筆者にとっては、上記マルクス引用 B は、マルクスがどう考えていたのかという点に限って言えば、「労働そのものの売買」なんぞというものはないと考えていた、と解釈するしかない叙述である。だが、しかし、金子氏は、別様に解釈している。以下、その点を問題にしよう。

金子氏は、『サービス』127頁注99) で次のように言っている。

「……櫛田氏は、マルクスが「労働そのものは、その直接的定在すなわちその生きた存在においては直接に商品として捉えることはできない」[引用 B(i)] と述べたことを根拠として、「流動状態の労働そのものは商品とは捉えられない」といっている。しかし、『剰余価値学説史』のその箇所における叙述は、「商品世界」において労働者が販売している商品は、労働ではなく、労働そのものとは区別される労働力であること、そうしてその労働力は労働の生産物とは違う「部類」の商品であることを指摘したものである。マルクスは、「労働の特殊な使用価値の表現である」サービスがその「特殊な使用価値」の消費を目的として購入され、「商品」になることを是認していたのであって、この叙述は、そのことを否定するものではない。」と。

この金子氏の叙述を検討・批判しよう。

(1)金子氏は、「櫛田氏は……「流動状態の労働そのものは商品とは捉えられない」といっている。」と述べた後に、「しかし」と反論しているので、ここからも、金子説は依然として「労

働売買説」であることがわかる。

(2)なお、金子氏は、「櫛田氏は……と言っている」と述べているが、「流動状態の労働そのものは商品とは捉えられない」という規定は、櫛田氏の規定という以前に、マルクスがそう言っていることである。マルクスは、引用 B(i)で「商品は、労働そのものとは区別される存在としてとらえられなければならない。」と言っているからである。

(3)金子氏は、「マルクスは、「労働の特殊な使用価値の表現である」サービスがその「特殊な使用価値」の消費を目的として購入され、「商品」になることを是認していたのであって、この叙述は、そのことを否定するものではない。」と述べている。だが、その叙述は、マルクス引用 B(i)の「だから、商品は、労働そのものとは区別される存在としてとらえられなければならない。だが、その場合には、商品世界は、次のような二つの大きな部類に分かれる。／一方の側には労働能力。／他方の側には諸商品そのもの。」という叙述を踏まえたものではない。そこで、マルクスは、「商品世界」には、「労働能力」と「諸商品そのもの」しかない、と言っているからである。

それとも、金子氏は、「マルクスは、……サービスが……購入され、「商品」になることを是認していた」という際に、「商品」という用語を引用符で括っているが故に、サービスは、マルクスが「他方の側には諸商品そのもの」と言っている場合の「商品」の中に入る、と言っているのだろうか。とすると、それは、金子氏にとって非常にまずいことになる。なぜなら、マルクスは、引用 B の直前で、「商品という概念は、労働がその生産物に物体化され、物質化され、実現されている、ということを含んでいる。」といい、そして、引用 B の直後では、「しかしながら労働の物質化等々を、A・スミスが捉えているように、スコットランド人的にとらえるべきではない。」(Th. I, S. 141, MEGA. S. 459)と言っていることからわかるように、労働力と区別された「商品」を、ここでは物質

36) 渡辺氏は、「サービス(としての)労働」(サービス β , サービス提供 a)においては、労働力ではなく労働が売買される、と言っている(『渡辺』44頁)。だが、氏は、対象的生産物のみならず、非対象的生産物の存在を認めているが故に、おそらくは、いわゆるサービス提供 b・c の場合には、非対象的生産物が売られている、ということだろう。

的商品に限定しているからである。金子氏が、サービスを「物質的商品」だという筈はない。とすると、「労働の特殊な使用価値の表現である」サービスが、「労働能力」と区別された「諸商品」の一つだ、というような解釈は成立しえないこととなる。

そもそも、本第3節Cで述べたように、「労働の特殊な使用価値の表現である」サービス」というマルクスの規定は、サービス β （不生産的労働）のことを言っていたのであって、金子氏が考えているように、サービス γ （非物質的労働、非物質的商品等）のことではなかったのである。その点を考えると、引用Bにおけるマルクスの叙述の意味は、簡単明瞭になる。マルクスは、「商品世界」には、「労働そのもの」という商品はなく、生産的労働者、「労働の特殊な使用価値の表現である」サービスを遂行する不生産的労働者が売る商品、すなわち、「労働能力」と、他の「労働の生産物」（金子氏の表現）である「諸商品」しかない、と言っているのである。

これまで、筆者は、マルクスがこう言っているという形で、金子「労働売買説」を批判してきた。以下、項を改め、論理整合性の面から、金子「労働売買説」を批判・検討しよう。

[4]筆者は、本節Eにおいて、大吹氏の見解を検討し、いわゆるサービス提供 $b \cdot c$ において労働が売られるとしたのでは、労働手段等の問題が抜け落ちてしまうと批判した。同じ批判は、同様に金子「労働売買説」に対しても向けられることになる。

金子氏も、その労働売買説の限界を感じたのだろう、斉藤重雄氏との論争（参照、金子『サービス』本論第2・3・4章、論文初出、1987.3.～1992.2.）を通じ、以下述べるように、微妙に記述内容を変えている。

(1)金子氏は、『サービス』本論第1章（初出、1985.7.）45頁、においては、サービス労働とサービスとの関連を以下のように記述していた。「サービス」……「労働の具体的有用労働とし

ての働きそのもの」、「サービス労働」……「サービスとしての労働」、と。いわば、「サービス」（サービス γ 、金子氏の用語法では「一般的規定としてのサービス」）とは、「[サービス]労働の具体的有用労働としての働きそのもの」であると言っていた訳である。だが、本論第2章（初出、1987.3.）では、「サービス労働とサービスとの区別は、労働そのものとサービス労働手段を用いてなされるその労働の有用的な働きとの区別である（る）」（71頁）と記述している。強調符部分に注意されたい。

勿論、強調符を付した部分は「その労働」に掛かる修飾部分であり、その修飾部分を抜いても文は成立するが故に、依然として、「サービス」とは「……[サービス]労働の具体的有用労働としての働きそのもの」であると言う、金子氏のサービス（サービス γ ）の規定は変わっていない、と見ることもできる。そして、その場合には、いわゆるサービス提供 $b \cdot c$ において売られるものは、サービス労働、「サービス労働の具体的有用労働としての働き」であるサービスである、とする、金子説には変化はないように見える。だが、労働手段等の問題を視野の内に入れるということは、 $b \cdot c$ において売られるものは、労働ではなく、それとは異なるものであるという説を引き寄せることになる。

(2)金子氏は、引用D執筆 [1985] 当時においては、「サービスの消費者（は）……自分の収入または所得の支出によって提供を得たサービスを個人的に消費する」（47頁）と言っていた。だが、氏は、上記(1)で引用した叙述があるパラグラフ（71頁）に注記し、「サービスの消費者は、実際にはサービス労働の有用的な働きであるサービスを消費するとともに、消費財であるサービス労働手段の使用分も消費するのである。」（注28）、79頁、初出、1987年）と言っている。物的生産を「例に挙げてよければ」、洋服生産資本は洋服という商品を売り、そして、個人的消費者はその商品としての洋服を買って消費するが故に、販売される商品と消費する商品とは同一のものである。とすると、ここで、

金子氏は、いわゆるサービス提供 $b \cdot c$ において売られるものは、「サービス+労働手段の使用分」である、と言っていることになる。ここまで来れば、金子「労働売買説」は変容したと言っただけであろう。 $b \cdot c$ において売られるもの、そこで問題となる商品は、サービス労働でもなく、また、サービス労働のサービスでもなく、それとは異なる「何か」etwasである、ということになるからである。

だがしかし、金子氏は、飽くまで、「サービス+労働手段の使用分」の「+」を残さねばならないといい、「+」の結果、サービス労働でもなく労働手段の使用分でもない別個の「成果」が生産されそれが消費される、と考えるべきではないという。以下、この長所と短所を合わせ持った、新金子説を検討しよう。

上記(1)で引用した文+それに連続した文、において、金子氏は、「サービス労働とサービスとの区別は、……、けっして労働と労働とは客観的に区別されて存在する労働の成果すなわち労働生産物・との区別ではない」(71頁)と言っている。「客観的」という表現に、目に見え・手でつかみ得る「物」等の素材的・感性的ニュアンス(「客体的」というニュアンス)がある点を除くと、そして、ここで金子氏は、サービス γ [金子「一般的規定としてのサービス」] の規定として述べているのだが、サービス β (不生産的労働) の規定と捉えると、金子氏の規定は正しい、といわざるを得ない。

この点に関連し、金子氏は、次のように言っている。

「商品である米の消費過程は [ここでは、家庭・生活過程での消費が問題にされている]、その消費者である個人が市場で米を買った時点から始まり、米が消費者(家族)の胃に入った時点で終わる [99%正しい]。……米の消費過程において、消費者は、米を消費すると同時に合わせてという意味で結合して、水飯サービス [この用語は、不生産的労働者が「水飯」する場合に限るべきだと思いが]、炊飯器、茶碗、

箸、などの各種の消費財 [ここでの消費財という規定は正しい。金子氏は、別の箇所では、家庭で作られた洋服等を誤って消費財と言っているが、ここでは、商品として購入した、米、炊飯器等の消費財を問題にしている、正しい。]、とサービス [金子氏は、別の箇所では、主夫・主婦の「家事」をサービスと言っているが、不生産的労働者のサービス、に限るべきである] とを消費するのである。これが、米の実際の消費過程 [同時に、「炊飯器、茶碗、箸、など」、および、不生産的労働者の労働力の、消費過程] である。しかし、経済学は [正しい。但し、「経済学」とは、political economy、の分析、完成した商品経済としての資本制経済の分析のことである]、この米の実際の消費過程を、本質的には米の消費と他の消費財 [炊飯器等] やサービス [不生産的労働者のそれに絞った場合のそれ] の消費とが量的に合計されたものと捉えて、米そのものの消費過程と把握する。けっして、米と炊飯サービス [不生産的労働者のサービス、に限るべき] と炊飯器と茶碗と箸とが結合して消費されたことから生ずる独自の成果 [生産物] を消費すると捉えてはならないのである。」(149-150頁)と。

この金子氏の叙述は、いわゆるサービス提供 $b \cdot c$ に関する規定ではなく——この「なく」という点を金子氏は明確に意識しておらず、 $b \cdot c$ におけるサービス γ [=金子「一般的規定としてのサービス」] にも通ずることを言っているつもりなのだが——、家庭での生活過程における、米の水飯、の規定である。その限りでは、[……] で示した訂正を加えると、この金子氏の叙述は、全面的に正しい。

素材的・感性的規定に拘る諸論者は、上記の金子氏の規定に関し、おそらくは不満を持つことであろう。例えば、金子氏以上に素材的・感性的規定を重んずる齊藤氏は、消費者は、「米と炊飯……と炊飯器と茶碗と箸とが結合して消費されたことから生ずる独自の成果 [生産物]」を、すなわち、水飯された米 (= ご飯 = ライス) を「消費」するという事だろう。だが、

素材的・感性的にはそう見えようと、「経済学」的には——商品経済的には——そうではない。家庭での父親による子供のための犬小屋制作等は、生活過程・個人的消費過程における諸活動の一段階を意味するに過ぎず、父が物的使用対象である犬小屋を作ろうと、その犬小屋は、「経済学」的意味での「生産物」ではなく、また、同じことだが、その犬小屋制作はけっして「生産」ではなく、犬小屋制作のために必要な板・鋸・釘等の「消費」であるしかないからである(参照、前稿、136-7頁)。

上述の、必要な訂正を加えれば基本的にはとされるべき(新)金子説の「正しさ」は、上述した引用箇所(149-150頁)冒頭の「商品である米の消費過程は、その消費者である個人が市場で米を買った時点から始まり、米が消費者(家族)の胃に入った時点で終わる。」という叙述に見れるように、事態を、「商品」・「市場で」・「買った」等の商品流通の媒介に即して見ているという点に淵源しているものである。筆者は、前稿136頁で、生産と消費(生活)との区別は、「感性的な物的使用対象の媒介の問題ではなく、それ自体、商品流通においてもっともよく明示されるところの社会的関係の媒介の問題なのである。」と述べた。総じて、(新)金子説の「正しさ」は、筆者の「経済的形態規定」重視という立場に一步近づいたが故に生まれた成果と言いうるだろう。

斉藤氏は、金子氏以上に、素材的・感性的規定重視派である。氏は、その視角から、自然を対象にした労働、と、人間を対象とした労働、とを峻別し——この点においては、素材的・感性的規定に囚われている「本来の」金子説と同工異曲なのだが——、さらに、その視角から、サービスβ(不生産的労働)における「現物サービス」も、自然を対象にした労働なのだから

「サービス労働」と呼ぶべきではない等、マルクスから遠く離れる。そして、これこそが、マルクス「本来の」サービス概念であったサービスβ(私の用語法では、「本来のサービス」)を、マルクスの時代的な制約の故に結果した「誤り」だとして否定し、そのマルクス「本来の」サービス概念を消去する。金子氏はそれとは異なる。金子説は、(イ)素材的・感性的規定に囚われているという意味では斉藤説と同工異曲なのだが——正確には、金子説→それに依拠して斉藤説が成立³⁷⁾——、(ロ)金子氏は、マルクスに従えば、マルクスの叙述を正確に把握すれば「真理」に到達できるというスタンスを取っている。そして、斉藤氏による——(イ)「本来の」金子説的視角からする——金子説((イ)+(ロ))批判に対し、金子氏は、止むを得ず(ロ)にシフトせざるを得なかったのである。そしてそれ故に、(ロ)的「正しさ」、マルクスの基本的「正しさ」に制約され・守られ、上記の「経済学的」(=商品経済的)な意味での「成果」は、それが「商品」であるということである、という「正しい」結論に到達できたのである。

金子『サービス』において、氏は、「サービスの一般的規定」は、「労働の特定の歴史的形態を捨象したうえで」の規定(70頁。参照、66頁)とし、そして、単に「形態」を捨象すれば素材的・感性的規定になるしかないが故に「「仕立職人[サービスβ、不生産的労働者である職人]の裁縫労働」などの「消費財をつくるDienst」(は)、本来は、物質的財貨を生産する生産的労働であり、一般的規定としてのサービスではない」(67頁)、としている。そして、この文に注記し、「[[主婦の家事労働などの]]いわゆる「無償のサービス」は、形態規定としてのサービスではないが、無償の物質的財貨をつくる労働が本源的規定としての生産的労働で

37) 素材的規定重視という意味では、斉藤氏は金子氏の説に従っているが、その先、「サービス労働」は、「労働力の価値」を生産するが故に価値形成的であるとする点においては、金子説と大いに異なっている。だが、この斉藤氏・榎田豊氏[2003]

等のいわゆる「サービス労働・労働力価値形成説」は、「労働力の価値」という場合の「価値」を人間に対象化された労働であるとする点において、到底成立しえない理論でしかない。

あるように、一般的規定としてのサービスである。「(「セルフ・サービス」という言葉を想起されよ。)」(77頁)と言っている。

だが、金子 [2003] においては、サービスの一般的規定を別様に「抽出」している。氏は次のようにいう。「サービスの一般的規定は、資本主義の市場に登場する商品としてのサービスから、その商品形態を捨象し、その実体を抽出することによって与えられる。」と(157頁)。筆者は、サービスとは、サービス β (不生産的労働)であるしかないと考えているが故に、それ故、「サービスの一般的規定」、「商品としてのサービス」等の存在は認めない。しかしながら、ここに表出している金子氏の経済学的概念「抽出」の方法、すなわち、「実体」的規定も、「市場に登場する商品」等を見ながら、それから特殊歴史的な「商品形態を捨象」するという形で「抽出」されるべきだという方法は、全く正しい、と考える。筆者は、(前稿 [1977] 136頁)で次のように述べた。「生産過程における労働」の簡略な表現である本源的意味での生産的労働は、経済学的意味での生産物すなわち商品を生産する労働の底にある歴史貫通の実体として、基礎規定を与えるべきであろう。」と。

この、金子 [2003]・青才前稿の「分析視角」から、経済学的規定を与えるならば、以下のようになる。(1)不生産的労働者による「裁縫労働」は、目に見え・手でつかめる洋服を作ろうと、それは「主人〔雇用者〕の個人的消費過程の諸段階をなすにすぎず」、何ら生産ではなく、また、その物的成果である洋服は「生産物」でもない。(2)「水飯」等の「主婦の家事」は、生産でないのはもとより労働でもなく、それは、「散歩や子供の泥人形制作」がそうであると同様に、「消費過程」・「個人的(またはゲマインシャフト的)物質代謝過程」における「活動」である。等々。(参照、前稿、136-7頁)

[金子氏において、「一般的規定としてのサービス」は、その「一般的」という規定からもわかるように、もともとは、不生産的労働(「形態規定としてのサービス」)も包含するも

のであった。だが、金子 [2003] (157-160頁)においては、後者は157頁において、前者は157-160頁において、並列的に説かれているのみであり、後者は前者の一部であるという指摘はない。また、本節F [1] 注34)でも述べたように、それ以前の諸論考においては、「一般的規定としてのサービス」について述べる際、(いわゆる)サービス提供 $a \cdot b \cdot c$ を並記していたにも拘わらず、金子 [2003] 158-9頁では、「(1)自営業的サービス労働者……」「(2)サービス資本家……」等、 a には触れず、 $b \cdot c$ についてのみ述べている。そうだった理由は、おそらく、上記の「市場に登場する商品としてのサービスから……抽出」(157頁)という「サービスの一般的規定」の抽出法にあると思われる。なぜなら、その抽出法に則れば、「商品としてのサービス」としては登場しない、「不生産的労働者による「裁縫労働」」等)サービス β (サービス提供 a)、および、「水飯」等の「主婦の家事」等)「〔家庭内での〕いわゆる「無償のサービス」」(金子『サービス』、77頁)は、「一般的規定としてのサービス」としては「抽出」されないことになるからである。]

金子氏は、([2003] 157頁)で表明した経済学的立場への「道行き」の過程にあったのだろう、金子『サービス』ですでに、「焼き肉」「ステーキ」問題に関する考察に際し、社会的関係の媒介、商品流通による媒介の意味について語っている。

「肉屋から商品である「生肉」を買った買い手が、自分や家族の個人的消費のために、通常はその家庭内で自分でか雇い人に〔サービス提供 a 〕その「生肉」を「焼肉」に料理させたならば、この場合の料理労働はサービス労働である。これにたいして、こんどは肉屋が自分でか〔いわゆるサービス提供 b 〕雇い人に「生肉」を「焼肉」に料理させて〔いわゆるサービス提供 c 〕、その「焼肉」を商品として売ったならば、この場合の料理労働は物質的財貨である商品を生産する労働である。前者の場合には、「生肉」が商品であり、消費財であるのにたい

して、後者の場合には、「焼肉」が商品であり、消費財であって、「生肉」は生産財（生産手段）なのである。」（69頁）と。生産と消費との区別が、商品流通による媒介によって与えられている点に注意されたい。すなわち、同じ活動、「生肉」の「焼肉」への料理が、「焼肉」を商品として売るためのものであれば「生産」となり、「生肉」を商品として買って家庭でなされるならば「消費」なのである。[上に引用したパラグラフにつけられた注19]（77-8頁）も参照。そこで、金子氏は、「ステーキ」を作る活動が、家庭で（商品を作るのではなく）なされるならば消費であり、レストランで（商品を作るために）なされるならば「社会的に生産過程に属する」と述べている。]

だが、この「正しい」観点（以下、金子的分析視角と呼ぶ）を貫徹させるならば、以下述べるように、本来の金子説は瓦解することになる。

(1)本[5]項で以前に引用した箇所（金子『サービス』149-150頁）において、金子氏は、「米の実際の消費過程を、……、米と炊飯サービスと炊飯器と茶碗と箸とが結合して消費されたことから生ずる独自の成果〔生産物〕を消費すると捉えてはならない」と言っている。そして、その規定は、家庭における「米」の水飯に対する規定としては、——用語表現上の問題を除くと——全く正しい。だが、その水飯が、レストランでお客に商品（ライス）を売るためになされている場合、「金子的分析視角」に依れば、それは、ライス商品の生産過程であり、そこでは、米・炊飯器等の生産手段を用いた水飯という生産的労働がなされ、ライス商品という「独自の成果〔生産物〕」が生産されることになる。

(2)金子氏も、上記(1)の規定を認めることであろう。注意されるべきは、レストランでの「肉・焼き」・「水飯」が、生産と規定されるのは、それが、経済(学)的な意味での「成果」・「生産物」である商品を生産しているからなのである、という点にある。そして、レストランでライスを注文したお客は、水飯労働と、炊飯器等の労働手段等の使用分とを、合わせて

買い・合わせて消費するのではなく、「独自の成果〔生産物〕」であるライスを買ひ・それを消費するのである。

とすると、いわゆるサービス提供 b・c に関しても同様のことが言えることになる。理髪を例として考えよう。家庭で親が理髪する場合、不生産的労働者を雇って理髪させる場合には、その理髪はなんら生産ではなく、整った髪の手という「独自の成果〔生産物〕」を生むわけでもない。そして、バリカン・はさみ等は消費手段であり、理髪において、消費者は、サービス提供 a の場合には、不生産的労働者の労働力とバリカン等の消費手段とを合わせて消費するのであって、けっして、「理髪という有用効果」を消費する訳ではない。だが、理髪店・理髪資本の場合には、それと異なる。理髪資本が売るもの（「商品」）は、「理髪という有用効果」なのであり、理髪過程は、社会的には、その「理髪という有用効果」の生産過程である。そして、それ故に、理髪資本のもとで理髪をして貰うお客は、理髪労働+バリカン等の労働手段の使用分、を消費するのではなく、「理髪という有用効果」を消費するのである。「自然に働きかけ」ステーキを焼くことと、「人間を対象としてなされる」理髪とは、素材的・感性的には大きな違いがある。だが、同じく資本のもとでなされるとしたら、レストラン資本のもとでのステーキ生産と、理髪資本のもとでの「理髪という有用効果」の生産との間には、社会的・経済的には、何の違いもないのである。

教育に関しても同様のことが言える。前稿の叙述を引用しておこう。「学校資本の下での教育労働は、物的成果をもたらさないとしても、社会的には、教育という非物的財貨=有用効果を生産している。児童は、正確には彼の両親は、その教育という有用効果を買うのであって、そこには構成的契機として商品流通が介在しているからである。その介在のゆえに、感性的には一体であり、時間的には同時である教師の教育活動と児童の勉学活動とは、形態的には〔この「形態的には」という用語の意味がよく伝わら

なかったようである。「経済形態的には」、それ故「経済的・社会的には」という意味である。], 有用効果の生産過程とその消費過程という区別を与えられ、その教育という有用効果は、固有の意味での生産物という規定を受けることとなり、その教育労働も生産的労働の本源的規定を受けることとなるのである。」(137-8頁)。問題は、人々相互の経済的関係にあるのであって、「肉焼き」・水飯・理髪・教育等の間にある労働およびその成果の「素材の内容」の相違にあるのではないのである。

しかし、金子氏はいうだろう。レストランでの「肉焼き」・水飯は、ステーキ・ライスという物(質)的成果を生みだしているがゆえに生産である、だが、理髪は、[青才：整髪された髪の毛という、目に見え・手でつかみうる——勿論、手でつかむと折角整えられた髪の毛は乱れてしまうが——物的(对象的)成果、物質的成果をもたらしているのだが、]人間を対象とした労働であるがゆえに、それは生産ではない、と。そして、筆者(青才)は「教育という有用効果」なるものの存在を言っているが、そのような「もの」は、単なる見做し規定にすぎないと。だが、その批判は、同時に、マルクスの「場所移動という有用効果」という概念に対しても向けられたものになるが、金子氏はそのことを意識し、なおかつ、そう主張しているのだろうか。以下、項を改め、「場所移動という有用効果」というマルクスの規定との関連において、非物的生産物、非物的商品なるものの存在証明を与えておこう。

[5]まず、筆者前稿を「有用効果」生産説と規定しそれを批判している、金子氏の叙述から問題にしよう。

金子氏は、『サービス』43-4頁で次のように言っている [(以下、参照する場合には、「部分1」等と呼ぶことにする)]。

1. 「最近のサービス労働価値生産説」は、「3つの見解に大別」される、その(3)は、「サービス労働はそれ自身とは明確に区別される生産

物を生産しているという見解」である。そして、その(3)の見解の(b)は「吉沢文男氏、青才高志氏などの「有用効果」生産説」である。(43頁)

2. 「とくに(b)「有用効果」生産説は、サービスを運輸と理論上同一視することから生じた」誤った見解である、「その点については後に述べる」(44頁)。

3. そして、「後」(50-1頁)では、「サービス」概念と「有用効果」概念との区別を問題にし、「有用効果とは、労働それ自体とは区別される労働の客観的な成果をさし、対象的生産物を生産する労働が生みだす有用効果は、対象的生産物である物質的財貨であり、物質的財貨を生産の場所から消費の場所へと輸送する本来の運輸労働が生みだす有用効果は、物質的財貨の「場所的移動」である。」と言っている。

筆者前稿との関連において問題にされるべきは以下の点にある。

(1)「部分1」で、金子氏は、筆者を「サービス労働価値生産説」と規定している。筆者は、サービス労働という用語を、他説の引用等を除いて用いてはいない、用いているのは、サービスと呼ぶべきではないという意味を込めた「いわゆるサービス労働」という用語のみである。勿論、多くの論者の説を整理・要約する場合に、各人の細かな用語法の違い——例えば、サービスとサーヴィスの違い等——の捨象は仕方のないことである。ここで問題なのは、筆者は、前稿においても、本稿での用語法を使っていうとサービスマ(金子氏の「一般的規定としてのサービス」)を本来はサービスと呼ぶべきではないといていたのであって、それ故に、「部分2」の「サービスを運輸と理論上同一視」という指摘は少なくとも筆者前稿には妥当しない、ということである。なぜなら、筆者はサービス概念を、金子氏が以前には「本来のサービス」と呼んでいた不生産的労働に限るべきだと考えていたが故に、筆者が、価値を形成することのない「本来のサービス」(不生産的労働)と価値を形成する運輸(運送)労働とを「理論上同一視」したことは一度たりともないからである。

(2)念のために言っておけば、筆者が、前稿において、最初に有用効果という用語を使用したのは、「非物的商品＝有用効果」(130頁)という形においてであって、いわゆるサービス労働は、非物的商品ではなく有用効果を生産する、といっている訳ではない。

(3)筆者は、確かに、『資本論』第2巻第1章のマルクスの「運送」労働の価値形成に関する指摘を援用して、「非物的商品」を生産するいわゆるサービス労働も価値を形成するとした。だが、その援用に際して、筆者は、「個人的に消費される人間……(等)の輸送」に問題を絞っていた。まず、前稿133頁で、「行論上通常」の用語法に従って、個人的消費の有効効果の生産のみをいわゆるサービス労働と呼ぼう。」と述べた後に、140頁で次のように述べたのだ。「この有用効果(運輸業[現在の筆者の表現では、運送業]の売場所移動——筆者)は、その消費に関しても他の諸商品とまったく同じことである。それが個人的に消費されるならば、その価値は消費とともに消滅する。」[K. II, S. 61]。価値が輸送対象に移転される商品輸送のみならず、個人的に消費される人間・手紙・贈答品の輸送の場合にも、その場所移動という有用効果は価値を有するとしている点に注意。とすれば、一般に、個人的に消費される有用効果を生産する労働、すなわち、いわゆるサービス労働も価値を生産することになるだろう。人々は、『資本論』執筆期内部においても後期

に属するこの第2部第5稿(1877年)における論述をあくまでも基礎にすべきである。」と。今回引用をする際に新たに付した強調[下線]部分に注意されたい。

だが、「部分3」において、金子氏は、専ら「商品の輸送」のみを問題にしている。マルクスの輸送業・交通業に関する規定(K. II, S. 60-1)を論拠として、自己の(いわゆる)サービス労働の価値形成を主張する論者の全てが、人間の輸送、個人的消費の過程における輸送を問題にしているのであって、「物質的財貨[商品]の「場所的移動」についてのみ述べるのは、論議されている問題がなんであるのかを理解していないものであり、それでは、何ら、検討・批判とはなりえないといわざるをえない。³⁸⁾

これまで、筆者前稿に関連したことのみを言ってきた。前[4]項末で述べた、筆者の「教育という有用効果」という概念に対する批判は、同時に、マルクスの「場所移動という有用効果」という概念に対する批判も意味する、という点については、積極的には何も述べていない。以下、この点を問題にしよう。

マルクスが、『資本論』第2巻第1章(S. 60-1)で問題にしているのは、「自立した諸産業部門……のうちで経済的に重要な……交通業」であり、そこでは、「場所移動」という有用効果が、生産・販売されるとしている。当該部分を「使用価値完成説」または「追加的生産過程

38) 金子氏は、確かに、「部分3」に付した注17)では、「人間の運輸」に触れている。だが、そこでも、「ここでは、「人間の運輸」の価値形成の問題に立入る余裕はないが、「人間の運輸」は、人間の「場所的移動」という「有用効果」を生み出すとはいえず、その性格は、社会的にはそれが(1)生産過程、(2)流通過程、(3)消費過程のいずれに位置づけられているかにおおじて区別して把握されるべきであるということだけを指摘しておく。」(53頁)と言っているのみである。これこそが論争において焦点をなしていたはずの消費者の場所移動の「価値形成の問題」については述べないままである。

ついでながら、「人間の運輸」の価値形成の問題」についての金子氏の見解を整理しておこう。

(1)金子『生産的労働』(207-216頁)では、「使用

価値完成説」と「有用効果生産説」との対立に関しては後者に軍配を挙げつつ、「観光旅客の輸送」等は価値形成的ではない、としている。

(2)『サービス』の上引した部分では、(1)生産過程……価値形成、(2)流通過程……価値非形成、(3)消費過程……価値非形成、というニュアンスで述べている。

(3)ところが、金子[2003]では、マルクスの要約という文脈のなかではあるが、「人間を運輸する労働が生み出す価値は、運輸された人間の個人的消費に入り込む」(169頁)としている。おそらくは、『サービス』執筆後、マルクスの「それ[場所移動という有用効果]が個人的に消費されるならば、その価値は消費とともに消滅する。」(K. II, S. 61)という叙述を再読する機会があり、旧来の

説」的に捉える論者も多いが、それは誤りである。わかりやすいようにいえば、ここでは、農業資本、紡績資本、レストラン資本等の産業資本、と並ぶ産業資本である運送資本（日通、ヤマト、JR等）が考察されているのである。それに対し、第2巻第6章第3節「運輸費用」では、例えば、紡績資本の運動において、商品綿糸の生産過程、商品綿糸の保管過程、商品綿糸の販売過程、と並ぶ商品綿糸の「運輸過程」が考察されているのである。「使用価値完成」とか「追加的生産過程」とかという規定は、前者の、「場所移動という有用効果」の生産を問題にしたものではなく、後者の「商品の運輸」を対象としたものなのである。³⁹⁾

筆者の、使用価値完成説（または追加的生産過程説）と有用効果生産説との「分析視角の相違」（前稿、144頁）という論点は、筆者の諸論考のなかでは、より直接的にマルクス自身の説に沿って述べたものであり——マルクス批判の面が極めて薄いものであり——、その意味では、理解容易なものである筈のものであった。だが、実際にはそうでもなく、未だ、それに対する反論、筆者のいう「分析視角の相違」を理解できない諸論考が輩出している。だが、「金子的分

析視角」を提示している金子氏にとって、その「相違」は、容易に理解できることである。前[4]項で述べたように、氏は、同じ「生肉」の「ステーキ」への料理に関し、それが、レストラン資本においてステーキを「商品」として売るためになされているとすれば、家庭での・消費部面での料理とは異なり、生産である・ステーキという「商品」の生産であるとされている。全く正しい。その「正しい」「金子的分析視角」から事態を見るならば、事態は、例えば、商品「綿糸」の場所移動という事態の経済的意味は分明されることになる。具体的に述べよう。

紡績資本Aが、自立した運送資本B（例えば、日通）に、自己商品「綿糸」の「場所移動」を委託している場合を想定すると、問題は、「金子的分析視角」がそうであるように、「商品」範疇を担う定在は何であるかという点にあることとなる。すなわち、紡績資本Aにとっては、「商品」とは「場所移動された綿糸」であり、その場所移動は流過程に延長された生産過程——「使用価値完成」・「追加的生産過程」と表現されたそれ——であり、自立した運送資本Bにとっては、「商品」とは「場所移動という有用効果」であり、その場所移動は「場所移動と

自説を撤回されたのであろう。

39) この点に関しては、以下の諸論考を参照。系譜関係も含めて述べよう。(1)中西健一 [1957]。ここで、有用効果生産説と使用価値完成説とを止揚する論点は、実質、すでに出されている。(2)馬場 [1974]。中西説を批判的に踏まえ、自立した交通資本の分析においては有用効果生産説に立たねばならぬ、と主張。(3)青才前稿 [1977]「三 流通費用」。中西説を批判的に継承しつつ、また、馬場 [1974] の貴重な指摘を知らないまま、1)第2巻第1章……場所移動という有用効果を生産する・自立した「運輸資本」の考察……有用効果生産説が妥当、2)第2巻第6章……商品の「運輸費用」の考察……「使用価値完成説」的分析視角が妥当、と指摘。すなわち、両説の「分析視角の相違」(144頁)。(4)大吹「……運輸費用……」[1980.3.]。上記(3)と同様な論点（分析視角の相違説）提示。継承関係はわからないが、おそらくは、大吹 [1980.12.] では上記(3)の青才 [1977] を別の論点に関してであるが参照しているの、青才 [1977] を読んでいたことであろう。(5)青才「有

用効果生産説批判——有用効果生産説は正しい、故に、誤りである——」[1983]。青才 [1977]「三 流通費用」の詳論。上記(2)馬場 [1974] の検討。上記(4)の大吹 [1980.3.] の貴重な指摘を知らないまま書いた。ここで、自立した「運輸資本」論と商品の「運輸費用」論との「分析視角の相違」といっても分かりにくいと思ひ、前者を「運送」、後者を「運輸」と表現することにした。(6)大吹 [1985]。大吹「……保管費用……」[1978.9.] を所収。その際に、「この点については、最近」という表現の後に、青才 [1983] に言及（97頁。117頁も参照）。[1985年] 時点で、青才 [1983] は確かに「最近」であるかも知れないが、普通、青才 [1977] を「最近」とは言わないと思えるが……。また、大吹 [1978.9.] を大吹 [1985] に所収の際に、保管費用とは何であるか等という点に関し叙述変更（例えば、167頁等）、また、「分析視角の相違」に関わり多くの叙述（例えば、114-8頁等）を追加。おそらくは、青才 [1983] を踏まえて——本当は青才 [1977] ですでに出していた論点なのだが——改訂したものと思われる。

いう有用効果」の生産過程——「追加的生産過程」等ではなく、「場所移動という有用効果」の直接的生産過程——であることとなる。

金子氏の叙述そのものは、未だ不分明である。金子 [2003] 155頁での叙述は、マルクスの「第四の物質的生産部門」としての「運送業 Lokomotionsindustrie [運輸業 Transportindustrie ではない]」(Th. I, S. 387, MEGA. S. 2183) に関し、「追加的生産過程」説的に捉えており、「運輸業 [日通等, 筆者ならば, 交通業・「運送」業というそれ] は、生産された商品である生産物を生産の場所から市場へと場所的に移動させ、生産と消費をつなぐのに必要な追加的生産過程に属する」と言っている。ところが、金子 [2003] 169頁では、正しくも「有用効果生産」説に立ち、「商品を運輸する労働も、人間を運輸する労働も、商品や人間の「場所的移動」という「有用効果」を生」産する、といている。

だがしかし、明確に、「金子的分析視角」に依拠すれば、以下述べるように、事態は分明となる。

(1)自立した運送資本Bにとっての商品は「場所移動という有用効果」である……レストラン資本にとっての商品は「ステーキ」である。(2)運送資本Bが行なう「場所移動」過程は「場所移動という有用効果」という商品の生産過程である……レストラン資本が行なう料理過程は「ステーキ」という商品の生産過程である。(3)運送資本Bが行なう「場所移動」過程は、自己商品綿糸の「運輸」を委託し、その「場所移動という有用効果」という商品を購入(運輸費用の支出)・消費(生産的に消費)する紡績資本Aにとっては、自己商品「綿糸」の「追加的生産過程」である……レストラン資本が生産した「ステーキ」を食べる過程は、レストランでステーキを注文しそれを食べるお客にとっては、「ステーキ」の消費過程(個人的消費過程)で

ある。等々

これまでの立論を前提したとして——「金子的分析視角」からするとそうならざるをえないが——、本稿での課題はその先にある。素材的・感性的な視角からする混濁を避けるために、暫くは、人間・恋文の「運送」(場所移動)ではなく、目に見え・手でつかみうる、物的かつ物質的商品である綿糸の「運送」(場所移動)を例にとりて述べよう。「第四の物質的生産部門」に属する自立した運送資本B(例えば、日通)が生産し販売している商品は、「場所移動という有用効果」である。それはけっして、「場所移動された綿糸」ではない。とすると、「場所移動という有用効果」という商品の存在性格が問題になってくる。素材的・感性的視角から、物(Ding)のみが商品である、そして、物(Ding)に対象化された労働のみが価値を形成する、とする諸論者は、「場所移動という有用効果」という商品の存在性格に関し応答を迫られることになる。勿論、綿糸の場所移動は、昨日は大阪にあったのに今日は東京にある等「目に見える」、だが、それは、「手でつかみうる商品」ではなく、非物的商品である。「場所移動された綿糸」という商品は物的商品であるが、「綿糸の場所移動という商品」は、物的商品ではなく非物的商品であるからである。

非・物的商品という規定(物的商品ではない、という規定)は、日本語的には二つに分かれる。その一つは、「非物的」であるが故に、それは「商品」でもないとするものである。例えば、大吹氏は、「運輸業が販売する有用効果なる「商品」は労働の成果ではあるが、それ自体として価値を担うべき肉体をもたないのである。……／／……運輸業が販売する有用効果なる「商品」・「場所変更そのもの」は使用価値と価値との統一物としての本来の商品ではない。……擬制的商品(である)」([1985], 369頁)と言っている⁴⁰⁾。

40) 前注39)では、追加的生産過程説と有用効果生産説との「分析視角の相違」に関し、大吹氏の見解に触れたが、ここでの論述を見ると、素材的・

感性的規定重視という氏の立場に制約され、未だ、徹底した「分析視角の相違」説には到達していないということがわかる。運送資本(日通等)にと

もう一つは、非物的・商品の存在を認めるもの、「場所移動という有用効果」は、非物的とは言え「商品」である、とするものである。筆者等、いわゆるサービス労働の価値形成を認める諸論者はそうであろう。さて、金子氏はどうであろうか。もとより、金子氏は、一般的に言っていて、非物的商品の存在は認めない。だが、しかし、「金子的分析視角」に立った場合の氏は、そして、「場所移動という有用効果」という経

済的定在に関しては、氏も、その「商品性」を認めざるをえないのではないだろうか。

(1)氏は、いわゆるサービス提供 $b \cdot c$ においては、サービス労働の成果ではなく、サービス労働と労働手段等の使用分とが合わせて売られる、と言っている。だが、交通業の場合には、運送労働+運送労働手段等の使用分、が売られるとはいわず、運送労働によって「生産」された独自の成果、すなわち、「場所移動という有

って、その「場所移動という有用効果」は、擬制的商品ではけっしてない。

この点に関連し、但馬氏は、かつて、上述した大吹説を「正しい」と評価し、その前段で筆者（青才）の説を批判しているので、その批判に対し若干のことを述べておこう。

但馬氏は、[1987] 当時には、次のように言っていた（36頁）。〔イ〕等の内容分けは筆者（青才）の挿入。]

〔イ〕青才高志氏は、「使用価値完成説」は、少なくとも流通費用としての運輸費用を問題にしている限りにおいて、「流通費用論」においては、有用効果生産説よりも優位を占める」〔青才 [1983], 38頁] が、「自立した運送過程」（同、42頁）においては有用効果〔生産〕説が妥当する、という独自の主張をなされている。／〔ロ〕マルクスにあって、有用効果とは売買の対象となるものを生産したと思われる具体的有用労働の成果・効果にそくした用語である〔若干不正確。青才 [1983], 注12〕, 41頁、で述べたように、マルクスは、「売買の対象とはならない」半製品等に対しても、有用効果という用語を使用している」（したがって、それを Ding 以外のものに対して使用したとしても、それはそれで自由である）が、対象的生産物（商品）の使用価値に関わらない過程が何故に Realwert を生産しうるかについての説明を抜かしている点を見逃してはならないと思う。〔ハ〕青才氏も、有用効果が価値を持たないというのなら、その否定論者が「拳証」責任を持って〔青才前稿 [1977], 135頁〕, などといわれることなく、「何故にいかにして有用効果一般が Realwert を持つのか」についての論証をすべきであろう。単にマルクスがそうしているから、というだけでは説明にはならないのではなからうか。／〔ニ〕一方、大吹勝男氏は、「運輸業が販売する有用効果なる「商品」は労働の成果ではあるが、それ自体としては〔ハ〕は、但馬氏の追加挿入] 価値を担うべき肉体をもたない」〔大吹 [1985], 369頁〕, と正しく規定されている。」と。

問題とされるべきは以下の点にある。

(1)上記引用〔イ〕部分の叙述は、筆者（青才）の

説をほぼ正確に要約している。問題は、1) 〔青才〕独自の主張」といわれているが、それは、青才「独自の」主張ではなくマルクスの主張でもある、という点と、2) 但馬氏は、このマルクス・青才説を是とするのかどうか、という点にある。但馬『増補』（第7章、〔第〕3-6〔節〕）を見ると、人間の場所移動という「有用効果」を生産=故に価値を生産、というマルクス・青才説は、マルクス価値論からの逸脱、マルクスにとっても「例外規定」であると解している。だが、それが、但馬氏にとって「例外」と映ずるのは、「Ding」〔対象的生産物（商品）〕の生産のみが価値を形成するという、[1987] 当時の価値形成・非形成の区別を [2000] においてもなお残しているからであるが故、といわざるをえない。

(2)引用〔ロ〕〔ハ〕部分において、但馬氏は、筆者が [1983] において、マルクスに従い「場所移動という「有用効果」を生産=故に価値を生産」とした点に関し、別の論文〔青才前稿 [1977], 135頁〕で述べた、「拳証責任云々」という叙述を引用し批判している。青才前稿135頁では、「マルクスは、一方で、生産的労働を……剰余価値を生産する労働であると規定するとともに、他方で、学校資本の下での教育労働等のいわゆるサービス労働を明確に生産的労働だと規定している……。……とすれば……。拳証責任はむしろそれを否定する通説のほうにこそある。」と述べたのであり、それは、「価値を形成しないいわゆるサービス労働や商業労働も、〔剰余価値は生産しないが、〕資本に利潤、すなわち、剰余価値の取得をもたらす限りで生産的労働の形態規定を受ける、と」（136頁）する論者にこそ、「拳証責任」があるという文脈で、すなわち、通説的な（金子氏的な）生産的労働の「形態規定」批判の文脈で述べたものである——と言っても、検事というより弁護士の筆名（青才）は、「拳証責任」は通説の側にあると言いつつも、多大な頁数を使い、135-9頁において、通説的な「生産的労働の形態規定」の誤りを、「拳証」したのだが——。このような、違う課題に関する複数の論文の叙述を繋ぎ合わせるという形の検討・批判は、許されることなのかどうか、筆者には疑

用効果」が販売されると言っている。

(2)「労働とは区別される労働の成果である使用価値」が市場で売買される場合、氏は、それを、商品の売買と表現することであろう。ところで、氏の規定に依れば、「有用効果」とは、労働とは区別される労働の成果である使用価値のことであ(る)」(金子 [2003], 169頁)。とすると、論理必然的に、「場所移動という有用効果」は、商品という規定性を受けとることになり、そして、運送過程は、「場所移動という有用効果」という商品の生産過程であることになる。

(3)だが、「場所移動という有用効果」は、物的商品ではない。商品綿糸の場所移動過程は、「場所移動された綿糸」という目に見え・手でつかみうる物的成果をもたらすが、交通業が生産し・販売する商品は、「場所移動という有用効果」という商品であり、それは、物的姿態を

有さない商品、それ故に、非物的商品である。

(4)さらに論理を押し進めるならば、金子氏を代表者とする「通説」の瓦解を迫る、以下のことが言えることになる。マルクスが述べているように、また、金子氏も、([2003] 169頁)で認めているように、「輸送されるの(は)人間であろうと商品であろうと」かまわない(K. II, S.60)。人間を場所移動する場合には、人間の「場所移動という有用効果」という商品が、場所移動過程において生産され、そして、個人的消費者に販売されるのである。勿論、「場所移動という有用効果」は、非物的商品であるが故に、「教育という有用効果」の場合と同様に⁴¹⁾、その人間の場所移動という商品の生産過程、と、個人的消費者によるその商品の消費過程とは、時間的には同時であり、その商品の生産過程で生産された「価値は消費とともに消滅する」(K. II, S.61)。だが、そのことは、

問である。

とはいえ、筆者(青才)は、些かも痛痒を感じない。むしろ、但馬氏の「批判」を多とすること大である。何故ならば、但馬氏の青才説批判の要点は、生産的労働の形態規定の問題にしても、場所移動という「有用効果」を生産⇒故に価値を生産、という問題にしても、青才説は、「単にマルクスがそうしているから、というだけで」の主張にすぎず、それでは「説明にはならない」ということであり、青才説がマルクス説であることを認め、その上で、マルクスが「そうしているから」といって正しいという訳ではない、と言っているのであり、この点は、～氏等の、マルクスに従っているつもり論者、その立場から青才説は間違っていると論者に対する、徹底的な痛罵となるからである。

(3)但馬氏は、『増補』[2000]では、非物質的生産物[歌・バレエ等の「特殊の生産物」]の存在をマルクスが認めていたことを強調し(例えば、335頁)、また、いわゆるサービス労働も、「商品」を・「生産物」を生産していることを認めている(336-7頁)。とすると、氏は、かつての([1987]当時の)、「Ding」「対象的生産物」重視、素材的・感性的規定重視の立場を脱却され、[2000]時点では、上記引用[ロ][ニ]を否定する立場に自説を転回したものと思える。[2000]但馬説は、正しくも、価値形成の有無の問題は、労働が物理的・感性的な物的成果を生むかどうかということ自体を判別の指標とする大吹説とは異なり、——ここからは「正しい」というべきかどうか躊躇、故に、

第4節で後述するが——、価値形成の有無の問題は、再生産費用の確定性の有無の問題である、としているからである(参照、336-7頁)。

41) 「教育という有用効果」という表現に関連し、若干のことを述べておこう。

大吹氏は、青才前稿を批判し、次のように言っている。「[青才は、]学校資本が売るのは、教育労働ではなく、それが生産した労働の成果、すなわち、「教育という非物質的[筆者は、前稿では「非物質的」と述べているので、「誤引」]財貨=有用効果を生産し」[前稿、137頁]販売するという。が、教育労働は非物質的労働として客観的な労働の成果を生み出すことはなく、したがって、有用効果を生み出すこともない。」と([1985], 329頁)。

筆者も、教育を、非物的かつ非物質的成果であると思っている。だが、何故に、有用効果という概念を、教育という非物質的産物に用いてはならないのだろうか。マルクスは、『資本論』第1巻第14章で、次のように言っている。「物質的産物の部分の外から一例をあげることが許されるならば、学校教師が生産的労働者であるのは、彼がただ子供の頭脳を加工するだけでなく、企業家を富ませるための労働に自分自身をこき使う場合である。この企業家が自分の資本をソーセージ工場に投じないで教育工場に投じたということは、少しもこの関係を変えものではない。それ故、生産的労働者の概念は、けっして単に活動と有用効果との関係、労働者と労働生産物との関係を包括するだけでなく、労働者に資本の直接的増殖手段の刻印を押す一つの独自に社会的な、歴史的に成立し

「個人的に消費される有用効果 [今の例では、「場所移動という有用効果」を生産する労働……も価値を生産する」(青才前稿, 140頁) ことを毫も否定するものではない。とすると、論理必然の結果として、いわゆるサービス提供 b・c においても、「個人的に消費される有用効果 (が) 生産 (され), 価値 (も) 生産 (される)」ということになるのではないだろうか。筆者が、前[4]項末で、「教育という有用

効果」という概念に対する批判は、その理論内容において、「場所移動という有用効果」というマルクスの立論への批判をも意味する、と述べた理由は、すでに、明らかであろう。逆の言い方をすれば、交通業に関するマルクスの立論を是とする論者——金子氏はそうであると思うが——は、その理論内容から言って、「一般に、個人的に消費される有用効果を生産する労働、すなわち、いわゆるサービス労働も価値を生産

た生産関係を包括するのである。」と (K. I, S. 532)。すなわち、マルクスは、「子供の頭脳の加工 [教育。教師による一方的な「頭脳の加工」は困難であるが故に、教え・育つ、という意味で、「教育」と言っておこう]」に触れた直後の文で、それを、「有用効果」、または、「労働生産物」と言っているのである。物質的生産物である「ソーセージ」だけが、「有用効果」、または、「労働生産物」であり、非物質的成果である教育は、「有用効果」ではない、等の解釈を、そこから引き出すことはけっしてできないであろう。

ついてながら、ここで、「有用効果」という用語と「労働生産物」という用語とが登場したので、マルクスの「有用効果」概念、それと「生産物」概念との違いに触れておこう。(青才 [1983], 32頁, 注3) でも述べたように、「有用効果」とは、具体的有用的労働の成果 (効果 Effect) であるが故に、それは、非物的成果のみならず、物的成果も含み、「さらには……それ自体としては、半製品・部分生産物をも含む概念である (参照, K. I, S. 359, S. 576)」。

とした場合、「有用効果」と「生産物」との違いはどこにあるのであろうか。「有用効果」が「生産物」であることがありうるとして、両者の違いはどこにあるのであろうか。それは、成果をどの立場から見ると、ということから生ずる相違なのである。この点に関して、センスのよい渡辺氏は、よい線まで行っている。氏は、「労働過程の生みだす有用効果と、生産過程が生みだす使用価値」(『渡辺』126頁, 初出, 1984.5.) と言っている。「正解」まであと半歩、といいうるだろう。

筆者 (青才) は、前稿においても、生産過程と労働過程とを区別して考えていた。例えば、「本源的意味での生産的労働、生産物の立場からの、それゆえ、労働過程 (正確には生産過程) の立場からのそれ」(128頁) と。この叙述の背後には、マルクスの以下の叙述があった。マルクスは、『資本論』第1巻第5章で最初に生産的労働という用語を登場させる際、次のように言っている。前パラグラフで「労働過程」について触れたのち、「もしひとが、全過程 [全労働過程] をその結果たる生

産物の立場から考察するならば、労働手段と労働対象とはともに生産手段として現象し、労働そのものは生産的労働として現象する。」(K. I, S. 196) と言っている。ここには、生産過程という用語は登場しない。だが、宇野弘藏氏 [1950] の、労働過程と生産過程、という提起に学べば、生産手段・生産的労働が問題になる「過程」とは、すなわち、「その結果たる生産物の立場から考察」された労働過程とは、生産過程であるしかないであろう^{a)}。労働者の立場から労働を捉えたものが「労働過程」であり、そして、その成果は、具体的有用的労働の目的・成果である「有用効果」である。そして、「生産物の立場から」労働を捉えたものが「生産過程」なのであり、その成果は「生産物」である。「作業場内分業がなされている場合の「各部分過程」で労働する労働者にとっての労働の成果は、その「部分過程」の成果、それゆえに、生産物 (製品) とは限らず、半製品等でありうる (この点に関しては、青才 [1983] 41頁, 注12) を参照)。「有用効果」は、生産物 (経済的な定在としてのそれ、すなわち、商品) のみならず、半製品等を含むのは、この、「労働過程」と「生産過程」との区別の故なのである。この「労働過程」と「生産過程」との区別という論点は、生産過程ではない労働過程、例えば、不生産的労働者の労働、労働過程ではない生産過程、例えば、ぶどう酒の発酵過程等、射程の広いものである。だが、本稿の課題との関連では、これ以上、述べる必要はないであろう。

渡辺氏の規定に関し、一言言っておこう。マルクスは、随所で、綿糸の生産過程では「使用価値」綿糸が生産される等と言っている。それゆえに、渡辺氏の、「生産過程が生みだす使用価値」という規定が誤りであるという訳ではない。だが、マルクスの原義という意味では、上引した「生産物の立場から考察」という規定を重視し、生産過程の成果は「生産物」とした方がよりよいと思われる。

a) 大谷禎之介氏 [2001] も「労働過程をその結果として生産物をもたらす過程として見るとき、それは同時に生産過程である。」(12頁) といっている。

する」(青才前稿, 140頁)ということ認めざるをえないのである。

(5)さて、金子氏は、上記(4)を認められるのだろうか。それとも、個人的消費過程における人間の場所移動も、「場所移動という有用効果」の生産過程であり、そこでは、価値が形成される、だが、教育に関してはそうではない、というのだろうか。「場所移動という有用効果」も、「教育という有用効果」も、有用効果という意味では、また、非物的商品という意味では同じである、だが、場所移動と教育とは違う、というのだろうか。

問題を出し直しておこう。上記(3)で述べたように、金子氏は非物的な商品の存在自体は認めている。とすると、問題は、物的と非物的、物理的対象性の有無の問題ではないことになる。前引した「部分3」で、氏は、「有用効果とは、労働それ自体とは区別される労働の客観的な成果をさし、対象的生産物を生産する労働が生み出す有用効果は、対象的生産物である物質的財貨であり、物質的財貨を生産の場所から消費の場所へと輸送する本来の運輸労働が生み出す有用効果は、物質的財貨の「場所的移動」である。」という(『サービス』, 50頁)。物的という規定と物質的という規定とを区別する筆者(前稿, 141-2頁, 参照)であれば、自立した運送資本による「場所移動」の過程——「場所移動という商品」の生産過程——は、「物質的財貨を生産の場所から消費の場所へと輸送する」過程であるが故に「物質的生産」なのではない。それは、「物質的財貨」を運送しようと、人間、恋文を運送しようと、「場所移動という(物質的)商品」の生産過程であるが故に、物質的生産なのである。物的……物理的・感性的対象性、という規定と、物質的……マルクスの唯物論的歴史把握における、下部構造的・非「精神的」、という規定とは、区別されるべきである。「恋文」は確かに、「精神的」なもの、非物質的なもの、といってよいが、その恋文の運送(郵送)は、物質的な所為である。すなわち、商品の運送に限らず人間の運送も含め、「場所移動

という有用効果」という商品は、非物的とは言え、物質的な商品なのである。このことは、いわゆるサービス労働は、自然を労働対象とするのではなく人間を労働対象としているので、目に見え・手をつかみうる、物的(対象的)成果をもたらすことがないので、すなわち、物質的成果をもたらすことがないので、生産的労働ではない、それ故に価値を形成することはない、等の、金子・大吹氏的不いいわゆる「通説」の瓦解を意味している。物的と物質的という規定の相違を見据えるならば、クリーニング、理髪、マッサージ、等々が消費者に商品として売買される場合、それらは、物的商品ではないが、物質的商品なのであって、その「洗濯」等の過程は、「個人的消費のための有用効果」という商品の生産過程であり、そこにおいては価値が生産されることになるからである。

これまでの立論を通じ、すでに、金子・大吹氏等の、いわゆる「通説」に対する批判はなされたといえるだろう。だがしかし、その批判は、非物的等の物理的・感性的規定と、非物質的という規定とを区別し得ていない論者に対し妥当することであり、物的と物質的との間の区別を知っている論者に対し、妥当することではない。すなわち、用語上も両者を明確に区別している渡辺氏、用語上は区別できていないが実質区別している但馬氏、そして、佐藤拓也氏に対し、妥当することではない。以下、節を改め、物的成果をもたらすかどうかという区別は価値形成の有無の判断には無縁のことである、だが、労働の成果が、物質的成果なのか非物質的成果なのかという区別等は、価値形成の問題を考える場合には重視されねばならない、とする諸見解を問題にしよう。

第4節 非物質的生産における価値規定の問題

まず、物的という規定と物質的という規定との違いについて、簡単に述べておこう。

筆者は、前稿で、「商品規定〔本源的意味で

の生産的労働の規定、労働による価値規定等も]……物質的かつ物的な商品を抽象の基礎としてえられたものであ(り)……それは、……それ自体根拠ある抽象である。」(137頁)と述べたのち、それに注(5)を附し、以下のように述べた。

「物質的 material という概念と物的 dinglich という概念を、マルクス自身が常に明確に区別していたというわけではないが、(我々としては) 両者を一応区別して考えるべきであろう。物質的生産とは、政治的・宗教的・観念的 [精神的]「生産」等総じて上部構造という概念に対立したものであるのに対し、物的とは感性的・物理的な対象性を意味する。」(141-2頁)と。そして、マルクスが意を凝らして、物質的という規定と物的という規定とを区別している箇所を参照し、「絵画等の物的成果をもたらす芸術労働は物的生産であるかもしれぬが、それは「非物質的生産」である。……人を輸送する労働は、たとえ、労働者および消費者と分離しうる物的成果を残さないとしても「物質的生産」である。」(142頁)と述べた。

渡辺氏も、物質的という規定と物的(または対象的)という規定とを明確に区別している。他の論点も含め、特に、金子氏等いわゆる「通説」との対比において、渡辺説の特質を列挙しておこう。

(1) (『渡辺』第2章、初出、1977.6.) を読めば以下のことがわかる。渡辺氏の「サービス労働」という概念は、「サービスとしての労働」(42頁)の簡略形、すなわち、「サービス(としての)労働」の「(としての)」を略したものである。そして、その「サービス労働」は、そこで、「現物サービス」、「人身的サービス」を問題にしていること(43頁)からもわかるように、実質、不生産的労働(サービス β)のことを意味していた。渡辺氏の場合、労働の「サービスそれ自体(サービス α 、「役立ち」としてのサービス)」という形で、「サービスとしての労働」を導き出すが故に、サービス α とサービス

β との区別という点に関する強調はないが、「サービス労働(は)資本とではなく収入と交換される労働」(80頁)と言っているが故に、そうである。

(2)上記(1)から出てくることだが、本稿の課題にとって重要なことは、氏には、筆者と同様、非物(質)的労働・成果等のサービス概念、サービス γ (金子氏の「サービスの一般的規定」)はない、ということである。

だが、金子氏は、「大吹勝男氏、渡辺雅男氏が、Nuturaldienst を一般的規定としてのサービス [サービス γ] の概念に含まれているとされているのに対し……」(『サービス』61頁)と言っている。大吹氏に関してはそういってもよい。だが、渡辺氏には、「一般的規定としてのサービス」というような素材的なサービス規定はないが故に、そういうことはできない。一体どうして、渡辺氏が、存在しない「一般的規定としてのサービス」なるものに、Nuturaldienst を含めることができるのだろうか。また、金子氏は、「一般的規定としてのDienst (サービス)……すなわち、渡辺氏のいう「サービスそれ自体」(63頁)とも言っている。「渡辺氏のいう「サービスそれ自体」とは、サービス α のことであり、それは、サービス γ (金子氏言うところの「一般的規定としてのサービス」とは、全く別のものである。金子氏は、随所で、渡辺説を評価している。だが、その「評価」は、サービス γ というようなサービスはないという、渡辺説の根本を理解しないままのものでしかない、と言わざるをえない。

(3)上記(2)を踏まえ、渡辺氏は、サービス γ (かつての金子氏の規定では、いわゆるサービス)を重視する金子説を批判する。[[以下の部分は、補節「金子氏におけるサービス概念の転回」の内容と関わるので、以下、参照する場合には、「渡辺氏の金子説批判部分」と呼ぶ。]

1)渡辺氏は、「サービス労働を非物質的労働に等しいものと考え」る(『渡辺』60頁)誤りの例として、注(62頁)で、金子氏の叙述(『生産的労働』、112-3頁、148頁)を引用して

いる。金子氏においては、物的と物質的との区別がないが故に、この金子氏の叙述は、同時に、「サービス労働を生産物の形態（対象的 [物的] または非対象的 [非物的] 形態）にもとづいて規定する誤り」（『渡辺』、61頁）の例でもあるだろう。

2) また、渡辺氏は、「一方で、サービスとしての労働が収入と交換される労働であるとする、マルクスの……規定 [概念転回以前の、金子氏の「本来のサービス」] を遵守しながら、他方で、それが賃労働化し、その結果、サービスとしての労働が資本（たとえばそれが [いわゆる] サービス資本であっても）と交換される場合を、マルクスから離れて想定することは、そもそも自己矛盾である。」(79-80頁) といい、そして、その文に対し、以下のように注記し批判している。「金子……氏は、マルクスの規定にそって「ほんらいのサービス」(金子) [サービスβ, 現金子氏の用語法では「形態規定としてのサービス」], ……をいったんは措定しながら、しかし、すぐそれから離れて、「いわゆるサービス」(金子) [サービスγ, 現金子氏の用語法では「一般的規定としてのサービス」], ……を議論の出発点とされている [金子『生産的労働』、111頁 (渡辺氏は、117頁と表記しているが、111頁の誤植と思われる) ……]。』と (『渡辺』81頁)。その他、渡辺氏が、非物(質)的労働=サービス労働等の通俗的なサービス概念を批判するとき、名を挙げないとしても、その批判の矛先は金子氏に向けられている、という点に注意されたい。

(4) 渡辺氏において、サービス労働という概念は、人間を対象とした労働、物に対象化されるのではない労働、「労働自体とは区別される客体的な成果、生産物」を生み出す労働等の、感性的規定とは無縁なものであるが故に、また、物質的・非物質的等の素材の規定とも無縁なものであるが故に、氏は、金子・大吹氏等とは異なり、躊躇なく、「非物的生産物」(「非対象的形態」にある「生産物」、『渡辺』61頁)、「非物質的労働の生産物」(76頁)の存在を是認する。

従来の(いわゆる)サービス労働は価値を形成するの^か形成しないの^か、という論争においては、(いわゆる)サービス労働は「生産物」を生産すると言ってよいのかどうか、という問題がその焦点をなしていた。そして、金子・大吹氏等のいわゆる「通説」に立つ諸論者は、(いわゆる)サービス労働は「生産物」を生産する労働ではない、と言っていたわけである。この点を考える時、非物質的労働において価値の形成を問題にすること自体ナンセンスだという結論(77頁)だけを見れば、いわゆる「通説」と映ずる渡辺説は、素材的・感性的規定に固執する、いわゆる「通説」とは異なる位相において主張されているものである、ということができるであろう。

(5) そろそろ、本節の課題である価値形成の問題につき述べるべきだろう。金子氏は、『サービス』34頁において、渡辺説を紹介した後、「[渡辺氏は、] 結局、サービス労働が価値を形成しない根拠を、収入によって買われるところの消費過程における消費過程に係わる労働というサービス労働の本性に求めた。」と述べ、そして、そのことによって、「サービス労働は本来から価値形成労働たり得ないこと(が) 論証(された)」(33頁)と言っている。だが、ここで言われている、渡辺「サービス労働」概念は、上記(1)で述べたように、また、金子氏の論述内の「収入によって買われるところの……労働」という叙述に現れているように、サービスβ(不生産的労働)のことを意味していたのであって、いわゆる「通説」の代表者としての金子説におけるように、非物(質)的労働等の意味での、サービス労働ではない。そもそも、金子氏も、上記の叙述(初出、1984.5.)以前の論考(初出、1978.1.)においてすでに、「拙著 [金子『生産的労働』] の批判者も、……、ともかく私のいう本来のサービス [サービスβ, 不生産的労働] は価値を生まないとされており、その点について見解の対立はない。」(『サービス』9頁)と言っていたのであって、不生産的労働者も「労働」を売る・そしてその「労働」

がそれ自体価値である等の赤堀説、不生産的労働者も消費者の労働力の価値を形成する等の斉藤説等を除き、(いわゆる)サービス労働価値形成説の諸論者、すなわち、中西・渡辺多恵子・石倉・馬場・説転回 Umschlag 以前の刀田氏等全ての論者が、サービス β (不生産的労働) は、消費過程における労働であり価値を形成することはない、ということをも明言していたのであって、金子氏が、渡辺雅男説を自説の補強となりうらと思ったのは、渡辺説の根本を理解せず、サービス β である渡辺「サービス労働」を、サービス γ である金子「サービス労働」と混同したが故であるにすぎない。

(6) 渡辺氏は、物的 (氏においては多くの場合には、对象的) という規定と物質的という規定とを明確に区別し、そして、上記(4)で述べたように、非物的「生産物」、非物質的「生産物」という概念を是認している。それ故に、価値形成の有無の問題に関しても、氏のアプローチは、金子・大吹氏等のいわゆる「通説」とは別個のものである。当該問題に関する氏の結論を、氏の論述そのものというよりその含意を読み取って言えば、以下のようなになる。例えば、ロダンの彫像 (考える人) —— 目に見え・手でつかみうる (つかむ・触ると、美術館守衛に叱られるが) 物的成果であるとは言え、芸術的作品、それ故に、非物質的成果——等は、世に一つのものであり、商品の価値は実際に投下された労働量によってではなく「再生産」に必要な労働量によって規定されるのだが、その「再生産に必要な労働」という規定が、ロダンの彫像等に関しては存在しない等、非物質的商品の生産に関しては、規準となる再生産労働量・再生産費用が「確定」できない、という問題があるということになる。この「確定」・「不確定」の問題、その故に、非物質的商品の生産においては価値

は形成されるというべきではない、等の問題に関しては、但馬説、佐藤説の紹介の後で論じよう。

但馬氏は、必ずしも、物的と物質的との区別を意識してはいない。だが、『増補』では、サービスという概念を、物(質)的成果を生むかどうかによって与えるべきではない、と言っており、その視点から、価値形成の有無の問題にアプローチしている。氏は、山口重克氏の見解からヒントを得⁴²⁾、次のように言っている。「刀田のいう生産物の場合、その社会的労働性 [社会的労働量規定?]こそが問題なのである。その生産物において、投入労働時間と成果の獲得量の間にある一定の比例的関係が恒常的に成立している [山口氏表現では、「技術的確定性」がある] といえるのか否か? いい換えれば、その部門に社会的必要労働時間のような量的規準が成立しているといえるのかどうか? それらの点について明らかにしないかぎり、ただそこで「生産物」が生産され (または労働の成果が生産物として定義可能であり)、それが売買の対象になっているという意味での「商品」であるというだけでそこに価値の存在を認定できるとはいえないであろう。」と (336-7頁。308頁・332頁も参照)。

佐藤説 [1997] [2000]。

(1) サービス概念について。

佐藤氏は、渡辺氏が頭揚した「サービスそれ自体」(サービス α) を、マルクスのサービス概念として捉える。渡辺氏は、そのサービス α を、「労働のサービス」(サービス β) に焦点をおいて語り、「サービスとしての労働」を問題にする。渡辺氏は、時期を経るとともに、「本来のサービス」という用語をより多くキー概念として使っているが、そのことは、「本来のサービス」は、「サービスそれ自体」(サービス

42) 山口 [1976.10.] (後に、山口 [1983] に所収)。ただし、山口説は、非物質的商品の価値形成は認められており、当論文において問題となっているのは、流通諸費用の不確定性の問題であった。そしてまたそれは、基準としての価値 (事実上、生産価格) を規定する際には、不確定な流通費用 (そして、

流通資本) は捨象されるべきだという点にあった。その意味において、但馬説は、山口説に従ってではけっしてなく、そこにおける「確定性」の有無という問題を「ヒント」として構想されたものである。

α)ではなく、不生産的労働(サービス β)のことであるが故に、サービス概念をサービス β に焦点をおいて語っていることを意味している。それに対し、佐藤氏は、かつては、サービス α (役立ちとしてのサービス)を非経済学的概念と位置づけていたが、その見解を修正し、サービス α をこそ基礎とすべきだと主張している。

(2) 価値形成の問題について。

上記(1)のようにサービス概念を位置づけると、当然、サービス労働は価値を形成するかどうか、という問題提起のあり方そのものが間違っているということになる。そしてそれは正しい。筆者(青才)のように、サービス概念をサービス β に限定したにせよ、サービス=不生産的労働、というその規定それ自体において、「本来のサービス」は価値を形成しないことがすでに前提されているのであって、サービスと価値形成の有無という問題設定は、佐藤氏がいうように、意味のない設定だからである。

この点を踏まえ、佐藤氏は、価値形成の問題に対し、従来の物的成果をもたらしたのかどうか、という視角とは別様の視角から迫る。その視角とは、一面において、渡辺氏の視角、すなわち、物質的生産と非物質的生産との価値形成の有無に関しての違い、という視角であり、他面において、但馬氏の視角、すなわち、渡辺氏以上に明示的に、再生産に必要な労働量、社会的必要労働量を問題にする、という視角である。

以下、これまで述べてきた諸論点を踏まえ、社会的必要労働による価値規定という場合の社会的必要労働とは、商品を再生産するとすればどれだけの労働が社会的には(支配的生産条件においては)必要なのか、という問題であるという点、そしてそれ故に、商品を生産するという場合に、その生産に必要な労働量と成果(商品量)との間に「確定性」があるのかどうか、という問題に関し論じよう。

筆者は、前稿(1977年)公表時においても、(前稿144頁)で、山口[1976]を参照したことからわかるように、そこで述べられている、

山口氏の「確定性」の有無によって価値形成の有無を判別する見解は知っており、また、前稿も、その見解の存在を意識しつつ書いたものである。特に、本節冒頭引用部分(前稿、141-2頁)直後の注(6)(142頁)で、「物的[かつ物質的]商品の生産が理論抽象の基礎として選ばれた根拠」の一つは、そこにおいて、「労働量による価値規定の問題」が最も明瞭になるからである、と述べた際には、そうであった。そして、その点に関わる結論は、以下のもの、「理論抽象の基礎と、そこで得られる規定の妥当範囲とは異なるということ。および、経済学においては、理論抽象の基礎と根拠とを明確にした上で諸規定を与えることが[物的かつ物質的商品の生産を理論抽象の基礎として「労働量による価値規定」を与えることが]課題なのであって、その規定の妥当範囲の確定[ロダンの「考える人」の制作も価値を形成しているのか等の確定]が課題なのではなく、むしろ様々の中間形態・限界領域[ロダンの「考える人」の制作]にかかずらうことは、諸規定を[「労働量による価値規定」を]あいまいにするだけであるということ。この両者を統一的に把握すべきだろう。」(142頁)というものであった。

少しわかり易く語ろう。同じく、「彫像」といっても、様々なものがある。寺院への「道行」に10mおきに100体並べられたそれ、かつては小学校の校庭によく置かれていた二宮金次郎さんの薪を背負ったそれ、箱根と信州美ヶ原に同じものがある人間が立体的に組み合わせられた「像」、ロダンの「考える人」のコピー、ロダン自身が制作した「考える人」そのもの、等々。最初に登場する「像」生産の労働に関しては、多くの人が価値形成的ということだろう。そして、最後のロダンによる「考える人」制作の「労働？」に関しては、それを価値形成的ということに人々は躊躇することであろう。渡辺氏は、「非物質的労働は価値を形成するか、という設問にたいしては、非物質的労働生産物への価値規定の適用そのものが無意味である[と言うべき]」(『渡辺』77頁)と言っている。氏

は、けっして、ロダンの「考える人」の制作は価値を形成しない、といっているわけではない。そこにおいて、価値の形成・非形成の問題を考えることは、ロダンの「考える人」制作は、これこれの複雑労働の成果であって、それ故に価値が高い等の言辞を弄することは、意味の無いこと、「無意味 [ナンセンス]」だといっているのである。

確かに、山口氏が、また、但馬氏が、そして、佐藤氏がいうように、「労働量による価値規定」の問題を考える時、特定の労働量が「確定的」「比例的に」一定の成果をもたらすかどうかという問題は、重要な問題である。そして、その際、問題は、労働量とその成果量との関係一般の問題ともなっている点にも注意されたい。渡辺氏・佐藤氏は、非物質的な領域に関わるものとして問題を立てており、但馬氏は、労働量と生産商品量（非物的商品生産量というニュアンスを持ったそれ）との関係として問題を立てており、山口氏は、物質的領域に属し、かつ、成果が商品生産量という形をとる訳ではない流通諸費用に即して問題を立てているからである。そして、この労働量とその成果量という問題は、コンピュータ・ソフト——それを物的、または、物質的等の視座からはどう位置づけるにせよ——の「再生産に必要な労働」は、コピーすればよいのであって極めて廉価である等、研究・開発に投ぜられた労働量は価値形成上どうなるのかという問題としても立てられるからである。

筆者の当該問題に対する結論は、前稿 [1977] 142頁においてすでに提示している。物的かつ物質的な領域を「抽象の基礎」として与えられた、労働が価値を形成するという規定は、非物的・非物質的領域についても「妥当」するという点と、「その規定の妥当範囲の確定が [経済学の] 課題」ではないという点、「この両者を統一的に把握すべきだろう」と。

表現を変えて語ろう。同じく「彫像」といっても、そのうちには、労働量とその成果量との関係が非常に確定的なもの(a)から、全く確定性はないと言ってよい「ロダンの考える人」(z)に

到るまで、その確定度には量的相違がある。例えば、「彫像」が、複雑労働・芸術的要素の増大等の故に確定度が低くなる順に、a, b, …… , z, と並んでいたとする。とした場合、a~mは価値形成的だが、n~zは、価値非形成的だというような質的区分を与えることはけっしてできないであろう。量的相違があるものに対しては、労働による価値の規定においても、量的相違があるものとして分析するしかないからである。使用価値に関わる労働（生産等）と、使用価値に関わることなく単に価値の形態変換に関わる労働（販売等）という質的区別がある場合には、前者は価値形成的、後者は価値を形成することはない、という質的区分を与えることができる。だが、同じく、「彫像」の「生産」を問題にする場合には、特定の労働を投じたとしても、その形成価値量は、aからzに行くに従い段々と「不確定」になる、そして、zにまで至れば、労働による価値規定ということの問題にすること自体、さらには、そこにおいて、労働・生産・価値という概念を使うこと自体が、無意味になる、ということになるのではないだろうか。[以上述べた点については、青才 [1985]「利潤論の諸問題(4)——流通費用を中心として——」15-17頁（青才 [1990]『利潤論の展開——概念と機構——』未収録部分）を参照されたい。]

補節 金子氏におけるサービス概念の転回

これまでも触れてきたが、金子氏は、途中から、サービス概念の名称を変えている。サービスβ（不生産的労働）を、以前には「本来のサービス」（「ほんらいのサービス」と表記している箇所もあるが、以下、引用部分等を除き、「本来のサービス」と表記する）と呼んでいたが、1985年以降では、「サービスの形態規定」と呼んでいる。そして、サービスγ（非物質的労働等）を、以前には「いわゆるサービス」と呼んでいたが、1985年以降では、「サービスの

一般的規定」と呼んでいる。以下、本補節では、この金子氏におけるサービス概念の転回 Umschlag を跡づけることにする。それは同時に、金子氏を代表者とするいわゆる「通説」批判を意味することになるだろう。

A期 金子『生産的労働』[1966]

金子氏は、[1966]において、「本来のサービス」という概念と「いわゆるサービス」という概念とを提起した。だが、それは、『生産的労働』で説かれた金子説にとって重要なものではなかった。そのことは以下の点に現れている。

(1)『生産的労働』は、第二章を除き、金子氏が、1959-64年に公表した論文を所収したもののだが、「本来のサービス」・「いわゆるサービス」という用語（以下、二つのサービス、と呼ぶ）は、第三章[初出、1964.12.]、第二章[書き下ろし、故に、初出、1966.10.]において登場するのみである。

(2)さらに、二つのサービスの登場回数は少なく、双方合計しても、一桁の箇所（パラグラフ等）でしか使われてはいない。圧倒的に多いのは、サービス労働（＝非物質的労働）という用語である。

(3)また、上記(2)で述べた登場箇所においても、二つのサービス概念を対比した箇所は少なく、それは、(a)110-1頁と(b)179頁においてのみである[以下、箇所(a)・(b)と呼ぶ]。そしてまた、

箇所(a)は本文ではなく注であり、箇所(b)も本文ではなく、「付表」内において、さらには、「所得と交換される労働（本来のサービス）」、「物質的財貨を生産しない労働（いわゆるサービス）」⁴³⁾という形で、すなわち、付加説明的に（……）に括られて登場するにすぎない。

上記(1)～(3)で述べたことは、金子説自身にとっても、二つのサービスという論点が説構成上重要な概念とはなっていなかった、ということの意味している。そして、そのことは、同時に、諸論者が、金子『生産的労働』を読み、『生産的労働』金子説を把握・検討する際に、金子氏の二つのサービスに関する指摘に注意を止めることはなかった、気づかなかった可能性をも意味していた。生産的労働論・サービス労働論に関し、多くの論考をものしている渡辺多恵子氏——当然、金子『生産的労働』を読み・検討している筈の氏——が、金子氏が、「1966年に、すでに」、本来のサービス（サービスβ）といわゆるサービス（サービスγ）とを「区別して」いることに、始めて気づいたかのような論述を、筆者前稿[1977]・金子[1978.11.]を参照しつつ書いた論考[1982]において述べている(97-8頁)のを、そのことの証左と捉えることができるであろう。

筆者前稿は、3節からなるが、冒頭節の表題は、「一 本来のサービスといわゆるサービス[労働]」であり、また、筆者は、箇所(a)の金

43) 箇所(b)の付表においては、「いわゆるサービス」の内に、「商業」・「金融業」を含めている。勿論、このことは、金子説にとって大きな問題という訳ではない。氏は、箇所(a)の注では、「いわゆるサービス」のほかに、「純粋な流通過程にたゞざる労働」をふくめた場合には、「いわゆる広義のサービス」と呼ぶ。」とっており、この相違は、箇所(b)[1964]と、箇所(a)[1966]との時期的差異、それ故に、発展・厳密化と捉えることができるからである。だがしかし、箇所(a)では、「一般には、サービスという範疇が、「物質的財貨に対象化しない労働」一般……と同義語にもちいられることもある。」と言ったのちに、上述の規定を与えている点に注意されたい。すなわち、金子氏は、この二つのサービス概念を、マルクスにおける二つのサービス概念と語っているのであるが[参照。

箇所(a)（『生産的労働』、110頁）。金子『サービス』、7頁、33頁、等々]、金子氏における「いわゆるサービス」概念の実際の誕生（1964年）は、マルクスのサービス概念に依拠してではなく、「[世間]一般には、サービス」は、という叙述に現れているように、俗に通用しているサービスという用語、それ故に、通俗的なサービス概念に依拠したものであったのである。勿論、我々は、このことを評価すべきである。金子氏も、非物質的労働＝「いわゆるサービス」という表現において、意識の底においてであるとはいえ、世間一般にはそういわれている、通俗的にはそういわれているという含意を込め、その「いわゆる」という修飾語を使っていることが——それ故に批判的にそういっていることが——わかるからである。

子氏の指摘（『生産的労働』では、二つのサービスの定義・説明を与えた唯一の箇所、110-111頁、注4）の大半を引用し、「評価」し、「この〔金子氏の〕用語法を採用」することにした（133-4頁、参照）——正確には、金子氏の「いわゆるサービス」を「いわゆるサービス労働」という用語に変更してだが——。もしかすると、この青才前稿〔1977〕を契機として、この金子氏の「二つのサービス」概念は、学界で流通することになったのかも知れない。管見・記憶のかぎり、筆者前稿〔1977〕以前において金子氏の二つのサービスにつき言及した論文はない。

B期 金子『サービス』序論第1章・第2章

ここで、金子「二つのサービス」概念は、金子論文・金子説にとって構成的な概念として浮上する。だが、その内部においては、違いがある。

B-a期 序論第1章（初出、1978.11.）

第1章では、3節の内の1節を割いて、二つのサービスについて論述している。だが、後述する第2章と比較した時、金子『生産的労働』同様、「本来のサービス」が副・従、「いわゆるサービス」の方が主、とされているという感は拭えない。

B-b期 序論第2章（初出、1984.5.）

第2章では、「本来のサービス」の方が主となる。いや、それ以上である。第2章〔第〕4〔節〕後半（33-5頁）を見ると、あたかも「いわゆるサービス」は通俗的なサービス概念であるが故に消し去るべき、と考えているかのような叙述となっている。

(1)サービス概念を「本来のサービス」に限るべき、という叙述。若干省略形での引用ではあるが、その点を示しておこう。「マルクスのサービス概念を再検討し、それは厳密には金子のいう「本来のサービス」と把握されるべきである……とする研究」,「井田喜久治氏〔1967〕,松村一隆氏〔1969〕,世利幹雄氏〔1970〕が、……マルクスのサービス概念はもっぱら金子のいう「本来のサービス」として把握されるべきであるという見地を提示」,「渡辺氏,大吹氏に先立って、サービスの概念を金子のいう「本来のサービス」として把握する必要性を論じた論者は、古賀英三郎氏〔1975〕である」等々。サービス概念は、「厳密には」「もっぱら」「本来のサービス」（不生産的労働）に限るべきだといっている⁴⁴⁾。

(2)「いわゆるサービス」を通俗的な規定として否定するかのような論述。

因みに、『サービス』序論第1章における、金子氏の「いわゆるサービス」の規定は以下のものであった。「〔マルクスの〕第2の意味では、サービス〔「いわゆるサービス」〕とは、……,物質的財貨の生産過程にたずさわる労働と対立し,「純粋な流通過程」にたずさわる労働と区別される意味での,人間を対象とし,人間に働きかけ,したがって物質的財貨を生産することをおしてではなく直接に人間の欲望を充足される労働のことである。」(7-8頁)

ところが、第2章(33-4頁)では、そのような「いわゆるサービス」は「通俗的なサービス概念」だと批判されている。その点を示しておこう。

・「従来から多くの論者が、とかくサービスを

44) このサービス概念に関しての金子氏の諸説のサーベイは、極めて「おかしな」ものである。金子氏がここで列挙した諸氏は、渡辺氏・大吹氏を除き、金子説に言及することはあるとしても、金子「本来のサービス」には一言も触れていない。そして、渡辺氏・大吹氏の、金子「本来のサービス」への言及は、筆者前稿〔1977〕以後のことである。そうであるにも拘わらず、金子氏は、しっかり金子「本来のサービス」に言及し、「マルクスのサー

ビス概念を再検討し、それは厳密には金子のいう「本来のサービス」と把握されるべきである」・「マルクスのサービス概念はもっぱら金子のいう「本来のサービス」として把握されるべきである」とした筆者前稿,「サービスの概念を金子のいう「本来のサービス」として把握する必要性を論じた」筆者前稿に関しては一言も触れていない。極めて「党派的」なサーベイだといわざるをえない。

物に対象化しない労働または非物質的生産に従事する労働とみなす〔——と、みなしていたのは、上引した叙述を見ると、他ならぬ金子氏自身だと筆者には思えるのだが——〕通俗的なサービス概念にとらわれがちであった。それにたいして、……〕

- ・渡辺氏の説の内容を肯定的に紹介し、次のようにいう。(イ)「〔(渡辺氏は、) サービス労働を非物質的労働と同一視する通俗的な理解を退ける〕、(ロ)「渡辺氏は、サービス労働の概念は「収入と交換される労働」としてのみ把握されるのであって、「サービス労働が資本に包摂されうる」という見解は成立し得ないと(する)」と。⁴⁵⁾
- ・これも肯定的に、「古賀氏は、……、サービスと「非物質的生産物」とを同一視しているナビール……などの見解を批判した。」と言っている。

(3)上記(1)(2)と関連したことなのであろう、金子氏は、第2章の第「1」節において、「サービス労働」という用語を用いる時、必ず、その前に、「本来の」または「いわゆる」という修飾語を附している。このことは、それ以前においては、「本来のサービス」の場合には「不生産的労働」といい、単に、「サービス労働」という場合、その大部分はサービス γ （いわゆるサービス労働）のことであった、ということを考える時、大きな変化といわざるをえない。このような表現は、以前にはないだけでなく、以後もない。その意味では、B—b期、金子『サービス』序論第2章は、金子説において特異な位置を占めている。

(4)この「特異性」、上記(1)(2)の主張は、おそ

45) この金子氏による渡辺説の肯定的紹介は、極めて皮肉なものとなっている。その全てが、前第4節で述べた「渡辺氏の金子説批判部分」(『渡辺』、60-1頁、79-81頁)からの肯定的紹介であるからである。勿論、我々は、この金子氏の叙述を、そして、そこに示された氏の学問的良心を評価すべきだろう。何故ならば、ここで、金子氏は、旧来の自説はとりわけサービス概念に関し誤っていたということ、を、渡辺説の肯定的評価という形で表明されているからである。

らくは、(金子『サービス』33-4頁)において肯定的に評価・支持している、渡辺・大吹説の影響の下になされたものであろう——筆者の見るところ、両名の説はその根本において大きく異なるのだが——。大吹氏は、「収入と労働との交換」というサービス β の規定・表現によって、サービス γ をも包摂しようとしている。この大吹説に従えば、金子氏の「いわゆるサービス」も、氏の「本来のサービス」に形式的には包摂されることになる。「いわゆるサービス」(いわゆるサービス提供b・c)でも「収入と労働との交換」がなされると捉えるならば、そうなる。とすると、事態は、サービス β =不生産的労働=「収入と労働との交換」で、その全てを語りうることになり、そして、人間を対象とする労働・非物質的労働等の素材的・感性的(通俗的)な「いわゆるサービス」の消去が可能となる。筆者には、この点において、B—b期における、サービス概念はサービス β に限るべし・サービス γ は「通俗的」という、金子説が成立したものと思われる。

(5)筆者は、前稿(133-4頁)で、箇所(a)(金子『生産的労働』110-1頁注4))の大部分を引用したのち、次のように述べた。

「第一のサービス概念と第二のサービス概念との区別という論点、および、前者を「ほんらいのサービス」と呼び後者を「いわゆるサービス」と呼んでいることからわかるように、前者の規定を本質的とされている点は評価されねばならない。本稿においてこの用語法を採用したのもそのためである(行論上、本稿では、金子氏のいわゆるサービスのうち、本来のサービスと重なり合わない部分のみを特にいわゆるサービス〔労働〕と呼んでいるが)。だが、氏においては、両者ともに価値形成的でないとされたため、せっきくの区別が生かされていない。本稿の課題は、この区別(が)価値形成上の区別(であることを)明らかにするところにある。」(133-4頁)と。

上記の引用部分において、言いたかったのは、以下のことである。

1) 従来のサービスという用語においては、マルクス「本来」のサービス概念と、通俗的なサービス概念とが混同されていた。それ故に、「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との「区別という論点」は「評価されねばならない。」

2) 金子氏は、サービス β を「本来のサービス」と呼んでおり、サービス γ を「いわゆるサービス」と呼んでいる。上記1)で述べたことであるが、サービス γ に対しては、「いわゆる」という蔑称をつけている点、サービス β には「本来の」という敬称を附している点において、「評価されねばならない」とした。

3) 金子『生産的労働』におけるサービス概念は、その大部分が——箇所(a) [110-1頁, 注4)] を除くとほぼ全てといってもよい——、「いわゆるサービス」である。それ故に、筆者は、上記1)2)で述べたことを顕揚するために、「この [金子氏の] 用語法を採用した」。すなわち、「本来の」・「いわゆる」という金子氏が自ら附している修飾語は、「いわゆる」の側に依拠している金子説、いわゆる「通説」を解体するものであると考え、「この [金子氏の] 用語法を採用した」のである。

4) そして、これまで述べてきた「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との区別を踏まえると、マルクスが前者に即して述べたサービスは価値形成的ではないという規定は、後者、「いわゆるサービス」・サービス γ ・非物(質)の労働等には——「区別」があるのだから、同じくは適用できない——ということの意味して

いる。「[金子]氏においては、両者 [二つのサービス] とともに価値形成的でないとされたため、せつかくの区別が生かされていない。本稿の課題は、この区別(が)価値形成上の区別(であることを)明らかにするところにある。」と述べたのも、その謂いにおいてである。

筆者は、金子『サービス』序論第2章を読んだ時——正確には、金子 [1984] を読んだ時——筆者の「思い」は半ば実現されたと感じた。何故ならば、上記1)2)3)で述べたように、金子氏は、サービス概念はサービス β に限るべし・サービス γ は「通俗的」、といているからである。とすると、そのことは同時に、価値形成に関しての金子説(いわゆる「通説」)に関し、根本的反省を迫ることになる。すなわち、サービス概念における区別(上記5)の1)2)3)で述べた区別)を踏まえると、——4)で述べたように——「本来のサービス」が価値非形成だ、ということ、それと「区別」された、いわゆるサービス労働の価値「非形成」を何ら根拠づけるものとはなりえないことになるからである。

炯眼なる金子氏は、このことを認識されたのであろう。「本来のサービス」に限るべし・「いわゆるサービス」は通俗的な概念として消去すべし、という説は、それまでの金子『生産的労働』で述べた自説、本来の金子説を解体するものであることを知ったのであろう⁴⁶⁾。それ以後、この「正しい」観点から後退し、旧来の金子説、いわゆる「通説」に回帰することになる。

46) 因みに、筆者は、金子氏より、金子 [1984] の惠投を受けた時の返礼の手紙——「不一」の手紙——で、以下のように述べた。「(金子)先生が「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との区別を強調されればされるほど、また、私、渡辺雅男氏、大吹勝男氏、渡辺多恵子氏等のある意味では先生の問題提起を生かした見解、すなわち、本来、サービスとは女中労働等の「所得と交換される労働(力の発現としての労働)」である、——それ故、不生産的労働、消費過程における労働、価値を形成しない労働である、——という見解が賛同者を獲得すればするほど、ますます、先生の

与えられたサービスの2区分は、本当は価値非形成的労働と価値形成的労働の区分でもあるということが明確になるのではなかろうか、という感じを持っています。その意味では、先生の与えられた「本来のサービス」と「いわゆるサービス」との区分は、両者はともに価値を形成しないとされている先生が思っておられる以上に重大な区分、いわば、金子説(物質的生産労働価値形成説)を批判しうるだけの内実を持った正しい区分であると思います。その意味では、青才説の位置は、いわば金子説的概念装置を用いての金子説批判、ということになる訳です。」と(1984.6.8.筆)。

C期 金子『サービス』本論

金子『サービス』本論には、1985年以後公表した論文が収められている。そして、本論第1章 [初出, 1985. 7.] において、金子サービス概念は転回 Umschlag することになる。

以下、その「転回」を示しておこう。

(a)「本来のサービス」から「形態規定としてのサービス」への、また、「いわゆるサービス」から「一般的規定としてのサービス」への、用語の転回。その結果、「本来の」という語と「いわゆる」という語が持つ含意——前者は「正しく」後者は「誤り」という含意——、その金子説解体的含意は、その用語の変更・転回によって、「回避」・消し去られることになった。

(b)そして、再び——旧来の金子説に回帰したのだから、当然のことであるが——、サービス γ (転回以前の「いわゆるサービス」、転回後の「一般的規定としてのサービス」) が優位を占めることになる。そのことはまた、B—b期 [1984] とは異なり、「サービス労働」という概念は、もっぱら、サービス γ の意味において、または、実質サービス β を包含したサービス γ のこととして述べられることになる。

(c)以下述べることは、上記(a)(b)と同じ意味での変化・後退・「転回」ではないが、以前の「いわゆるサービス」と、現金子説の「一般的規定としてのサービス」とは、異なっている。金子氏は、[2003] においても、「私はかつては、……、「一般的規定としてのサービス」を「いわゆるサービス」と呼んだ。」(160頁) といっているが——もしかすると、「一般的規定としてのサービス」概念自体の含意が変化しているということなのかも知れないが——、両者の含意は異なる。以下、この点について述べておこう。そして、そのことは、金子氏の「一般的規定としてのサービス」概念の持つ矛盾・齟齬を示すことになるだろう。

イ. 金子『生産的労働』時代

まずは、箇所(b) (金子『生産的労働』, 179頁, 付表, 初出1964)。

二つのサービス概念の誕生時における金子氏

による規定においては、氏の「いわゆるサービス」と「本来のサービス」という二つのサービスに関する規定と、氏の「本源的規定としての生産的労働」と「形態規定としての生産的労働」(商業資本等も含め、資本に雇用される賃労働) という二つの生産的労働に関する規定とは、整合的、対照的(対ツイ、として照らし合わせるとうわりやすい) 規定であった。

(1)「本源的規定」(実質、金子氏においては、素材的・感性的規定) からの区分において、「いわゆるサービス」は、「物質的財貨を生産する労働」ではない労働と規定されているが故に、そこには、「商業」「金融」等「本源的規定としての生産的労働」以外のもの全てが入っていた。

(2)人間を労働対象とする、物(質)的成果を生むかどうか、という素材的・感性的規定(金子氏にとっては、本源的規定)の故に、「家事使用人による家具の組立て」等、「現物サービス」Nutraldienst は、「いわゆるサービス」ではなく「本源的規定としての生産的労働」であるとされていた。

だが、上記(1)の点は、他の箇所での金子氏の叙述、サービス労働は、商業・金融における労働とは異なる、という叙述と齟齬するが故に早晩否定される運命にあり、以前にも述べたが、箇所(a) (金子『生産的労働』110-1頁) では、「いわゆるサービス」+「純粋な流過程 [等] にたずさわる労働」=「いわゆる広義のサービス」、という叙述に見られるように、「商業」「金融」等は、「いわゆるサービス」から除かれることになった。この変化は、金子説における二つのサービス概念と二つの生産的労働概念との間での論理整合性の毀損、という意味では、結構大きな問題だが、本稿の課題にとってより大きな問題は、上記(2)の問題にある。すなわち、物(質)的成果をもたらす「現物サービス」は、「いわゆるサービス」には入っていなかったが、「いわゆるサービス」転回後の「一般的規定としてのサービス」には、入るのか・入らないのか、という点にある。

ロ、サービス概念転回後、金子『サービス』本論時代。

「いわゆるサービス」と「本来のサービス」という二つのサービス概念と、「本源的規定としての生産的労働」と「形態規定としての生産的労働」という二つの生産的労働概念とは、もともと、金子氏にとっては、同じことの二様の表現であった。それ故に、「本来のサービス」概念転回後の「サービス」を氏は「形態規定としてのサービス」と呼んでいる。だが、「いわゆるサービス」概念転回後の「サービス」を、氏は、けっして、「本源的規定としてのサービス」とはしていない——それはそれで、「本源的規定としてのサービス」というような概念は成立し得ないが故に、支持されるべきなのだが——。氏は、「いわゆるサービス」概念転回後の「サービス」を、「一般的規定としてのサービス」と規定している。

氏が、そう規定・表記した理由は、おそらくは、以下の二点にあると思える。(1)金子氏は、「サービスとは、一般に、ただ物としてではなく活動として有用である限りでの労働の特殊な使用価値の表現でしかない。」[Re.219頁, MEGA. S. 115] というマルクスの叙述から、マルクスに従い「一般」という用語を採用したという点。(2)そして、「サービス」=「労働の特殊な使用価値」という規定は、サービスβ（不生産的労働、転回以前の「本来のサービス」）を、実質、サービスγ（転回以前の「いわゆるサービス」）に包含しうる理由をなすと考え、それ故に、サービスγを「一般的」規定だと考えたという点。

それ故に、金子氏は、以後、「一般的規定としてのサービス」の含意に関し、矛盾・齟齬に苛まれることになる。金子『生産的労働』当時の「いわゆるサービス」は、もともと、非物質的労働等の素材的・感性的規定であった。そしてまた、金子氏の「本源的規定としての生産的労働」も物質的労働等の素材的・感性的規定であった。まことに、誤りのなかでは誤りは尙う、のであり、生産的労働における「誤った」素材

的・感性的規定とサービスにおける「誤った」素材的・感性的規定との間の論理は整合し、矛盾はない。だが、「一般的規定としてのサービス」=「労働の特殊な使用価値」という規定は、一面の正しさと他面の誤りとが同居している規定であるが故に、矛盾が生ずる。金子氏の「一般的規定としてのサービス」の内容は、依然として、素材的・感性的規定（サービスγ、いわゆるサービス）である。だが、それを表現する形式は、マルクスの規定、「労働の特殊な使用価値」等、サービスβ（本来のサービス）である。それ故に、金子氏は、「一般的規定としてのサービス」の内実に関し、サービスβとサービスγとの間で悩むこととなる。

「形態規定としてのサービス」（転回以前の本来のサービス）における「現物サービス」の問題に関連し、「一般的規定」というからには、それも、「一般的規定としてのサービス」に包含されるのですね、という詰問に対し、金子氏は、「現物サービス」の内には、様々なものがあり、A [「消費財を継続して使用可能な状態に維持する労働」、例えば、「洗濯」] は、「一般的規定としてのサービス」である、B [「消費財を現実に消費可能な状態に加工する労働」、例えば、「料理」の一部 [例えば、「水飯」] はそうであるが、一部 [例えば、「肉焼き」(ステーキがレストランで商品として生産される場合)] はそうではない、C [「消費財(生活手段)を作る Dienst」、例えば、「着物の仕立」] はそうではない(「一般的規定としてのサービス」ではなく、本源的には、生産的労働である)等の返答を、矛盾・齟齬するしかない返答を迫られることになる(『サービス』63-9頁等参照)。金子氏本来の素材的・感性的規定を徹底して主張する斉藤氏と、一部マルクスに依拠しているが故に斉藤説とは異なる金子氏、との論争の構図(参照、金子『サービス』本論第2・3・4章)は、金子氏における、内容・実質と、形式・マルクスの叙述に依拠との矛盾、サービスβ（不生産的労働）とサービスγ（非物質的労働）とを同じ用語で(サービス=「勞

働の特殊な使用価値」, という同じ用語で) 語りつつ, なお, 両者の違いを言わねばならないという矛盾・の露呈という意味を持つものである。

勿論, 本補節で述べた, 金子サービス概念の転回とは, 金子 [1984] から金子 [1985] に到る転回, 「本来のサービス」→「形態規定としてのサービス」, 「いわゆるサービス」→「一般的規定としてのサービス」という用語の「転回」の謂いである。だが, 金子説のという意味では, 氏は本質的には何ら転回しておらず, 一時期 [B—b期, 1984年] に, 正しい, それ故に, 氏にとって自説解体的意味をもつ叙述をなした, というだけのことだったのかも知れない。その意味では, 用語の「転回」によって, 一時期 [B—b期, 1984年] に到達した高みから「転」じ, 旧来の自説に「回」帰しただけのことだったのかも知れない。この辺のことは, 当事者である金子氏自身に聞くしかないことであらう。

文献リスト

1. 本稿で引用・参照した文献のみを示す (ただし, マルクスは除く)。
2. 本稿での論文名の略記等を [……] 内に附記する。
3. 配列は, 著者の50音順とする。

青才高志 「価値形成労働について——生産的労働とサービス——」, 『経済評論』, 1977年9月。[前稿]

青才高志 「『資本論』とプラン問題——『経済学批判』プランと「競争論」——」, 『経済学批判』第5号, 社会評論社, 1978年5月。

青才高志 「有用効果生産説批判——有用効果生産説は正しい, 故に誤りである——」, 『信州大学経済学論集』, 第20号, 1983年3月。

青才高志 「利潤論の諸問題(4)——流通諸費用を中心として——」, 『信州大学経済学論集』, 第22号, 1985年3月。後に, 青才 [1990] に所収。

青才高志 『利潤論の展開——概念と機構——』, 時潮社, 1990年。

青才高志 「プラン問題をめぐる諸見解——佐藤金三郎氏の死を悼んで——」, 『信州大学経済学論集』, 第28号, 1991年3月。

青才高志 「生産価格の編入と〈資本一般〉の転回——大村泉氏の見解の検討を中心として——」, 『信州大学経済学論集』, 第43号, 2000年7月。

石倉一郎 「討論の回顧と最近の展望」, 石倉・渡辺等 [1982] 所収。

石倉・渡辺等 『経済労働研究 第一集 サービス労働・非物質的賃労働・非物質的商品』, 経済労働研究会, 1982年11月。

井田喜久治 「サービスについて」, 立教大『経済学研究』, 1967年5月。

宇野弘蔵 『経済原論』上巻, 岩波書店, 1950年。

大谷禎之介 『図解 社会経済学』, 桜井書店, 2001年。

大吹勝男 「流通費用としての保管費用の生産的性格」, (駒沢) 『経済学論集』, 1978年9月。後に, 大吹 [1985] に所収。

大吹勝男 「『資本論』における運輸費用について」, (駒沢) 『経済学論集』, 1980年3月。後に, 大吹 [1985] に所収。

大吹勝男 「サービスおよびサービス労働概念について」, (駒沢) 『経済学論集』, 1980年12月。後に, 大吹 [1985] に所収。

大吹勝男 「人間の運輸とサービス業」, (駒沢) 『経済学論集』, 1984年6月。後に, 大吹 [1985] に所収。

大吹勝男 『流通費用とサービスの理論』, 梓出版社, 1985年。

金子ハルオ 『生産的労働と国民所得』, 日本評論社, 1966年。[金子『生産的労働』]

金子ハルオ 「サービスの概念と基本性格」, 金子等編 『経済学における理論・歴史・政策』, 有斐閣, 1978年。その後, 金子 [1998] に所収。

金子ハルオ 「生産的労働と不生産的労働」, 『資本論体系 7 地代・収入』, 有斐閣, 1984年。後に, 金子 [1998] に所収。

- 金子ハルオ 「サービスの理論問題」, 『経済理論学会年報』第22集, 青木書店, 1985年。後に, 金子 [1998] に所収。
- 金子ハルオ 『サービス論研究』, 創風社, 1998年。[金子『サービス』]
- 金子ハルオ 「サービスとは何か。「経済のサービス化」をどう把握するか」, 『経済』, 2003年7月。
- 榎田 豊 『サービスと労働力の生産』, 創風社, 2003年。
- 古賀英三郎 「階級編成と生産的労働」, 『一橋論叢』第73巻第5号, 1975年。
- 齊藤重雄 『現代サービス経済論の展開』, 創風社, 2005年。
- 佐藤拓也 「マルクスのサービス (Dienst) 概念とその含意」, 政治経済研究所『政経研究』, 1997年11月。
- 佐藤拓也 「サービス労働の価値形成性」, 大石雄爾編著『労働価値説の挑戦』, 大月書店, 2000年。
- 世利幹雄 「国民所得論と生産的労働」, 九州産業大学『商経論叢』, 1970年。
- 但馬末雄 『マルクスの商業資本論』, 法律文化社, 1987年。
- 但馬末雄 『商業資本論の展開 [増補改訂版]』, 法律文化社, 2000年。[『増補』]
- 田中英夫 「生産的労働とサービスについて」, 立教『経済学論叢』, 1978年2月。
- 刀田和夫 「労働の対象化, 物質化, 凝固とサービス労働」, 九大『経済学研究』, 1977年5月。後に, 刀田 [1993] に所収。
- 刀田和夫 「サービス商品の価値と商品体——赤堀邦雄教授の諸説に関連して——」(1)(2), 九大『経済学研究』, 1979年8月・12月。後に, 刀田 [1993] に所収。
- 刀田和夫 『サービス論争批判』, 九州大学出版会, 1993年。
- 馬場雅昭 「運送費用論序説」, 大阪市大『経営研究』, 1974年11月。
- 馬場雅昭 「サービス労働およびサービスについて」(1)(2), 『旭川大学紀要』, 1981年12月, 1982年4月。後に, 馬場 [1989] に所収。
- 馬場雅昭 「資本制生産におけるサービス生産の三形態」, 『旭川大学紀要』, 1982年11月。後に, 馬場 [1989] に所収。
- 馬場雅昭 『サービス経済論』, 同文館, 1989年。
- 中西健一 「マルクスにおける交通=生産説の二つの根拠」, 大阪市大『経済学雑誌』, 1957年10月。
- 松村一隆 「生産的労働とサービス」, 愛知大『法経論集 (経済篇)』, 1969年7月。
- 茂木六郎 「保管費用と運輸費に関する一考察」(二), 長崎大『経営と経済』, 1958年10月。
- 山口重克 「商業資本と競争論」(2), 東大『経済学論集』, 1976年10月。後に, 山口 [1983] に所収。
- 山口重克 『競争と商業資本』, 岩波書店, 1983年。
- 渡辺多恵子 「マルクスのサービス規定」, 『日本のこえ』, 1972年9月等。後に, 石倉・渡辺等 [1982] に所収。
- 渡辺多恵子 「賃労働とサービス労働, 物質的商品と非物質的商品——論争点の発展のために——」, 石倉・渡辺等 [1982] に所収。
- 渡辺雅男 「雇用労働の諸形態」, (一橋大学大学院)『一橋研究』, 1977年6月。後に, 渡辺 [1985] に所収。
- 渡辺雅男 「労働のサービスと非物質的労働」, 『一橋研究』, 1978年12月。後に, 渡辺 [1985] に所収。
- 渡辺雅男 「サービス概念の再検討——J・B・セイの「生産的サービス」論とマルクス——」, 『一橋研究』, 1980年9月。後に, 渡辺 [1985] に所収。
- 渡辺雅男 「サービス労働論の諸問題」, 『資本論体系 7 地代・収入』, 有斐閣, 1984年。後に, 渡辺 [1985] に所収。
- 渡辺雅男 『サービス労働論』, 三嶺書房, 1985年。[『渡辺』]
- “The Oxford English Dictionary”, second Edition, 1989.

(投稿受付 2006年5月22日)